

もっと知りたい 琴浦町



ことしの仕事

令和7年度（2025年度）

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

SDGsとは、持続可能な世界を実現するため、国連で全会一致で採択された国際目標のことです。「貧困の撲滅」や「クリーンなエネルギー」、「平和と公正」など、2030年までに達成を目指す17の目標が定められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsの2つの特徴、考え方

SDGsの特徴、あるいはSDGsの考えを導入することで重要な点は2つあるといわれています。

1つ目は、「未来の目線から今を見る」ということです。SDGsの目標は、2030年のあるべき世界・社会の姿から定められており、将来を基準に現在を考えていくものです。

2つ目は、「様々な分野から総合的に課題を考える」ということです。SDGsは包括的に17の目標が定められておりますが、一つの目標を入り口にして、その他複数の目標と関連させながら考えていくものです。

社会の多くの課題は、相互に複雑に絡み合い関連し合っているため、それぞれの関連を把握し、総合的に考え、取り組んでいくことがより重要になっています。

SDGsの目標アイコンを表示

これまで、琴浦町の取り組んできたまちづくりとSDGsは、とても親和性が高いものと考えています。

また、今後のまちづくりの中で、上記のSDGsの特徴、考え方も上手に取り入れ取り組んでいきたいと考えております。本書の中においても、関連する事業に上記の目標アイコンをいれて表示しています。

発行にあたり

町の仕事は、多くの町民の皆様のご理解とご協力によって進めていきたいと考え、今年度も、「もっと知りたい琴浦町 ことしの仕事 令和7年度（2025年度）」を作成しました。

町民の皆様に、1年間の町の予算（お金）がどのような仕事に、いくら使われているのか、具体的に知っていただき、町の仕事に関心をもっていただけるよう作成しています。



令和7年度の予算総額は131億6,400万円、前年比5.1%の増額となり、過去最大の予算規模となりました。町民が琴浦町を誇り、若者にも選ばれるまちとするため、「まちづくりビジョン」、
「総合戦略」で掲げた将来像の実現に向けた予算としました。

昨年度に引き続き、次の4つの柱を重点とし、町民一人ひとりの幸せと活気あふれる琴浦町を実現するため、新たな国の交付金を活用した地方創生にも積極的に取り組みます。

- 柱① 人を大切に
- 柱② 地域の輪を広げる
- 柱③ 輝く産業、経済の強化
- 柱④ 壊さない環境、活かす施設

本冊子は、今年度、特に力を入れていく重要な取り組みや、町民の皆様の生活に直結するものを中心に掲載しています。一般的な予算書や予算説明書などとは異なり、町民の皆様に身近なこととして感じていただけるように、分かりやすい表現に努めましたので、大人だけでなく、中学生など若い世代の方にも、関心のある部分から、ぜひ読んでいただきたいと思います。

本冊子をお読みいただき、町政運営のあり方や、皆様に納めていただいている税金の使い道に関心をもっていただき、ご家庭・地域・職場・学校など身近なところで、話題にしてください。ご意見ご質問などありましたら、各担当におたずねください。また、新しいアイデアやご意見などございましたら、ぜひお聴かせください。

令和7年5月

琴浦町長 福本 まり子

ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言



ゼロカーボンって何？

温室効果ガスが増えて
気温が上がると
地球温暖化が進んで



異常気象



海面上昇
などなど



僕たちの生活や未来に悪影響



そんな...
どうすればいいの

ゼロカーボンとは

僕たちが出す 二酸化炭素 (CO2) をなるべく減らして



ゼロカーボンを
目指すのさ

みんなが
協力しなきゃ
なんだ!!



そのために
行政だけじゃ
なくて
町のみんなや
事業者
(会社など)



電気自動車
の導入

水の力を使う
水力発電

船上山ダムにあるよ

例えば
町では
CO2が発生しない
自然エネルギー
を活用しているよ

太陽光パネルを
役場や施設に設置予定

太陽光を使う
太陽光発電



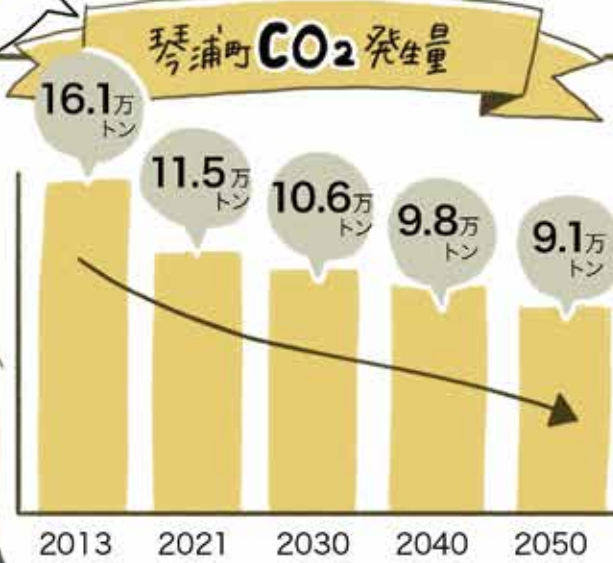
環境にやさしい
エネルギーだね

僕たち一人ひとりができること



目指せゼロカーボン

とろろど
どれくらい
発生してるの？



琴浦町で
将来を
予想したところ

あれ
減ってるね

みんなが
環境について意識して
少しずつ行動することで
さらに減っていくんだ

実は…
人口減少や技術の
発展によって
CO₂は減る傾向に
あるけど

★
みんなが目標達成を
目指そう！！

より豊かな
環境を未来に
残したいね

2050年
ゼロカーボン
を目標にしているんだ！！

町全体で協力するんです

※まんがでは、温室効果ガスの主なものとして、二酸化炭素について説明しましたが、他にメタン、一酸化二窒素、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素、ハイドロフルオロカーボン類も温室効果ガスとされています。

第3期 (2025→2029)

琴浦町地方創生総合戦略



人口減少や高齢化が進みつつある本町において、地域活性化を目指し、地方創生の取り組みを進めるため、今後5年間の重点施策をまとめた「第3期琴浦町地方創生総合戦略」を策定しました。

策定にあたっては、町民の皆様と一緒に作りあげていく戦略とするため、「第2期琴浦町まち・ひと・くらし創生戦略」の取り組みを検証した上で、アンケート、ワークショップ及びインターネットなどにより集めた町民の声を反映し、施策につなげていきました。

本町は、「町民がこれからも住み続けたいと思える豊かなまち」を創ることを目指します。

詳細は町ホームページからご覧になれます→



ワークショップの様子

SDGsの理念に基づく持続可能な地域社会の実現

こども

子どもの育ちに寄り添い、「我がまち」を誇れる教育をすすめる

〈主な施策の方向性〉

- 子どもの居場所づくり
- 妊娠・出産・子育てを支える環境づくり
- 「誰一人取り残さない」共生社会の教育実現・グローバル化する社会で活躍する人材の育成
- 地域とともに学び支え合う教育環境と人材育成の推進
- ふるさとを誇りに思う教育の推進



〈数値目標〉

- ① この地域で子育てをしていきたい人の割合
(基準値) 71.4% (R2~5平均値)
→ (目標値) **75%以上** (R7~11平均値)
- ② 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う生徒(中学3年生)の割合
(基準値) 77.1% (R6)
→ (目標値) **80%以上** (R11)



すこやか

誰もが健康で生きがいをもって輝けるまちを目指す

〈主な施策の方向性〉

- 持続可能な健康づくりの推進
- 高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくり
- 読書バリアフリーの推進



〈数値目標〉

- 健康寿命の延伸
(基準値) 男性79.11歳
女性83.11歳 (R4)
→ (目標値) **1年延伸**
男性80.11歳
女性84.11歳 (R11)



しごと 魅力ある産業が生み出す地域経済循環を実現する



〈主な施策の方向性〉

- 琴浦ブランド化の推進と販路拡大
- 農林水産業の新技术を活用した生産性向上と多様な担い手の育成
- 商工業の振興

〈数値目標〉

- ① 主要品目の年間販売額
(梨、ブロッコリー、ミニトマト、白ネギ、繁殖和牛、酪農、グランサーモン、すいか)
(基準値) 52.5億円 (R5)
→ (目標値) **57億円** (R11)
- ② 町内企業就職者数
(基準値) 1,007人 (R1～5累計)
→ (目標値) **1,007人** (R7～11累計)



ひと 新しいひとの流れをつくり、暮らし続けることができるまちをつくる

〈主な施策の方向性〉

- 関係人口の創出・拡大
- 移住・定住の促進
- 観光振興の推進

〈数値目標〉

- ① 人口社会減数
(基準値) 410人 (R1～5累計)
→ (目標値) **400人以下** (R7～11累計)
- ② IJUターン者数
(基準値) 746人 (R1～5累計)
→ (目標値) **800人** (R7～11累計)
- ③ 観光入込客数
(基準値) 83万人 (R5)
→ (目標値) **93万人** (R11)



くらし 安心・安全な持続可能な暮らしを守り、町民と共に未来のまちを創る

〈主な施策の方向性〉

- 行政分野におけるDXの推進
- 安心安全な地域づくり
- 持続可能なまちづくり
- 地域活動の推進
- 暮らしやすい地域づくり
- 環境に配慮した地域づくりの推進

〈数値目標〉

- ① 温室効果ガス排出量の削減
(目標値) **2050年までに琴浦町における温室効果ガス排出量実質ゼロ**
- ② 公民館と地域で協働して活動を行った地区数
(基準値) 5地区 (R6)
→ (目標値) **7地区** (R11)



令和7年度当初予算 もっと知りたい

柱 1 人を大切に

一人も取り残すことなく、町民一人ひとりが希望と誇りをもって暮らすことのできるまちを実現します。

未来を担うこどもたちの育成

学習用タブレット整備
8,025万円 新規

ICTを活用した教育を推進するため、児童・生徒に一人1台のタブレット端末を更新します。

紙おむつ定額制サービス
保護者負担軽減
69万円 新規

町内のこども園・保育園で導入している紙おむつ定額制サービスの利用料の一部を町が負担し、保護者負担を軽減します。

台湾中学生との相互交流
244万円 継続

異文化理解とグローバルな人材の育成を目的に、台湾台中市の中学校と相互派遣交流を行います。

健康で笑顔があふれるまち

フレイル検知事業
216万円 新規

電気の使用状況とAIを用いてフレイルリスクの高い一人暮らしの高齢者を早期発見し、訪問などを行うことにより、フレイルを予防します。

帯状疱疹ワクチン予防接種
787万円 新規

帯状疱疹は、時に痛みを伴う水ぶくれが出現する病気ですが、ワクチン接種による予防効果が認められています。予防接種費用の一部を助成します。

みんなで支え合う地域社会

給食食材高騰対応
1,551万円 拡充

給食の質を確保するため食材費単価を増額しますが、経済的負担を軽減するため保護者負担は据置き、増額分は町が負担します。

柱 2 地域の輪を広げる

町民一人ひとりが町政の主役として活躍できる地域づくりを推進します。

笑顔でつながる地域コミュニティ

ふるさとまちづくり団体応援
200万円 新規

多様な主体によるまちづくりを推進するため、ふるさと納税（個人・企業版）を活用し、地域活性化や課題解決を目的とした主体的な取り組みを行う団体を支援します。

公民館を基軸とした
地域コミュニティ

新ふなのえこども園・成美地区公民館及び安田地域交流センター「安田の郷」が完成し、新たな拠点で地域活動を開始します。

魅力あふれる観光拠点

サイクルステーション拠点整備
4,374万円 新規

鳥取うみなみロードのエイドステーションとして道の駅「ポート赤碕」を活用するため、日韓友好資料館をサイクリングの休憩・点検場所、レンタサイクルステーションに整備します。

暮らしやすい地域づくり

文字表示システム導入
452万円 新規

役場窓口に、音声を変換するシステムを導入します。外国語翻訳を同時に行うことにより在住外国人を支援するほか、耳の聞こえづらい人へ配慮した対応を行います。

役場スマート窓口運用開始
447万円 新規

役場で行う転入転出などのライフイベントに伴う各種手続きをひとつの窓口で完結させ、利便性向上を図ります。

行財政情報の公開
319万円 拡充

まちの予算や決算の情報を町民が容易に検索できる形でホームページに掲載します。ハザードマップなどの地理情報（航空写真・地図）も公開します。

ことしの琴浦町 **主要事業**

柱 3 輝く産業、経済の強化

町の活力であり、生活の基盤となる産業を振興し、地域経済を強化します。

活気あふれる地域経済

未来人材奨学金返還支援 99万円 拡充

若者のIJUターンを促進し、地域で活躍する人材の確保を目的に奨学金の返還を助成します。令和7年度から対象業種・助成率など、制度内容を変更します。

自給飼料生産緊急支援 330万円 新規

飼料価格高騰の影響を受けにくい自給飼料生産体制強化のため、酪農家自らが生産する飼料作物の種子を購入する費用を助成します。

中小企業ステップアップ支援 60万円 拡充

中小事業者の競争力強化を目的に、新商品開発・販路拡大・デジタル活用による業務効率化を推進する取組みを支援します。

未来を拓く新産業の創出

ワイナリー整備支援 2億7,854万円 新規

民間が実施するワイナリー整備事業を支援し、地域農業や産業、観光を中心とした地域振興を目指します。

羽ばたく琴浦ブランド

大阪・関西万博 関西パビリオンの多目的エリア出展 85万円 新規

2025大阪・関西万博において、鳥取県中部への誘客・PRをするため、中部1市4町が一体となり関西パビリオンの多目的エリアに出展します。

がんばる養殖支援 2,400万円 新規

とっとり琴浦グランサーモンのブランド化を推進するため、養殖事業者が行う生産性向上の取組みを支援します。

柱 4 壊さない環境、活かす施設

地球温暖化対策や災害対策、便利で快適な公共施設の改修を行います。

未来へつなぐ豊かな自然環境 (GX)

プラスチック分別回収の開始 2,159万円 新規

令和7年10月からプラスチックの分別回収を開始します。これまで燃やしていたプラスチックを資源として再商品化し循環型社会の形成を推進します。

公共施設ZEB化改修可能性調査 1,119万円 新規

赤碕地域コミュニティーセンターを環境に優しい施設として改修するため、ZEB化に向け施設の構造や設備を調査します。

※ZEB：省エネと創エネにより消費エネルギーを減らすことを目指した建物

自治会公民館LED化支援 100万円 新規

蛍光灯の製造が令和9年末で禁止されることから、自治会公民館のLED化を推進するため、LED照明へ移行経費の一部を助成します。
(令和9年度までの3ヶ年限定)

安全・安心で快適な暮らし

防災行政情報伝達システム導入 3億2,658万円 新規

防災行政無線設備の老朽化により、新たな情報伝達手段として、携帯電話網を活用したシステムを導入します。アプリを活用し、個人のスマートフォンやタブレットでの受信が可能となります。

浸水被害防止対策 3億4,025万円 継続

豪雨時の浸水被害を防止のため、田越・笠見地区、三保・鋤地区及び公文地区の対策工事を行います。

生活を豊かにする施設活用

東伯総合公園サッカー場改修 3億5,781万円 新規

年間を通じた町民のスポーツ・レクリエーション活動の場を確保するため、サッカー場の芝生を天然芝から人工芝へ張り替えます。

ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）による寄附の状況

（総務課 財務監理室）

琴浦町では、全国の皆様から「ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）」による寄附をいただいています。寄附金は、町の様々な事業に活用しています。また、ふるさと納税の寄附者へは寄附のお礼として、町の特産品を返礼品としてお届けしています。ふるさと納税は、町の財源を確保する貴重な手段であると同時に、琴浦町の素晴らしい農産物、特産品を全国にPRできる機会となっています。

令和6年度寄附実績

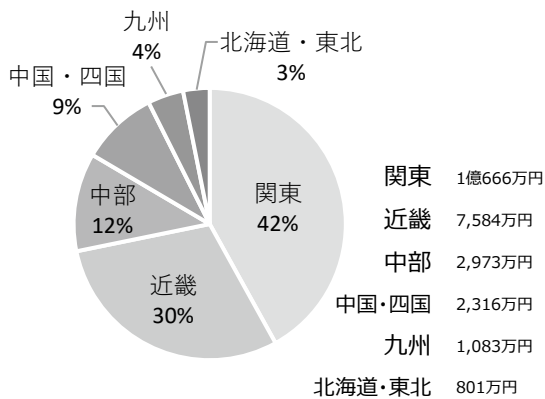
寄附件数：10,845件

寄附金額：2億5,422万2,500円

【地域別】寄附金額の割合

令和6年度の寄附金額の割合を地域別で見ると、関東地方からが最も多く、約1億666万円（4,412件）と総額の4割以上を占めます。関東地方に次いで、近畿地方からは約7,584万円（3,164件）と総額の3割を占める寄附をいただいています。

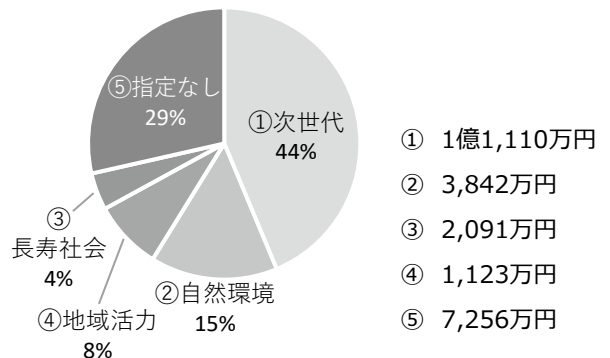
そのほかにも、全国各地から琴浦町に多くの寄附金が寄せられています。



【目的別】寄附金額の割合

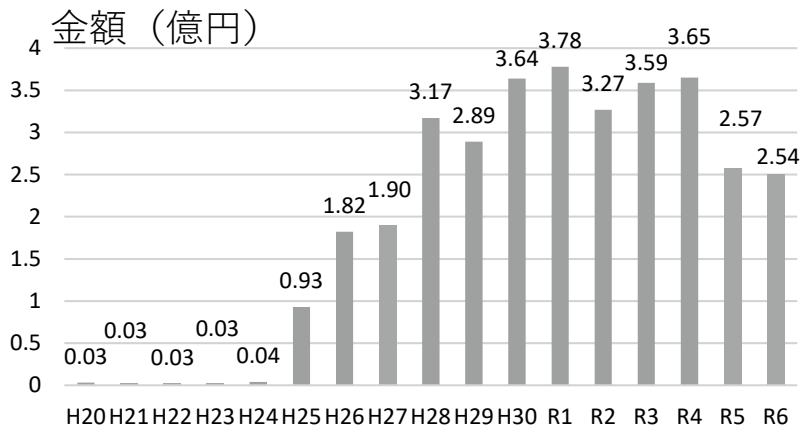
寄附金の使い道は、希望する目的を次の5つ（①次世代を担う子どもたちを育成する事業②美しい自然環境を守る事業③長寿社会に対応した心優しい福祉事業④地域の活力を創出するための事業⑤指定しない）から選んでいただきます。

このうち、「①次世代を担う子どもたちを育成する事業」が最も多く、約1億1,100万円、全体の44%の寄附をいただきました。



寄附金額の推移

ふるさと納税は、平成20年度にスタートしました。琴浦町における寄附額は、平成25年度には9千万円を超え、平成26年度には1億円を突破し、平成30年度以降は3億を超えています。令和5年度以降は、ふるさと納税制度のルール改定などの影響で減少傾向にあります。



令和7年度活用予定事業（一部抜粋）

単位：万円

事業名	事業内容	事業費	ふるさと納税活用額	
進学支援事業	高校生通学費補助	450	200	
ICT教育推進事業	児童生徒用タブレット端末更新	8,025	3,000	
学校給食事業	給食用食材購入	9,506	1,000	
琴浦Myスター☆推進事業	学校独自のふるさと教育	110	90	
こども園運営	芝生の維持管理	553	540	
子育て支援	おむつの定額制提供サービス自己負担軽減	69	60	
分庁舎管理	ZEB化改修可能性調査	1,119	1,100	
エコライフサイクル確立事業	子ども会等による資源ごみ回収	250	250	
じん芥処理	資源ごみ回収・リサイクル処理	894	850	
水産業振興対策事業	がんばる養殖支援事業費補助金	2,400	800	
商工業の振興	琴浦でスタート！応援補助金	450	250	
社会福祉事業	地域福祉事業補助金	1,253	480	
高齢者福祉事業	長寿祝品	90	90	
*16ページ以降の各事業の財源に「ふるさと納税」と記載があるものは、財源にふるさと納税を活用しています。		その他	1億7,775	6,280
		合計	4億2,944	1億4,990

令和6年度活用実績（一部抜粋）

寄附の目的別に、以下の事業にふるさと納税を活用しました。



琴浦町誕生20周年記念事業



こども園 滑り台購入



シルバー人材センター運営支援



農業用機器の導入補助



小学校 デジタル教科書購入

目 次

所属 番号	所属等	施策 番号	施 策	掲載事業	ページ
			SDGsについて		
			発行にあたり		1
			まんが編		2
			第3期琴浦町地方創生総合戦略〔概要〕		6
			主要事業編		8
			ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）による寄附の状況		10
			目次		12
01	議会事務局				
		01	議会費	議員報酬等	16
				議会だより（議会広報）	16
				議会改革	16
		02	監査事務	定期監査・決算審査・随時監査	16
02	総務課				
		01	職員の給与	役場職員の給与	17
		02	町長交際費	町長交際費	17
		03	職員育成	職員研修	17
		04	財政管理費	行財政・地理情報の公開	17
				ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金）	18
				ふるさと未来夢応援補助金	18
				行財政改革	18
				普通財産の活用	18
		05	電算管理	スマート窓口（書かない窓口）の稼働	19
				住民情報システム標準化	19
				入札参加資格審査共同システムの運用	19
		06	施設管理	本庁舎屋上太陽光パネル設置	20
				電気自動車の導入	20
				東伯総合公園の長寿命化	20
				公共施設の劣化状況調査	20
		07	行政事務	情報公開・個人情報保護	21
		08	交通安全対策	交通安全対策事業	21
		09	自治・地域振興	二十歳のつどい	21
				定期借地権設定事業	21
				部落自治振興費補助	22
				コミュニティ助成事業補助金	22
		10	選挙の執行	町長・町議会議員選挙	22
				参議院議員選挙	22
		11	消防・防災	地域防災力向上事業	23
				広域消防運営と消防施設整備	23
				町消防団事務	23
				災害対策経費	23
03	町民生活課				
		01	地域とつながる明るい行政サービス	戸籍・住民票・マイナンバー業務	24
				文字表示システム導入	24
		02	ゼロカーボンの推進	じん芥処理（ごみの収集運搬等）	24
				環境保全	25
				再生可能エネルギー推進事業	25
				エコライフサイクル確立事業	25
		03	生活環境の保全・向上	不法投棄廃棄物処理事業	26
				公共水域環境保全事業	26
				動物愛護	26
				斎場管理	26
04	企画政策課				
		01	行政情報の発信	情報発信	27
				光ケーブル施設維持管理、防災行政情報伝達システムの導入	27
		02	政策形成	ワイナリー整備による地域活性化	28
				国際交流、男女共同参画の推進	28
		03	持続可能な地域づくり	地域交通対策	29
				浦安駅整備事業	29
				地域おこし協力隊	29
				ふるさとまちづくり団体応援事業	30
				地域づくり事業（地域運営組織の支援）	30
		04	移住定住と関係人口の推進	移住定住促進事業	31
				関係人口創出事業	31

所属 番号	所属等	施策 番号	施 策	掲載事業	ページ
05	商工観光課				
		01	商工業の振興	国勢調査 2025	32
				商工会補助金	32
				琴浦町未来人材奨学金返還支援事業	32
				中小企業ステップアップ支援補助金	33
				国道9号商工街路灯（支柱）撤去工事	33
		02	観光の振興	日韓友好資料館サイクルステーション拠点整備事業	34
				町観光協会事業費補助金	34
				大阪・関西万博関西バビロンの多目的エリアへの出展	34
				船上山の環境整備、さくら祭り・紅葉フェス開催の支援	35
				道の駅ポート赤碓定期イベント開催	35
				一向平キャンプ場水源ポンプ取替工事等	35
06	税務課				
		01	賦課徴収業務	課税や納税に関する事務経費	36
		02	国土地籍調査事業	地籍調査事業	36
07	農林水産課				
		01	農業振興対策	スマート農業推進事業	37
				鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	37
				ともに目指す！担い手強化支援事業	37
				環境保全型農業直接支払事業	38
				鳥獣被害対策事業	38
				ぶどう生産拡大事業補助金	38
				鳥取梨生産振興事業	38
		02	農業担い手対策	産地主体型就農支援モデル確立事業	39
				農業研修事業	39
				農業後継者育成対策事業	39
		03	畜産振興対策	自給飼料生産緊急支援事業	40
		04	基盤整備促進対策	田越・笠見地区浸水対策事業	40
				ダム等土地改良施設維持管理事業	41
				日本型直接支払交付金事業	41
				しっかり守る農林基盤整備事業	41
		05	林業振興対策	森林環境譲与税関連事業	42
				木材チップ製造能力向上事業	42
				竹粉砕機共同利用事業	42
		06	水産振興対策	がんばる漁業者支援事業	43
				漁業研修事業	43
				がんばる養殖支援事業	43
		07	船上山発電所管理	船上山発電所	44
08	すこやか健康課				
		01	高齢福祉	介護予防教室	45
				高齢者の総合相談事業	45
				認知症施策	46
				琴浦体操普及啓発事業	46
				介護予防サークル活動支援事業	46
				生活支援体制整備事業	47
				成年後見制度の利用促進	47
				高齢者福祉事業補助金	47
				長寿祝い品	47
				高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	48
				介護保険認定事務	48
				介護保険給付	48
		02	健康推進	集団検診	49
				医療機関検診	50
				健康教室	51
				食育推進事業	51
				健康相談	52
				献血推進事業	52
				こころの健康に関する支援事業	52
				大人の予防接種	53
				中学生におけるピロリ菌検査及び除菌事業	54
				補聴器購入費助成事業	54
				健康経営推進事業	54
		03	国民健康保険	国民健康保険（保険給付費）	55
				国民健康保険（保健事業）	55

目 次

所属 番号	所属等	施策 番号	施 策	掲載事業	ページ
				国民健康保険（その他経費）	55
		04	後期高齢者医療	後期高齢者医療	55
		05	公費負担医療	特別医療	56
				心身障がい医療費助成	56
				自立支援医療	56
				腎臓機能障がい者交通費助成	56
09	福祉あんしん課	01	社会福祉対策	定額減税調整給付金不足額給付事業	57
				子どもの居場所づくり事業	57
				家計改善支援事業	57
				社会福祉協議会への補助金交付	58
				障がい福祉施策負担金、補助	58
				成年後見関係	58
				障がい者交通費助成・運転免許取得助成	58
				特別障害者等手当支給	59
				委託事業	59
				自立支援給付	59
				障がい児通所給付	60
				療養介護医療費事業	60
				地域生活支援給付	60
				戦没者追悼式開催等	60
				重層的支援体制整備事業	61
				民生児童委員活動の機能強化	62
		02	児童福祉対策	児童扶養手当の支給	62
				ひとり親福祉事業	62
		03	生活保護	生活保護	62
10	子育て応援課	01	児童福祉対策	子育て支援サービス	63
				放課後児童クラブの運営	64
				乳幼児家庭保育支援給付	64
		02	保育所運営	こども園・保育園の運営	65
		03	母子保健	親子の健康推進と子育て支援（教室・相談）事業	66
				こどもの予防接種	68
		04	子育て世代包括支援	妊娠期から出産・子育て期にわたる包括的相談支援事業	69
11	建設住宅課	01	町道等対策	防災安全等道路改良事業	70
				防災減災浸水被害防止対策事業	70
				道路維持管理事業	71
				除雪対策事業	71
				河川維持管理事業	71
		02	都市計画整備	立地適正化計画策定事業	72
				木造住宅耐震診断事業	72
				震災に強いまちづくり促進事業	72
		03	空き家対策	空き家対策事業	72
		04	町営住宅等対策	町営住宅、コーポラスことうら管理	73
12	上下水道課	01	分庁舎管理	分庁舎の総合窓口業務	73
				赤碕地域コミュニティーセンター（分庁舎）改修事業	73
		02	下水道	下水道施設の維持管理・更新事業	74
		03	上水道	水道施設の維持管理・更新事業	75
				水道安定供給事業	75
		04	生活環境の保全・向上	合併処理浄化槽事業	76
13	農業委員会事務局	01	農地利用の最適化の推進	農地流動化推進事業	76
				農業委員会活動事業	76
14	教育総務課	01	きめ細やかな支援体制	教育相談・支援体制の充実	77
				就学援助制度	77
				特別支援教育就学奨励制度	77
				フリースクール利用料助成	77
				高校生通学費助成	78
				町内通学支援	78
		02	学校教育の振興	琴浦Myスター☆事業の推進	78
				少人数学級の実現	79

所属 番号	所属等	施策 番号	施 策	掲載事業	ページ
				英語教育の充実	79
				ICT活用教育の推進	79
				中学校部活動支援	79
				中学生相互交流事業（台湾）	80
				小中学校の維持管理	80
				小中学校の教育活動支援	80
15	社会教育課	03	安心安全な学校給食の提供、食育の充実	学校給食	80
		01	生涯学習の充実	生涯学習センター管理	81
				職場環境改善事業	81
				談話コーナー整備事業	81
				子ども会・青少年健全育成活動支援	82
				ことうら子どもパーク	82
				琴浦こども塾	82
				生涯学習の推進	82
		02	公民館活動の促進	放課後子ども教室	83
				公民館管理	83
				公民館活動	83
		03	地域文化の振興	斎尾廃寺跡保存活用事業	84
				河本家住宅公開活用支援	84
				文化芸術振興事業	85
		04	図書館活動の促進	図書館活動	85
				子どもの読書活動推進事業	86
				図書館利用に障がいのある方へのサービス事業	86
		05	スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ少年団活動支援	86
				スポーツ協会活動支援	86
				郡・県・全国・世界大会参加推進	87
				体育施設管理	87
				トレーニングルーム運営	87
				東伯総合公園サッカー場改修	87
16	人権・同和教育課	01	啓発と教育の推進	ことうら人権まなびの集い(法務省委託事業)	88
				人権まなびの講座（文化センター事業）	88
				人権・同和教育部落懇談会	88
				人権・同和教育推進協議会人権啓発事業	88
部落自治振興事業一覧 目次					89
		1	部落自治振興交付金		90
		2	コミュニティ助成事業補助金		91
		3	小型除雪機購入補助金		92
		4	自治会集会施設整備費補助金		92
		5	自治会集会施設LED化事業補助金		92
		6	自治防災組織防災資機材整備事業補助金		93
		7	わが町支え愛マップ推進事業補助金		94
		8	個別避難計画作成事業交付金		95
		9	資源ごみ回収小屋等設置事業補助金		95
		10	資源ごみ回収報奨金		95
		11	飼い主のいない猫対策補助金		96
		12	海岸漂着物処理業務委託事業		96
		13	竹粉碎機無料レンタル制度		97
		14	土木施設愛護ボランティア制度		98
		15	街路灯新設事業補助金		98
		16	町道支障木伐採支援事業補助金		99
		17	原材料等支給制度		99
資料編 目次					101
		1	2025年度（令和7年度）の町の予算はどうなっていますか？		102
		2	2025年度（令和7年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？		102
		3	町の収入の34.8%を占める「地方交付税」とは何ですか？		104
		4	町の借金ほどのくらいありますか？		104
		5	町の財産（資産）はどれくらいありますか？		105
		6	町の貯金（基金）と借金（町債）の推移はどうなっていますか？		106
		7	町民の一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べるとどうですか？		106
		8	町の財政は健全ですか？		107
		9	町の人口はこれからどうなりますか？		108
		10	今後の財政収支の見込みはどうなりますか？		109
役場への問合せ先一覧表					110

議員報酬等 7,207万円

(議会事務局)



議会は、町民から選挙を通じて選出された議員で構成された公的機関で、議員定数は16人です。

議決機関である議会は、町民の要望を町政に反映させるため、予算・条例などの議案を審議し決定します。

◇主な経費

議員報酬	4,485万円
議員期末手当	1,536万円
共済会等負担金	1,186万円

財源

琴浦町の負担額 7,207万円

議会だより (議会広報) 174万円

(議会事務局)



町民に町議会への理解を深めていただき、町政に対する関心を高めていただくため、議会だよりを年4回発行します。

年間を通じて、議会報告会・意見交換会等を開催し、町民の声をお聞きます。内容等についても、議会だよりでお知らせします。

◇主な経費

印刷製本費 174万円



財源

琴浦町の負担額 174万円

議会改革 380万円

(議会事務局)



○町民にわかりやすい開かれた議会を目指して、HP (ホームページ) 等を活用し、より多くの情報発信に努めます。

○DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進を図り、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、ICT化を進めるとともに、ペーパーレス会議を実施するなど議会改革を進めていきます。

○本会議や委員会の開催、議員研修、議員の資質向上、会議録作成、本会議議事録検索システム等に必要経費です。

◇主な経費

通信運搬費・広告料	8万円
会議録作成委託料等	334万円
議員研修等	38万円

財源

琴浦町の負担額 380万円

定期監査・決算審査・随時監査 139万円

(監査委員事務局)



監査委員は町に設けられた財務や事業について監査を行う機関です。琴浦町では2名の監査委員が、町の財政や事業をチェックします。

○定期監査 町の収入や支出、契約などの事務や工事などが適正に行われているか、毎年度定期的に監査します。

○決算審査 町の一年間の収入・支出が適正に行われたか監査します。

○随時監査 定期監査以外に、監査委員が必要と認めたときに監査します。

◇主な経費

監査委員報酬	105万円
研修会参加旅費等	21万円
協議会等負担金	13万円

財源

琴浦町の負担額 139万円

役場職員の給与 24億3,197万円

(総務課 行政総務室)



町長、副町長、教育長の特別職のほか、役場職員の給料、各種手当（時間外勤務手当は除きます）と公務災害、共済保険料などの経費です。

区分	職員数
特別職	3人
一般会計	200人
企業会計など	15人
会計年度任用職員	252人
合計	477人

◇経費

特別職の給料など	4,122万円
特別職の共済費	515万円
職員の給料など	14億682万円
職員の共済費	2億4,158万円
会計年度任用職員の給料など	6億2,890万円
会計年度任用職員の共済費	1億830万円

町長交際費 81万円

(総務課 行政総務室)



町長交際費は、町長が行政の様々な取組を行うにあたり町を代表して外部との交渉などをするためにかかる経費です。その使途と金額は必要最低限に抑えるように努めています。

町ホームページでその内容を公開しています。

【支出の一例】

- 慶弔費
 - ・祝電 等
- 会費
 - ・鳥取県人会総会会費等
- 土産代
 - ・視察お土産
 - ・「鳥取県ファンの集い」等琴浦町PR商品

財源

琴浦町の負担額

81万円

職員研修 467万円

(総務課 行政総務室)



住民サービスの向上とこれからの時代に的確に対応できる職員を育成するため、職員研修を充実し、職員の資質向上を図ります。

◇主な活動

- ・政策力アップ！職員アイデア研修
 - 職員による政策企画を評価する「政策コンテスト」の実施並びにコンテスト高評価企画の事業化プロセスを通じて、職員の企画政策能力の向上を図ります。
- ・職員派遣
 - 県内外で実施される各種研修に職員を派遣します。

◇経費

職員研修費	195万円
研修委託料	48万円
研修経費負担金	224万円

財源

琴浦町の負担額	418万円
その他の収入	49万円

行財政・地理情報の公開 319万円

(総務課 財務監理室)



町の予算や決算などの情報と地理情報（GIS）を、町民の皆さんが容易に検索できる形で、町ホームページに公開します。

これまでのインターネット上で公開している予算情報は、PDFファイルを開かなければ見ることができない情報でしたが、システムを導入することでインターネットのブラウザで必要な情報を知ることができるようになります。また、地理情報（GIS）では、町の道路、ハザードマップ、消火栓などの町民に必要な情報をインターネット上で公開していきます。

※GISとは、位置に関する様々な情報を持ったデータを加工・管理したり、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術の総称です。



◇経費

保守委託料

319万円

財源

琴浦町の負担額

319万円

ふるさと納税（ふるさと未来夢寄附金） 1億9,810万円

(総務課 財務監理室)



琴浦町の自然環境の保全、次世代育成の支援、高齢者福祉の増進及び地域活力の創出等を図るため、ふるさと納税による寄附金を募り、住民サービスに活用しています。ふるさと納税返礼品の充実により、新たな琴浦ファンを創っていきます。

◇令和6年度活用事例

次世代育成の支援として、小学校のデジタル教科書やこども園に滑り台の設置などを行いました。(10ページ参照)

◇経費

返礼品（記念品）	1億1,200万円
事務経費	8,610万円
（郵送料、ポータルサイト管理、クレジット決済手数料等）	

財 源

ふるさと納税 1億9,810万円

ふるさと未来夢応援補助金 100万円

(総務課 財務監理室)



琴浦町内で新たに起業や事業などのプロジェクトを展開する希望者にふるさと納税クラウドファンディング制度を活用し、必要となる資金の調達を支援します。琴浦町の活性化につながる起業者やNPO団体などを支援し、元気なまちづくりを行います。

※クラウドファンディングとは？

インターネットを通じて自分の夢や活動を発信することで、共感した人や応援したいと思ってくれる人を募り、資金を集めるものです。

◇経費

補助金	100万円
（寄附金から手数料等の募集にかかる経費を控除して交付）	

◇要件等

事業者は、町へ事業計画書などを提出し、町の審査を受けて、事業認定を受ける必要があります。事業者は、事業結果などを寄附者に報告等を行います。

財 源

ふるさと納税 100万円

行財政改革 14万円

(総務課 財務監理室)



本格的な人口減少、少子高齢化などの社会構造の変化に合わせた町の経営を行い持続可能な質の高い行政サービスを維持します。そのために、経営・運営の見直しを行財政改革として取組みます。

行財政改革では、健全なまちの経営と質の高い行政サービスを続けるため、収入の確保や行政サービスをより効率的、効果的に行うしくみへ見直す取組を行います。

物価、人件費などあらゆる行政サービスのコストが高騰する中、事業の見直しに加えて、公共施設の使用料のあり方についても検討を開始します。

◇経費

委員会開催経費（委員報酬等）	14万円
----------------	------

財 源

琴浦町の負担額 14万円

普通財産の活用 132万円

(総務課 財務監理室)



行政財産に該当しない施設及び土地（普通財産）について有効活用をするため、令和5年度にサウンディング調査による活用案を募集しました。今年度は、提出された活用案をもとにカウベルホールでトライアル事業を行います。そのほかの施設についても引き続き活用方法を検討し、地域の活性化に繋がります。また、施設除却跡地などの不動産鑑定を行い、土地の有効活用を進めます。

※サウンディング調査とは？

行政が活用していない町土地や建物について、その活用方法を町民や民間事業者の皆さんから広くアイデアをいただく調査です。提案は、民間が活用する事業を含み、条件を調整して、売却や貸付も行います。良いアイデアは、その実現に向けて事業者を選定し貸付などを行います。

◇経費

不動産鑑定委託料	87万円
登記手数料	45万円

財 源

琴浦町の負担額 132万円

スマート窓口（書かない窓口）の稼働

447万円

(総務課 DX推進室)



◇背景

転入や出生などのライフイベントに関連する手続きは、多岐にわたるため、住民からは「何をすれば良いかわからない」「同じ事を何度も書かされる」との声が寄せられており、窓口での住民の負担軽減が課題となっています。これら解決のためにデジタル庁が推進する窓口業務支援システムである『窓口DXSaaS』を導入し、令和7年度当初より本格稼働を行います。

◇目的

従来、住民が紙申請書へ必要事項を記入してから職員が手続きを進めていたものを、職員がタブレット型PC使用しつつ、必要事項を聞き取りしながら手続きを進める方式に切替えます。

手続きに要する時間の短縮や、案内漏れ等による手戻りを抑制する等、住民の負担軽減を図ります。

◇経費

窓口DXSaaS使用料 447万円

財源

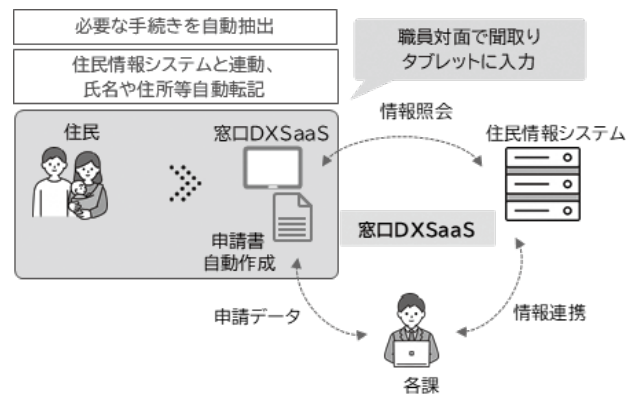
琴浦町の負担額 447万円

ライフイベント関連手続きでの負担軽減

住民が迷わないご案内をしたい

住民が書かなくても良い窓口を実現したい

住民の手続きにかかる時間を短縮したい



住民情報システム標準化 1億8,162万円

(総務課 DX推進室)



◇背景

町税や社会保障制度等の執行は、様々な住民情報を基に専用のシステムで処理されていますが、各自自治体で導入しているシステムは異なっているため、互換性がなく、情報の相互連携やシステム改修方法も統一されていないことから、運用コスト増の要因となっています。

◇目的

自治体が執行する主要20業務において、国が定める標準仕様書に準拠したシステムへ移行することによって、自治体間の業務平準化やコスト縮減を図ります。

令和6年度から2ヶ年度に跨った取組であり、令和7年度はデータ移行・他システム連携構築、総合テストを行います。

◇経費

標準システム構築委託料 1億1,110万円
ガバメントクラウド利用料 5,345万円
ガバメントクラウド運用管理料ほか 1,707万円

財源

国からの補助金 9,172万円
琴浦町の負担額 8,990万円

入札参加資格審査共同システムの運用 39万円

(総務課 施設管理室)



◇主な内容

鳥取県が運営する入札参加資格審査共同利用システム「TCAS(ティーキャス)」を共同利用することにより、建設工事及び測量等業務に係る入札参加者資格のオンライン申請に対応します。

◇効果

- ・1度の申請で、複数の発注者に申請可能
- ・データ送信に変わることによって、手間・コスト・時間の削減
- ・ペーパーレス化で申請資料の保管場所が不要

◇経費

システム利用料(年間) 39万円

財源

琴浦町の負担額 39万円

本庁舎屋上太陽光パネル設置 ゼロ円

(総務課 行政総務室)



地球温暖化防止として、国全体で「カーボンニュートラル」の実現を目指し、二酸化炭素排出量削減などの取組が行われています。琴浦町でも令和6年3月に「ゼロカーボンチャレンジ宣言」を行い、地球環境に優しい、次世代により良い環境を残せるまちづくりにさらに取組みます。

この取組の一つとして、琴浦町役場本庁舎の屋上に太陽光パネルを設置して、役場で使用する電力の一部を太陽光発電でまかなうとともに、蓄電池を設置し、非常用電源の一部として活用します。

◇計画概要

- 太陽光パネル設置場所
本庁舎
- 設置方法
PPA方式（町が設置場所を電気事業者に貸し、事業者が太陽光パネルを設置し、発電。町が発電された電気を購入し、使用する方式）

電気自動車の導入 671万円

(総務課 行政総務室)



◇主な内容

琴浦町の行う「ゼロカーボンチャレンジ宣言」に基づき、公用車から排出される温室効果ガスを可能な限り削減する脱炭素化の取組として、電気自動車を2台導入します。

◇経費

備品購入費	654万円
手数料等	17万円

財源

町債（借金）	580万円
琴浦町の負担額	91万円

東伯総合公園の長寿命化 1,012万円

(総務課 施設管理室)
(社会教育課 社会体育係)



◇主な内容

都市公園長寿命化計画に基づき、老朽化で不具合が生じている既設給水施設・給排水管の更新を行います。



◇経費

上下水道施設管路実施設計業務	1,012万円
----------------	---------

財源

国からの補助金	506万円
琴浦町の負担額	506万円

公共施設の劣化状況調査 122万円

(総務課 施設管理室)



◇主な内容

今後も使い続ける公共施設は、施設の機能を維持させるとともに、施設の長寿命化を図る必要があります。

調査により施設の劣化状況を把握し、修繕・改修を早期かつ計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ります。

◇令和7年度調査予定施設

- 一向平キャンプ場
- 赤碕武道館
- 赤碕ふれあい交流会館

◇調査内容

- 1級建築士による外壁、内装の調査
- ドローンを利用した屋根、屋上の確認

◇経費

劣化状況調査委託料	122万円
-----------	-------

財源

琴浦町の負担額	122万円
---------	-------

情報公開・個人情報保護 80万円

(総務課 行政総務室)



町政に対する町民の知る権利を保障し、町民参加による開かれた公正な町政を推進します。また、個人の尊厳と基本的人権の尊重のため、個人の権利利益の保護を図ります。

◇経費

情報公開・個人情報保護審査会事務委託料 80万円
 情報公開・個人情報保護審査会の事務を鳥取県が設置する審査会へ委託します。開示請求に対する決定について当該決定処分を受けた者から異議があった場合、審査会で、決定が妥当かどうかの審査を行います。

財源

琴浦町の負担額

80万円

交通安全対策事業 447万円

(総務課 防災危機管理室)



交通安全指導員、各部落交通部長、交通安全協会などの関係機関と連携し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを行います。

◇主な内容

- ・年4回の交通安全運動期間を中心に、広報車による広報、街頭・商業施設等での事故防止の啓発活動を実施します。
- ・交通災害共済への加入促進を行い、交通事故被害者の支援を行います。
- ・運転免許自主返納者への支援のため、町営バス回数乗車券またはタクシー共通乗車券を交付します。

◇経費

交通安全指導員活動経費	248万円
交通災害共済普及事業	122万円
運転免許自主返納支援負担金	25万円
負担金	2万円
需用費(消耗品等)等	50万円

財源

鳥取中部ふるさと広域連合からの交付金等 260万円
 琴浦町の負担額 187万円

二十歳のつどい 120万円

(総務課 行政総務室)



20歳の門出を祝い、故郷である琴浦町に誇りを感じる機会として式典を開催することで、若者のふるさと愛を強めていきます。

なお、民法の一部を改正する法律により、成人年齢が令和4年4月1日より18歳に引き下げられましたが、18歳という年齢は進学や就職などの進路選択の時期と重なり、本人やご家族の負担が大きいことや成人式の目的等を鑑み、従来通り20歳を対象にして開催します。

◇開催予定日

令和8年1月3日

◇会場

生涯学習センター「まなびタウンとうはく」

◇経費

記念品代等(記念写真を贈ります)	95万円
消耗品費(スタンド花等)	5万円
通信運搬費(開催案内を送付します)	20万円

財源

琴浦町の負担額

120万円

定期借地権設定事業 759万円

(総務課 財務監理室)



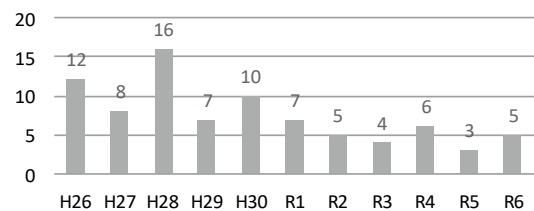
琴浦町への移住・定住促進を目的とし、きらりタウン赤碓の分譲地を町が購入し、移住・定住希望者へ土地の貸付(51年間)を行います。

◇申込資格

- ・定期借地権設定契約に関して連帯保証人のある方
- ・町との契約から3年以内に建築に着手できる方
- ・町税等の滞納が無い方

◇定期借地権付土地契約件数の推移

(単位:件)



◇経費

分譲地購入費用 759万円

財源

琴浦町の負担額

759万円

部落自治振興費補助 2,632万円

(総務課 行政総務室)



◇目的

地域自治の振興を図るため、自治会活動に対し、補助金等を交付します。

◇主な内容

- 自治会に、地域自治振興を目的に交付金を交付します。追加交付金として、敬老会の開催等・自主防災組織が行う防災活動・除雪活動・公民館等の建物・土地の登記等の4事業に対する交付金も含めて交付します。
- 冬期に自治会で行う除雪活動に使用するための小型除雪機等の購入に対し補助金を交付します。
- 今年度、公民館のLED化促進のため工事費・備品購入に対し補助金を交付します。
- 各地区区長会に、運営補助金を交付します。

◇経費

自治振興交付金	2,305万円
小型除雪機購入補助金	200万円
集会施設LED化	100万円
区長会補助金	27万円

財源

ふるさと納税	270万円
町債(借金)	990万円
琴浦町の負担額	1,372万円

コミュニティ助成事業補助金 380万円

(総務課 行政総務室・防災危機管理室)



宝くじの収益金を財源に、自治会や自主防災組織に対し、コミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成します。なお、事業は必ずしも採択されるものではなく、(一財)自治総合センターが事業効果や必要性等を考慮し、最終的な助成決定を行います。

◇経費

補助金	380万円
-----	-------

財源

(一財)自治総合センター	380万円
--------------	-------

◇令和7年度実施事業

佐崎自治会(250万円)	除雪機の整備
梅田自治会(130万円)	除雪機の整備

◇令和6年度活用事例

野井倉部落(250万円・除雪機の整備)
宮場部落(190万円・除雪機の整備)
矢下部落(190万円・除雪機の整備)

町長・町議会議員選挙 2,463万円

(総務課 行政総務室)



◇主な内容

令和8年1月31日に町長、2月19日に町議会議員が任期満了を迎えるため、選出選挙を同日に行います。

投・開票所に必要な資材、物品を購入して安全に選挙ができるよう努めます。

選挙を行うための立会人や、事務従事者を選任して、投・開票所の運営を行います。

選挙運動に使用する自動車やポスター・ビラの作成に必要な経費を公費で負担することにより立候補しやすくします。

◇経費

投・開票所の管理者や立会人の報酬	89万円
投・開票を行うための職員人件費	484万円
選挙用資材・物品購入費等	250万円
入場券印刷・郵送代	254万円
ポスター掲示場設置費等	562万円
選挙運動自動車、ポスター作成ほか負担金	799万円
施設使用料ほか	25万円

財源

琴浦町の負担額	2,463万円
---------	---------

参議院議員選挙 1,495万円

(総務課 行政総務室)



◇主な内容

参議院議員の半数が令和7年7月28日に任期満了を迎えるため、選出選挙を行います。

投・開票所に必要な資材、物品を購入して安全に選挙ができるよう努めます。

選挙を行うための立会人や事務従事者を選任して、投・開票所の運営を行います。

◇経費

投・開票所の管理者や立会人の報酬	142万円
投・開票所を行うための職員人件費	513万円
選挙用資材・物品購入費等	113万円
入場券印刷・郵送代	158万円
ポスター掲示場設置費等	301万円
施設使用料ほか	268万円

財源

国からの補助金	1,422万円
琴浦町の負担額	73万円

地域防災力向上事業

151万円

(総務課 防災危機管理室)



◇目的

地域住民に対して各種事業を展開し、自助・共助の取り組みを推進することで、地域防災力及び防災意識の向上を図ります。

◇主な内容

- ・災害時、支援を必要とする人や支援ができる人、避難所などを記載した個別避難計画の作成やマップづくりを行う自治会等へ補助金を交付します。
- ・地域防災の中心となる自主防災組織等が行う資機材整備、消防ポンプ修繕に対し補助金を交付します。
- ・自主防災組織が行う防災研修や訓練等に対し、交付金を交付します。【再掲：部落自治振興費補助 (p22)】

◇経費

資機材整備等への補助金	90万円
個別避難計画に取り組む地域への交付金	12万円
支え愛マップに取り組む地域への補助金	40万円
防災土養成研修に係る経費	9万円

財源

県からの補助金	67万円
琴浦町の負担額	84万円

広域消防運営と消防施設整備

2億7,036万円

(総務課 防災危機管理室)



住民の生命と財産を守る広域消防の運営等に必要な費用を負担します。

緊急地震速報や弾道ミサイル情報などを住民へ伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機等を更新します。

また、防災行政無線や消防用無線、消火栓など町内の消防・防災設備の維持管理を行います。

◇経費

広域消防負担金	2億4,543万円
広域消防庁舎建設負担金	575万円
全国瞬時警報システム機器更新	703万円
町防災行政無線修繕・維持管理	397万円
消防用無線維持管理	78万円
消火栓等の修繕・維持管理	645万円
県防災無線更新事業負担金等	95万円

財源

町債（借金）	520万円
琴浦町の負担額	2億6,516万円

町消防団事務

5,951万円

(総務課 防災危機管理室)



町消防団を組織・運営し、火事や災害時に活動を行い、町民の生命・財産を守ります。

消防団機能強化のため、導入から20年以上経過した消防ポンプ自動車の更新を行うほか、準中型免許の取得に対し助成を行います。

防犯意識の向上及び安心安全な生活の確保を図るため、防犯対策に要する経費の一部に対し助成を行います。

◇経費

消防団員報酬等活動経費	2,033万円
消防車等維持管理	502万円
消防ポンプ自動車の購入	3,288万円
消防団員準中型免許取得に係る補助金	21万円
防犯対策実施費用に対する補助金	45万円
県消防協会等への負担金	62万円

財源

県からの交付金	55万円
町債（借金）	3,170万円
琴浦町の負担額	2,726万円

災害対策経費

3,214万円

(総務課 防災危機管理室)



大規模災害に備え、避難所で必要となるパーティションや簡易ベッドのほか、非常食や簡易トイレなどの備蓄品を購入します。

台風や大雪による孤立集落の発生等を防止するため、危険木の事前伐採を行います。

地震による電気火災を防止するため、感震ブレーカー設置に対し助成を行います。

自然災害により住宅に被害を受けた被災者への支援金に必要な資金を基金に積み立てます。

◇経費

パーティション、簡易ベッド等の購入	2,008万円
避難所用備蓄品等の購入	277万円
危険木事前伐採業務委託料	400万円
感震ブレーカー設置に対する補助金	45万円
鳥取県被災者住宅再建支援基金	153万円
災害時対応に要する経費等	331万円

財源

国からの交付金	1,004万円
県からの交付金	115万円
その他の収入	200万円
琴浦町の負担額	1,895万円

戸籍・住民票・マイナンバー業務 3,057万円

(町民生活課 総合窓口係)



戸籍・住民票・印鑑証明などの届出、申請の受付や発行業務を行います。
またマイナンバーカードに関する申請など各種手続きの受付、サービスの運用管理を行います。



◇経費

戸籍システム改修委託料	81万円
戸籍総合システム経費	1,102万円
戸籍フリガナの通知作成費	250万円
証明発行業務(窓口・コンビニ交付)	1,286万円
マイナンバーカード交付・管理事務費	326万円
マイナンバーカード申請用タブレット購入費	12万円

財源

国からの補助金	848万円
県からの負担金	4万円
各種証明手数料	810万円
琴浦町の負担額	1,395万円

文字表示システム導入 457万円

(町民生活課 総合窓口係)

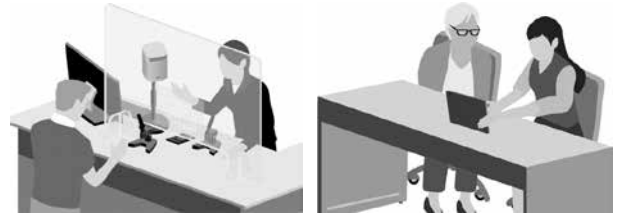


在住外国人等支援のため情報提供を強化し、文字表示システムを導入します。このシステムは、音声をリアルタイムで文字として表示する機能や、図解・動画を即時表示する機能を有しています。

また、窓口相談において対面での外国語翻訳も同時に行えます。

【スクリーンモデル】

【タブレットモデル】



◇経費

文字表示システム導入費	457万円
-------------	-------

財源

国からの補助金	226万円
琴浦町の負担額	231万円

じん芥処理(ごみの収集運搬等)

2億5,186万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、ビン、缶類、再生資源(紙・布類、牛乳パック、発泡スチロール・トレー、ペットボトル)、小型家電の収集運搬を行います。

収集したごみはほうきりサイクルセンターで焼却し、クリーンランドほうきへ埋め立て処分したり、再資源化したりします。ごみの減量化を推進することは、ごみ処理費の縮減や、施設の延命化につながりますので、ご協力をお願いします。

◇経費

ごみの収集運搬及び処分等委託料	1億1,136万円
可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・ビン・缶・小型家電・有害ごみ・再生資源の回収、発泡スチロール等の処分	
町指定ごみ袋作成料	836万円
大袋500,000枚、小袋100,000枚	
資源ごみ回収小屋設置補助金	30万円
集落のごみ回収小屋の設置・改修補助金	
鳥取中部ふるさと広域連合負担金	1億2,936万円
ごみ処理費、ごみ処理施設建設費	
その他経費	248万円



補助金を活用して整備された回収小屋

●令和6年度回収量

可燃ごみ	不燃ごみ 小型家電	可燃性 粗大ごみ	不燃性 粗大ごみ	有害ごみ	ビン	カン	古紙 牛乳パック	古着	ペット ボトル	発泡スチロ ール・トレー
2,523t	88t	80t	35t	4t	81t	31t	30t	36t	32t	6t

財源

指定ごみ袋販売代金	1,527万円	資源ごみ売却代金	63万円
廃棄物許可申請手数料	8万円	ふるさと納税	1,080万円
琴浦町の負担額	2億2,508万円		

環境保全 128万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任 つかう責任

●環境保全事業
 琴浦町内の生活環境の保全を図るため、琴浦町環境保全条例に基づき、新たな工場や畜産施設などの開発計画の基本的な事項について環境審議会で審議し、開発と生活環境のバランスを取ります。
 生活環境の現状を把握するため、町内の河川（16河川）や工場排水（1事業所）の水質検査を行います。
 町内で群生している特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの除去作業を行います。
 地域脱炭素の実現を図るため、倉吉市・北栄町と脱炭素先行地域の選定を目指し、選定後は円滑に実施していくためのアドバイザーに係る経費を負担する。

◇**経費**

環境審議会委員報酬	6万円
水質検査等委託料	66万円
オオキンケイギク除去作業委託料	23万円
脱炭素アドバイザー経費負担金	33万円

財 源

水質検査負担金	15万円
琴浦町の負担額	113万円

再生可能エネルギー推進事業 305万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)

7 再生可能エネルギーの普及

9 産業と地域発展の推進

11 住み続けられるまちづくりを


12 つくる責任 つかう責任

再生可能エネルギーの導入促進を図り、環境負荷の低減に努め、地球温暖化対策に貢献します。
 また、クリーンエネルギーの活用による脱炭素社会の実現、地域経済の循環に関する普及啓発を行います。

- 住宅用太陽光発電システム設置補助金
（3万円/kw 限度額12万円）
- 木質燃料ストーブ等補助金
（機器の価格の1/5以内 限度額15万円）
- 定置用蓄電池導入補助金
（3.5万円/kWh 限度額40万円）

◇**経費**

補助金	305万円
-----	-------

住宅に設置された太陽光パネルと蓄電池

財 源

県からの補助金	152万円
琴浦町の負担額	153万円

エコライフサイクル確立事業 2,799万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)

8 廃棄物の減量を

9 産業と地域発展の推進

11 住み続けられるまちづくりを

12 つくる責任 つかう責任

14 海の豊かさを守ろう

●ごみの分別の推進（資源ごみ回収事業）
 自治会や団体による資源ごみの再資源化を推進する取組を推奨するため、自治会等が行った回収量に応じて報奨金を交付します。

◇**経費** 資源ごみ回収報奨金 250万円

●ごみ減量・リサイクル推進事業
 ごみの分別・再資源化を推進するため、町内5箇所での軟質プラスチック回収を9月まで実施します。
 ごみの減量・分別・リサイクルに関する学習会などを開催し、環境に対する意識の醸成を目指します。

◇**経費** 軟質プラスチックに係る消耗品費及び収集運搬処理委託費 352万円
 環境教育及びゼロカーボンに向けた普及啓発事業関連経費（消耗品等） 37万円

●プラスチック分別回収事業
 令和2年度から取組んできた軟質プラスチックの試験回収からプラスチックの分別回収に本格的に移行し、プラスチックの再商品化を行うことでごみ減量と循環型社会の形成を推進する。

◇**経費**

分別回収用指定袋の作製費用	704万円
プラスチック収集運搬委託料	872万円
プラスチック再商品化委託料	489万円
その他分別回収に係る経費	95万円



リサイクルにより製造されたプラスチックの原料

財 源

プラスチック収集手数料	416万円	ふるさと納税	250万円
琴浦町の負担額	2,133万円		

不法投棄廃棄物処理事業 59万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



不法投棄の予防の取り組みと、不法投棄廃棄物の撤去を行い、地域や生活環境の保全及び向上を図ります。道路脇や河川・水路へのごみのポイ捨て防止について、普及啓発を行います。



- 廃棄物不法投棄監視員によるパトロール
不法投棄物の早期発見のため、毎月2回、町内の巡視を行います。
- 不法投棄廃棄物の処理・不法投棄の防止
不法投棄廃棄物の早期処理による投棄拡大の防止と、看板等による不法投棄の防止に取り組みます。

◇経費

不法投棄監視パトロール委託料	26万円
不法投棄廃棄物処理事業	33万円

財 源

県からの補助金	15万円
琴浦町の負担額	44万円

公共水域環境保全事業 457万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



町内自治会やボランティア団体などへ海岸清掃の委託を行い、各団体に年数回の海岸清掃を実施していただくことで、海岸環境の保全を行います。

海岸漂着物の多くは、地域の道路や河川に捨てられたごみが海に流出したものです。地域でポイ捨てをしないこと、ごみを放置しないことが、海岸の環境保全にもつながりますので、ご協力をお願いします。

また、海岸の巡視などを行い、不審な漂着物の早期発見、撤去を行います。

◇経費

海岸漂着物処分料	154万円
海岸清掃委託料	300万円
その他事務費	3万円



財 源

県からの委託料	300万円
琴浦町の負担額	157万円

動物愛護 128万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



生活環境を保全するため、愛玩動物の適正な飼育についての普及啓発を行います。犬の狂犬病を予防するため、犬の台帳への登録と予防接種を推進します。

飼い主のいない猫による被害対策として、不妊去勢手術への補助を行います。

◇経費

狂犬病予防接種通知など	15万円
動物病院への狂犬病予防注射済票等 交付事務委託料	10万円
飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金	80万円
地域猫モデル事業補助金	23万円

◇犬の登録数及び予防注射接種率

	R4	R5	R6
登録数	709	721	679
接種率	72.5%	71.8%	76.6%

財 源

県からの補助金	51万円
事務手数料	26万円
琴浦町の負担額	51万円

斎場管理 1,753万円

(町民生活課 ゼロカーボン推進室)



斎場の管理運営を適切に行うことにより、利用者の福祉と利便性の向上を図ります。

◇斎場利用の見込み件数 (単位：件)

琴浦町住民	279
中部圏域	37
他 圏 域	12
合計	328

◇維持管理業務

施設・設備の適切な維持管理を行います。

◇経費

燃料費 (灯油代等)	282万円
光熱水費 ほか	277万円
火葬炉設備等修繕工事	1,082万円
広域連合負担金	112万円

財 源

使用料	401万円
その他収入	46万円
他市町村利用負担金	164万円
町債 (借金)	1,000万円
琴浦町の負担額	142万円

情報発信

685万円

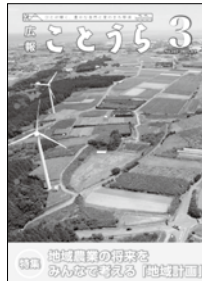
(企画政策課 SDGs推進室)



「広報ことうら」及びホームページ、SNS(主にLINE)で行政情報等を発信します。
ホームページにおいては、閲覧しやすく情報を見つけやすいページ作成を行い、より分かりやすい広報を目指します。

町報等印刷製本費	474万円
ホームページ管理費	34万円
LINE管理費	172万円
その他事務経費	5万円

◇広報ことうら



◇町公式ホームページ



◇LINEを活用した行政情報の発信



LINEの基本メニュー画面から行政情報のトピックスへ誘導します。

財源

琴浦町の負担額	685万円
---------	-------

企画政策課

光ケーブル施設維持管理、防災行政情報伝達システムの導入

3億8,031万円

(企画政策課 SDGs推進室)



【光ケーブル施設維持管理】

安定した通信環境を維持するため、町が設置している光ケーブル施設の保守や修繕を行います。

光ケーブル施設を利用して、鳥取中央有線放送株式会社(TCC)により、各家庭に番組配信やインターネットサービスを提供しています。

◇経費

設備保守委託料	3,427万円
通信・放送施設改修費	418万円
ONU購入費	242万円
その他経費(賃借料等)	1,245万円

財源

通信施設使用料	1,823万円
加入金・工事負担金等	347万円
琴浦町の負担額	3,162万円

【防災行政情報伝達システムの導入】

これまで運用してきた防災行政無線に換わり、携帯電話網を活用した情報提供システムの導入を進めます。

屋外拡声器・戸別受信機に加え、スマホなどへ情報が届き、今まで以上に迅速に防災行政情報を得ることができるようになります。自治会の連絡にも活用できます。

◇経費

システム導入委託料	3億2,658万円
その他経費(保険料等)	41万円

財源

国からの交付金	9,251万円
町債(借金)	2億3,350万円
琴浦町の負担額	98万円



※写真はイメージです。

ワイナリー整備による地域活性化

5,030万円

(企画政策課 SDGs推進室)



◇ローカル10000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）

5,000万円

地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援するローカル10000プロジェクトを活用し、琴浦産ぶどうによるワイン生産に取り組む民間事業者が進めるワイナリー整備事業を支援します。

◇琴浦産ワインによる地域活性化検討会（仮称）開催

30万円

農業・商工・観光等の関係団体等で構成する検討会を立ち上げ、地域活性化の戦略等を検討します。

【民間事業者が進めるワイナリー事業の概要】

○自社ぶどう園場（琴浦町金屋・法万）

栽培面積：令和5年度5ha⇒令和8年度目標7ha

種類：メルロー、シャルドネ、カベルネソーヴィニヨン、ヤマソーヴィニヨン、甲州など

○ワイナリー事業（琴浦町法万）

整備内容：ワイナリー棟・ショップ棟・駐車場・ガーデンテラス

製造量：令和8年度7kl(9,300本/750ml) ⇒令和11年度目標28kl(37,000本/750ml)

※レストラン併設オーベルジュ型宿泊施設は、第2期工事として整備する方針

○スケジュール

令和7年7月事業着工 ⇒ 令和8年3月完成

令和8年8月ワイナリー開業（10月初醸造）



■ は、ワイナリー建設区域
□ は、ワイナリー事業区域

ワイナリー事業予定地

財源

国からの交付金	3,333万円
琴浦町の負担額	1,697万円

国際交流、男女共同参画の推進 81万円

(企画政策課 SDGs推進室)



○国際交流の推進

町が友好交流協定を締結している韓国麟蹄郡から青少年交流団を受入れ、青少年交流をします。

多文化共生社会の実現のため、琴浦町国際交流協会が行う在住外国人と地域住民等の交流の取組を支援します。

◇経費

韓国麟蹄郡交流事業費	54万円
国際交流協会補助金	10万円
その他経費	1万円

○男女共同参画の推進

第4次男女共同参画推進プランに基づき、町民への啓発活動の一環として琴浦町男女共同参画推進会議による活動を支援します。

◇経費

男女共同参画推進会議補助金	13万円
その他経費	3万円

財源

琴浦町の負担額	81万円
---------	------

地域交通対策

1億1,262万円

(企画政策課 SDGs推進室)



バスやタクシーの利用者数は年々減少し続けており、ドライバー不足も深刻な課題となっていることから、従来の運行を継続することは困難な状況となっています。より効率的で充実した運行を実現し、小中学生の通学や高齢者の通院などの日々の暮らしに必要な移動手段を残していくために、町営バスの運行形態の見直しを行いました。

◇主な経費

町営バス運行委託料	8,645万円
車両購入費	1,100万円
広域路線バス運行補助金	1,120万円
交通空白地タクシー補助金	53万円
共助交通に関する補助金	220万円
その他の経費	124万円

財源

町営バス利用料	516万円
県からの補助金	3,220万円
琴浦町の負担額	7,526万円



再編のポイント

①運行管理の一元化

車両管理、連絡体制など運行管理体制を見直し、一元化を行います。

②新たな共助交通の実施

「福永線」の利用者減少に伴い、上郷地区・倉坂地区について、日中のバスを廃止し、共助交通による運行を行います。

③バス停留所の追加・廃止

効率的な運行のため利用状況を鑑み「やばせこども園前」「東伯総合体育館前」バス停を廃止。

利便性の向上のため、琴浦海岸線に「診療所前」バス停、船上山線に「JA赤碓支所前」バス停、野井倉線・上法万線に「トライアル」バス停を追加します。

④運行時刻の変更

小中学校の登下校、JR等との接続等を考慮して全体のダイヤを変更します。

浦安駅整備事業（線越事業） 4,676万円

(企画政策課 SDGs推進室)



浦安駅の駅舎、跨線橋などの施設が老朽化し、安全確保が困難となっていることから、JRが既存施設の撤去を行います。南側については、2番ホームに直接入場できるようにJRが新たな改札口を整備しました。北側については、町が新たな待合所を建設します。

◇経費（線越）

浦安駅待合所新設工事請負費	4,500万円
監理委託料	176万円

財源

町債（借金）	4,200万円
琴浦町の負担額	476万円

地域おこし協力隊

1,316万円

(企画政策課 SDGs推進室)



「地域おこし協力隊」制度を活用し、地域活性化と、移住定住による地域力の充実・強化を図ります。

※地域おこし協力隊とは？

都市部からの移住者を1年以上3年以下の期間で「地域おこし協力隊員」に任命。地域協力活動を行ってもらい、地域への定住・定着を図る取組です。

◇主な活動内容

- ・町の日常の様子やイベント情報等の発信に加え、琴浦町の認知度やイメージ向上、関係・交流人口創出、町民のシビックプライド醸成のため、SNS等新たな媒体での発信等各種プロモーションを行います。
- ・地域資源を活用した事業を協力隊自らが提案し、地域で活動します。

◇経費 ※隊員3人分

報酬など	745万円
活動費（消耗品費、旅費など）	396万円
お試し協力隊、サポート事業	175万円

財源

琴浦町の負担額	1,316万円
---------	---------

ふるさとまちづくり団体応援事業

220万円

(企画政策課 SDGs推進室)



多様な主体によるまちづくりを推進するため、地域活性化や地域課題解決を目的に公益的な事業を行うまちづくり団体を、ふるさと納税（個人・企業版）を活用し団体活動を応援します。

この制度は、町外の寄附者が支援したい団体（登録団体）を指定したうえで寄附があった場合に、その団体に交付金として支援するものです。

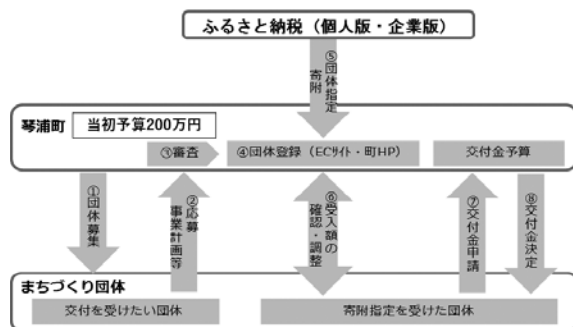
◇ふるさとまちづくり団体応援交付金 200万円

登録団体とは……

一定の要件を満たす公益的活動（町の施策と整合する地域貢献活動等）を行う団体で、町が審査し、寄附者が指定できる対象団体として登録された団体です。

申請したい団体は、団体登録要件書類（規約・決算等）のほか「活動分野」「活動目的及び活動内容」などを記載した申請書の提出が必要です。

○琴浦町ふるさとまちづくり団体応援交付金_事業の流れ



財源

企業版ふるさと納税 200万円

◇元気づくり応援事業費補助金 20万円

新たに地域の元気づくりに取り組む団体や持続可能な地域づくりに取り組む団体が実施する地域活性化事業に対して補助金を交付して支援します。

（スタートアップ型とステップアップ型の2種類）

財源

琴浦町の負担額 20万円

地域づくり事業（地域運営組織の支援）

592万円

(企画政策課 SDGs推進室)



少子高齢化や若者の流出など、地域の状況や抱える課題は様々です。古布庄、安田、以西地区では、地域で安心して暮らし続けるため、地域全体が連携し住民が主体となった地域運営組織による活動が行われています。地区公民館を拠点に地域の人と団体と町とが一緒になって行う地域運営組織の活動を支援します。

また、地区公民館を中心として地域の課題解決や活性化に取り組む地域づくり活動を推進します。

◇地域運営組織活動交付金

地域運営組織が行う地域づくり活動支援のため交付金を交付します。

古布庄まちづくり協議会	183万円
安田地域づくり協議会	181万円
以西地区振興協議会	180万円

◇地域活動の拠点施設管理

地域活動の拠点となっている施設の管理等の業務を行います。

三本杉ふるさと分校	10万円
公用車の管理等	38万円



古布庄夏まつり



以西軽トラ市



安田ふれあい朝市・ワイワイ祭り

財源

琴浦町の負担額 592万円

移住定住促進事業

2,461万円

(企画政策課 移住定住推進室)



移住の際に必要な住居の確保と空き家の活用を「空き家ナビ」の運営・情報提供により支援します。また、移住者に対する奨励金、補助金や移住定住アドバイザー、サポーターによる移住定住促進と地域活性化を図ります。

- ◇**空き家ナビ（空き家情報の登録・提供制度）** 6万円
空き家の情報を登録。ホームページ等で物件情報を公開し、利活用を推進します。
2025. 3月現在 24件登録 登録数延べ214件（うち売買等成約151件）
- ◇**暮らそうコトウラ！新築奨励金** 1,020万円
町内に新築を購入し、居住する者に支給（最大200万円）
 - ①若者・子育て世帯の場合【②と併用可】
 - 補助内容 県内者：上限50万円 県外者：上限100万円
 - ②きらりタウンの場合【①と併用可】
 - 補助内容 県内者：100万円 県外者：100万円
- ◇**暮らそうコトウラ！空き家活用補助金** 870万円
空き家ナビの物件を購入または賃貸する者に支給（最大100万円）
 - ①空き家購入補助金（リフォーム利用可）
 - 補助内容 県内者：上限20万円、県外者：上限80万円
※賃貸物件のリフォーム一律上限40万円
 - ②空き家家財道具撤去費補助金
 - 補助内容 家財道具等の撤去費用 補助率1/2 上限20万円
- ◇**コトウラ暮らしお試し住宅「琴浦さんち」** 61万円
長期滞在しながら琴浦での生活が体験できます。
- ◇**移住定住アドバイザー、移住定住サポーターの設置** 348万円
- ◇**その他経費** 156万円
その他支援金、印刷製本、移住相談会参加旅費など



【移住ナビHP】



【空き家ナビHP】

財源

町債（借金）	1,300万円
県からの補助金	520万円
その他収入	20万円
琴浦町の負担額	621万円

関係人口創出事業

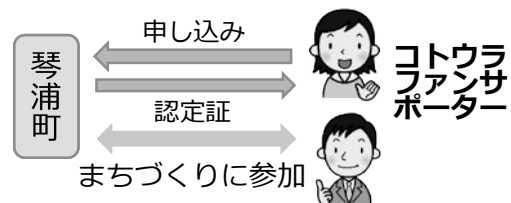
108万円

(企画政策課 移住定住推進室)



観光以上、定住未滿の移住しなくても地域に関わり、応援する「関係人口」。琴浦町出身者やふるさと納税者、琴浦と関わりを持ちたい人等に町に興味を持ってもらい、琴浦町に関わる「関係人口」を増やします。

- ◇**ふるさと住民票** 9万円
琴浦町に関心のある人を、（ふるさと住民）コトウラファンサポーターとして登録し、認定証を交付します。
コトウラファンサポーターは、関係人口事業に参加したり、定期的な情報交換をし、まちづくりに参加できるようにします。
- ◇**都市部の若者とのマッチング** 30万円
都市部の若者と町内事業所のマッチング支援：
地方で短期労働したい若者と町内事業者をマッチングするサイトと連携し、来町する若者との関係を築きます。
若者を受け入れる町内事業者の負担する経費を助成します。
- ◇**琴浦会** 69万円
琴浦町出身者で構成する町人会。会員へは毎月、町報等を送付します。
会員同士の交流会を、東日本地区・西日本地区それぞれで開催します。



財源

琴浦町の負担額	88万円
その他の収入	20万円

国勢調査2025

823万円

(商工観光課 商工担当)



日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とした国の最も重要な統計調査を行います。(5年に1回)

◇調査期日

- ・令和7年10月1日現在

◇調査対象

- ・すべての人と世帯

◇調査方法

- ・調査員が各戸を訪問

◇経費

- ・報酬 702万円
- ・需用費 15万円
- ・役務費 26万円
- ・委託費 等 80万円



5年に一度、全員参加の統計調査
国勢調査2025

財源

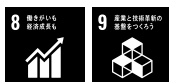
県からの委託費

823万円

商工会補助金

650万円

(商工観光課 商工担当)



町内企業の人材確保や経営基盤の安定を図るため、商工会への支援を行います。

◇商工会とは

商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事業などを幅広く展開しています。常駐する経営支援員が、経営・金融・税制・労働など経営全般にわたり、地域事業者をサポートします。

◇主な事業

- ・中部地区高校等進路担当者意見交換会
- ・企業紹介電子ブックの作成
- ・高校1年生を対象とした地元企業説明会
- ・地域内経済循環促進の取組(バスツアー、まちゼミ等)
- ・経営相談、経営指導など経営全般に関するサポート



BUYコトウラバスツアーの様子

◇経費

- ・補助金 650万円

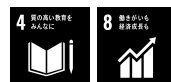
財源

琴浦町の負担額

650万円

琴浦町未来人材奨学金返還支援事業 99万円

(商工観光課 商工担当)



大学等で修学した者の県内就職又は就業を促進するとともに、若者の琴浦町へのIJUターン及び定住を図り、地域で活躍する人材を確保することを目的に奨学金の返済を支援します。

◇支援内容

【特定業種】令和7年度拡充

- ・無利子の場合：奨学金の1/2 (限度額：3万円/月)
- ・有利子の場合：奨学金の1/4 (限度額：1.5万円/月)

【その他業種】令和7年度新設

- ・無利子の場合：奨学金の1/4 (限度額：1.5万円/月)
- ・有利子の場合：奨学金の1/8 (限度額：7.5千円/月)

◇対象者の要件

- ・鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象者
- ・琴浦町定住者



◇経費

- ・補助金 等 99万円

財源

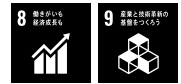
琴浦町の負担額

99万円

中小企業ステップアップ支援補助金

60万円

(商工観光課 商工担当)



町内中小企業の新商品開発・販路開拓による収益拡大、デジタル活用による業務効率化を推進し、事業者の持続的な発展のためのステップアップを支援します。

◇対象者

- ・町内に本社など主たる事業所を有する中小企業者又は個人事業主、NPO法人、農業協同組合、漁業協同組合等

◇補助対象事業

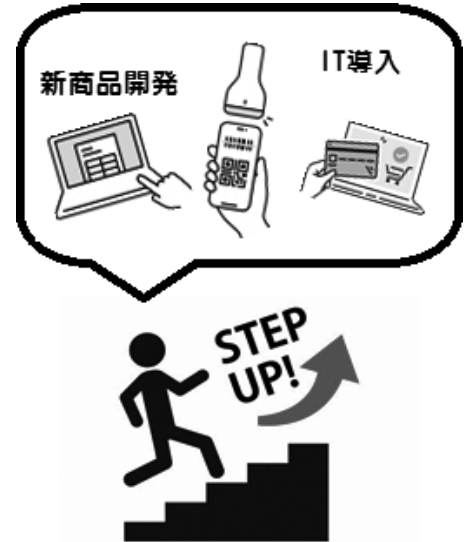
- ・新商品開発事業（ふるさと納税返礼品の商品開発に限る）
新商品・新サービス開発に係る経費、広告宣伝費
- ・販路開拓事業
マーケティング構築、出展催事に係る経費等
- ・DX推進（IT導入）事業
ECサイトの構築、キャッシュレス決済の導入経費等

◇補助率

2分の1
（1件当たりの補助上限額20万円）

◇経費

- ・補助金 60万円



財源

ふるさと納税

60万円

国道9号商工街路灯（支柱）撤去工事

2,990万円

(商工観光課 商工担当)



東伯地区の国道9号沿いにある商工街路灯は、設置から40年が経過し、老朽化により倒壊の危険があります。安全を確保するため、すべての商工街路灯を令和7年度に撤去します。

◇工事内容

- ・商工街路灯撤去（46ヶ所）

◇工事スケジュール

- ・令和7年4月～8月（予定）

◇工事範囲

- ・別所から槻下



◇経費

- ・工事請負費 2,990万円 ※令和6年度より繰越

財源

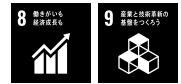
琴浦町の負担額

2,990万円

日韓友好資料館サイクルステーション拠点整備事業

4,374万円

(商工観光課 観光担当)



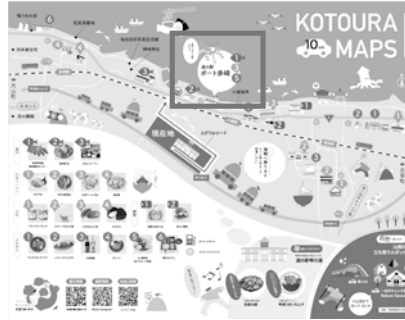
日韓友好資料館の旧韓国物産館をサイクルステーションとして整備します。
サイクルを活用して地域経済の活性化を図り、町内に観光を通じた新たな産業と雇用を創出します。

◇内容

①鳥取うみなみロードのエイドステーション
鳥取うみなみロードの中間地点にあたるエイドステーションとして道の駅「ポート赤碕」を活用します。



②海側観光資源をサイクルで巡る
電動アシスト自転車で海岸沿いの「観光」や「食」を巡り、通過型から滞在型への観光の転換を狙います。



③民間ノウハウで産業と雇用を創出
地域おこし協力隊制度等を検討し、民間ノウハウの活用により新たな産業と雇用を創出します。



出典元：ナショナルサイクルルート制度 (国土交通省 自転車活用推進本部)

◇経費

・工事請負費、委託料 他 4,374万円

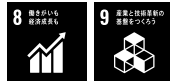
財源

国からの交付金	2,187万円
町債（借金）	1,340万円
琴浦町の負担額	847万円

町観光協会事業費補助金

36万円

(商工観光課 観光担当)



町観光協会が実施する事業に対し支援を行います。

◇主な内容

・朝ドラ「ばけげん」ウォーク
令和7年後期放送の朝ドラ「ばけげん」（小泉八雲・セツ）にかかる町内周遊ウォークの開催を町が支援します。



▲小泉八雲



▲小泉八雲・セツ来訪記念碑

◇経費

・補助金 36万円

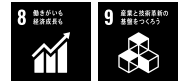
財源

琴浦町の負担額 36万円

大阪・関西万博関西パビリオンの多目的エリアへの出展

85万円

(商工観光課 観光担当)



2025年大阪・関西万博において、中部への誘客・PRを目的として鳥取県中部の1市4町が一体となり出展します。

◇内容

・2025年大阪・関西万博を契機に町への誘客を促進します。



◇経費

・負担金 67万円
・需用費 18万円

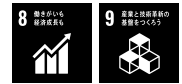
財源

琴浦町の負担額 85万円

船上山の環境整備、さくら祭り・紅葉フェス開催の支援

130万円

(商工観光課 観光担当)



桜の保全活動や船上山さくら祭り・紅葉フェスの開催を支援し、船上山の魅力アップを図ります。キリンビール（株）の桜保全活動事業に当選し、寄付金80万円の財源を充当します。

◇内容

①キリンビール寄付金当選

町の桜の保全活動が認められ、キリンビールから寄付金を受け、さくら祭りと桜の保全に活用します。

②さくら祭り開催の支援

船上山さくら祭りに対し地元で組織する実行委員会へ支援します。

③紅葉フェス開催の支援

船上山紅葉フェスに対し地元で組織する実行委員会へ支援します。



◇経費

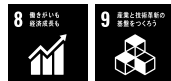
・補助金、委託料 130万円

財源

寄付金 80万円
琴浦町の負担額 50万円

道の駅ポート赤碕定期イベント開催 10万円

(商工観光課 観光担当)



道の駅ポート赤碕の認知度向上を目的として、旬の食材等を活用し定期イベントを開催します。

◇内容

・道の駅各店舗と連携して定期イベントを開催します。



▲令和6年度に開催したイベントの様様

◇経費

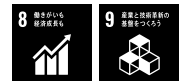
・負担金 10万円

財源

琴浦町の負担額 10万円

一向平キャンプ場水源ポンプ取替工事等 450万円

(商工観光課 観光担当)



一向平キャンプ場の施設の経年劣化等に対して、適切な管理を行うための整備を行います。

◇内容

- ・水源ポンプ取替工事
18年経過した井戸内のポンプの取替
- ・排水ポンプ取替工事
故障した排水ポンプの取替
- ・管理棟排水改良工事
浄化槽の効率利用を図るためのポンプアップ化

◇経費

・工事請負費、修繕料 450万円

財源

町債（借金） 400万円
琴浦町の負担額 50万円

課税や納税に関する事務経費

5,097万円

(税務課 賦課徴収担当)



町民税や固定資産税などの税金の課税と徴収に必要な経費です。
住民税の申告相談や土地・家屋の調査評価を行い、適正な賦課を行います。また、口座振替の推進や租税教育、納税相談を行います。



確定申告相談受付状況
(会場：赤碓地域コミュニティーセンター)

◇経費

- ・評価事務に関する経費
 - 固定資産税の賦課に伴う経費 104万円
 - 家屋評価システム使用料等 91万円
 - 土地評価システム保守委託料等 16万円
 - 評価替えに係る鑑定委託料等 794万円
 - 新標準システム連携改修委託料 219万円
 - 固定資産に関する負担金等 14万円
- ・課税事務に関する経費
 - 確定申告に伴う経費 59万円
 - 町税等の賦課に伴う経費 675万円
 - 町税償還金等 640万円
- ・税徴収事務に関する経費
 - 滞納処分実施に伴う経費 65万円
 - 租税教育推進に関する経費 1万円
 - 中部ふるさと広域連合負担金 1,239万円
- ・住宅新築資金等債務整理に関する経費
 - 強制執行等に関する経費 1,180万円



租税教室 (赤碓小学校)

財源

県からの補助金	644万円
その他収入	14万円
琴浦町の負担額	4,439万円

地籍調査事業

3,327万円

(税務課 評価・地籍調査係)



境界の調査、測量、面積の測定など地籍の調査を行い、その結果を地図及び簿冊にまとめ、法務局に登録します。
今後、山林等については航空写真データなどを活用した調査を実施し、進捗を図ります。

◇地籍調査の効果

- (1) 土地の権利の明確化、境界紛争の防止
- (2) 登記費用、測量費用の節減
- (3) 地震、土砂崩れ、水害等により境界が不明になっても正しい境界が復元できます。
- (4) 山林等の境界が明確になり、間伐等の適正管理が行えることにより、災害の予防につながります。

◇調査結果をまとめた地図・簿冊の作成

- (1) 前年度、現地調査し測量した結果をもとに、地図の作成、面積の測定
- (2) 作成した地図と、面積など調査結果の土地所有者による確認



地図、面積などの確認の様子

◇現地調査、測量

- (1) 現地で、土地所有者の立会いのもと、境界の確認などの調査
- (2) 確認した境界の測量

※調査区域 (予定)

倉坂周辺の山林
佐崎・中村周辺の山林

※立会いへのご協力をお願いします (調査区域内の土地所有者の皆様には案内文書を郵送)。



現地立会いの様子

◇経費

地籍調査事業	3,084万円
地籍データ管理運営	243万円

財源

県からの補助金	2,267万円
琴浦町の負担額	1,060万円

スマート農業推進事業 1,897万円

(農林水産課 農林水産振興係)



高齢化等による担い手の減少が急速に進んでおり、持続可能な農業を実現するために、スマート農業技術の普及を図ります。

◇主な経費

補助金 1,897万円

◇事業内容

町スマート農業推進協議会運営費補助金

スマート農業設備を導入している研修ハウスにおいて、環境モニタリングを活用したミニトマトの栽培管理に取組み、品質の安定と収量アップを目指します。

スマート農業社会実装促進事業補助金

スマート農業の社会実装を促進するため、スマート農業機械の導入経費を支援します。

- ・自動操舵トラクター
直進アシストを利用した作業の効率化
- ・自動田植機
水田管理の効率化と作業軽減

財源

県からの補助金	1,198万円
ふるさと納税	590万円
琴浦町の負担額	109万円

鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 1,553万円

(農林水産課 農林水産振興係)



鳥取県が開発した「鳥取型低コストハウス」の導入を支援し、高収益な野菜等のハウス栽培品目の生産振興と生産拡大を図ります。

◇主な経費

補助金 1,553万円

◇事業内容

スイカ用ハウス7棟の新設経費を助成します。



財源

県からの補助金	1,380万円
琴浦町の負担額	173万円

ともに目指す！担い手強化支援事業

660万円

(農林水産課 農林水産振興係)



意欲ある農業者等が生産規模の拡大や生産性、収益の向上に向けて立てた計画の実現・目標の達成のために行う創意工夫を活かした施設や機械の導入を伴う取り組みにかかる費用を支援することにより、元気な農業者等を育成し、地域農業の振興、活性化を図ります。

◇主な経費

補助金 660万円

◇対象者

認定農業者、農業を営む法人、任意組織（構成員10名以下）で、プラン（営農計画）の承認を受けた者

◇事業内容

- かん水設備整備（ミニトマト：3年/3年）
- 可変施肥対応田植機導入（水稻：1年/3年）

◇令和6年度活用事例（写真）



ホールクロープ
収穫機



コンバイン



ミニトマトハウス

財源

県からの補助金	440万円
琴浦町の負担額	220万円

環境保全型農業直接支払事業 112万円

(農林水産課 農林水産振興係)



自然環境の保全に効果の高い有機農業（化学肥料や化学合成農薬を使用しない取組）などに取り組む農業者団体に対して交付金を支払います。

琴浦町では東伯有機米生産部の取り組みに対し本事業の支援を行っています。

◇取組状況

有機農業 取組面積 水稲栽培 800a
交付単価 取組面積×14,000円/10a

◇主な経費

交付金 112万円

財源

県からの補助金 84万円
琴浦町の負担額 28万円

鳥獣被害対策事業 854万円

(農林水産課 農林水産振興係)



イノシシやシカ、カラスなどの農作物等に被害を与える野生鳥獣に対して、捕獲許可を出して個体数を減らす対策や、農作物を守るために電気柵などを設置し農地等への侵入を防ぐ対策を支援することで、被害を防ぎます。

◇主な事業

- 捕獲奨励金の交付（個体数を減らす対策）
- 侵入防止柵設置支援（侵入を防ぐ対策）

◇主な経費

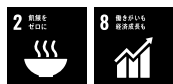
個体数を減らす対策 574万円
侵入を防ぐ対策 247万円
その他の対策 33万円

財源

県からの補助金 479万円
琴浦町の負担額 375万円

ぶどう生産拡大事業補助金 749万円

(農林水産課 農林水産振興係)



醸造用ぶどうの栽培や生食用の優良品種の導入を推進するため、ぶどう棚やかん水施設などぶどう園整備に係る経費を支援し、産地の拡大と活性化を図ります。

醸造用ぶどうは建設予定のワイナリーで使用予定です。

◇事業内容

醸造用ぶどう

- ・生産基盤整備対策 補助金608万円
 - ①かん水設備 ②果樹棚 ③新植（苗木）
- ・育成促進対策 補助金141万円
 - ④新植（苗木）150a



かん水設備・果樹棚整備

財源

県からの補助金 681万円
琴浦町の負担額 68万円

鳥取梨生産振興事業 5,209万円

(農林水産課 農林水産振興係)



「新甘泉」「王秋」など、高値で安定している品種の生産拡大、ジョイント栽培の推進と苗木の安定供給等の対策を実施し、梨産地の活性化を図ります。

梨の生産拡大のための基盤として、果樹棚の設置、気象災害やカメムシなど病害虫対策としての網掛け施設、かん水施設等の整備費用について補助を行うことにより、栽培面積の拡大、販売促進につなげます。

県内有数の梨産地である琴浦町の活性化のため、補助事業を推進しています。



ジョイント栽培 網掛け施設

財源

県からの補助金 5,168万円
琴浦町の負担額 41万円

産地主体型就農支援モデル確立事業 160万円

(農林水産課 農林水産振興係)



産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者の確保育成、技術習得研修、優良農地の維持管理の産地が実施する取り組みを支援し、産地の維持・発展に必要な新規就農者の確保、定着を図ります。

令和6年度は琴浦ミニトマト生産部、琴浦梨生産部、琴浦ブロッコリー生産部が将来ビジョンを作成しました。

◇産地受入モデル地区設置事業 補助金60万円

生産部が実施する産地PR活動などの新規就農者確保育成に必要な経費を支援します。

◇産地受入条件整備事業 補助金100万円

JAが実施する新規就農希望者の実践研修等に必要な機械設備等を支援します。ミニトマトハウスの整備。



財 源

県からの補助金	97万円
琴浦町の負担額	63万円

農業研修事業 1,709万円

(農林水産課 農林水産振興係)



琴浦町で就農を希望する者に農業研修を実施し、移住定住の促進及び新規就農者の確保を図ります。

◇農業研修

地域おこし協力隊制度を活用し、町内での就農を目指す者に対して研修を行います。ミニトマト・ブロッコリー生産者の募集を行うほか、企業委託型の研修制度を設け、醸造用ブドウ生産者の育成を図ります。

◇研修生募集

県外での就農相談会、移住定住フェアに参加し研修生を募集します。

◇体験ツアー

町内での就農を具体的にイメージするための農業体験や現地相談会を開催します。

◇主な経費

報償費	128万円
使用料・賃借料	114万円
委託料	1,070万円
その他	397万円

財 源

その他（施設利用料）	124万円
琴浦町の負担額	1,585万円

農業後継者育成対策事業 3,334万円

(農林水産課 農林水産振興係)



新規就農者の就農初期における営農経費の負担軽減を図り、就農定着を支援します。

◇主な事業

◇経営開始資金・農業次世代人材投資資金（国）

経営開始直後の新規就農者に対して、経営確立を支援するため、最大150万円/年の資金を交付します。

対象者：認定新規就農者（経営開始時の年齢が50歳未満）

交付額：【次世代人材投資資金】 150万円/1～3年目 120万円/4～5年目（最長5年間）

【経営開始資金】 150万円/1～3年目

◇親元就農促進支援交付金（県）

親元就農を促進し、農業経営の継続的な発展を図ります。

対象者：経営主（認定農業者等）、研修生（3親等以内の親族、研修開始時の年齢が55歳未満）

交付額：10万円/月（最長2年間）

◇就農条件整備事業（県）

就農後に必要な機械、機具及び施設の整備について支援を行います。

対象者：認定新規就農者

事業費：1,200万円以内/5年間 補助率：1/2

財 源

県からの補助金	2,645万円
その他（諸収入）	160万円
琴浦町の負担額	529万円



自給飼料生産緊急支援事業

330万円

(農林水産課 農林水産振興係)



資材や燃料が高騰する中、自給飼料を生産する酪農家の経済的負担が深刻になってきています。酪農家が自ら生産する飼料作物の種子代の一部を緊急支援し負担を軽減することにより、酪農経営の維持と農地の活用及び環境保全を図ります。



青刈りトウモロコシ

◇主な経費

補助金

330万円

◇対象者等

琴浦町酪農組合

◇事業内容

飼料の種子代の価格上昇分を支援
補助率：10/10



イタリアンライグラス

財 源

国からの交付金
琴浦町の負担額

300万円
30万円

田越・笠見地区浸水対策事業

2億5,025万円

(農林水産課 農村整備係)



平成30年台風24号豪雨により田越、笠見地内を流れる水路がやばせこども園周辺で溢水し、周辺の農地、笠見集落内で浸水被害が生じました。水路等の調査・検討内容に基づいた実施計画ロードマップに沿って浸水対策を行います。

田越地内に大雨が降ったとき、溢水に伴う下流域の被害を防ぐため、洗川へ放流する水路を新設します。

笠見集落や集落周辺にある水田の浸水被害を防ぐため、元旧川上流の水路を改修します。

工事によって、周辺住宅地に影響を与えていないか、住宅地の地盤変状や建物の状況を調査します。

◇主な経費

工事請負費 2億3,705万円 委託料 1,320万円



財 源

町債(借金)
琴浦町の負担額

2億5,020万円
5万円

ダム等土地改良施設維持管理事業

1億1,060万円

(農林水産課 農村整備係)



土地改良施設の維持管理を行う東伯地区土地改良区連合、東伯町土地改良区及び赤碕町土地改良区を支援し、ダム、畑かん等の国営造成水利施設の操作委託、管理整備を行い適切な維持管理を行っています。

※土地改良施設とは？

土地改良施設とは、ダムや畑かんをはじめ、農業のための用水施設や排水施設、道路、その他農業をするにあたり有益な施設のことをいいます。

◇主な経費

委託料	4,693万円
負担金	865万円
補助金	5,428万円
役務費等	74万円

財 源

県からの補助金	4,684万円
町債（借金）	740万円
発電所特会繰入金	622万円
北栄町負担金	790万円
土地改良区負担金	19万円
他目的使用料	1万円
琴浦町の負担額	4,204万円



西高尾ダム気象観測装置整備の更新



西高尾揚水機場電気設備の更新

農林水産課

日本型直接支払交付金事業 1億6,157万円

(農林水産課 農村整備係)



農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動を支援する制度です。

◇多面的機能支払交付金

活動組織へ交付金を交付することで地域の共同活動を支援し、地域資源を適切に保全するとともに、担い手農家への農地集積を後押しします。

◇中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件が不利な中山間地域において、農地荒廃を防いだ地域に交付金を交付します。

◇主な経費

交付金	1億6,137万円
需用費	20万円

財 源

県からの補助金	1億2,099万円
琴浦町の負担額	4,058万円

しっかり守る農林基盤整備事業 1,274万円

(農林水産課 農村整備係)



ほ場整備から約30年が経過し、道路や水路が経年劣化により破損しています。破損している農林基盤の簡易な改修、修繕を施すことにより、農林業者の営農意欲の維持向上を図ります。

◇事業内容

- ・原材料（機械代）等助成
- ・工事及び補助金 7件

◇負担割合

水路：県50%、町35%、地元15%
道路：県40%、町40%、地元20%

◇主な経費

原材料費	150万円
機械借上料	150万円
工事請負費・補助金	974万円

財 源

県からの補助金	600万円
地元負担金	58万円
琴浦町の負担額	616万円

森林環境譲与税関連事業

3,554万円

(農林水産課 農林水産振興係)



土砂災害を防いだり、雨水を貯蓄しゆっくりと川に流すといった機能を持つ山林を適正に管理していくため、森林所有者に対し今後の管理についての意向調査を行うほか、意向調査の結果を踏まえ今後の管理に関する計画策定を行います。

スギやヒノキなどの人工林は、森林の密度を調整する「間伐」を行うことで、樹木の成長や根の発達を促進され、土砂流出防止、風雪害に強い森林が作られるなどの効果があります。間伐の実施及び間伐された木材の搬出や販売を促進するため、間伐及び間伐材搬出等を行う森林所有者等に対し、補助金を交付します。

◇取組状況

意向調査 (森藤、法万、宮場、八反田)

集積計画作成 (笠見、美好)

間伐促進



↑ 集積計画作成にともなう現地調査

◇主な経費

委託料	1,011万円
補助金	672万円
基金積み立て	1,871万円



↑ 間伐されていない森林



↑ 間伐された森林

財 源

森林環境譲与税基金	1,683万円
琴浦町の負担額	1,871万円

木材チップ製造能力向上事業 171万円

(農林水産課 農林水産振興係)



地域材の利用拡大に繋がる木質バイオマスの安定供給体制の強化や製紙用マテリアルとしての有効活用を一層強力に推進し、代替燃料原料など新たなニーズへの供給に対応するため、老朽化している三朝チップ工場改設に要する費用を中部地区市町で民有林面積割合により按分し負担金を支払います。

〈申請者〉

鳥取県中部森林組合

〈整備内容〉

チェーンライブデッキ、スーパーバーカー、ウルトラチョッパー、バークコンベアー、ナイフ自動研磨機、ロググラップル導入等

◇主な経費

負担金 171万円

財 源

琴浦町の負担額	171万円
---------	-------

竹粉碎機共同利用事業 5万円

(農林水産課 農林水産振興係)



北栄町と共同利用する竹の粉碎機を琴浦町の自治会へ無料で貸し出しします。琴浦町は貸出実績に基づき、北栄町へ負担金を支払います。

〈申請者〉

自治会 (個人での申請はできません)

〈使用料〉

無料
ただし、燃料費、運搬にかかる経費は自治会負担です。



竹の粉碎機を使用する自治会→

財 源

琴浦町の負担額	5万円
---------	-----

がんばる漁業者支援事業 88万円

(農林水産課 農村整備係)



漁業経費の増加、魚価の低迷に対し、漁業経営の改善を図るために実施する漁船用機器の購入、漁船の改造等に必要な経費を支援します。

〈申請者〉

町内の沿岸漁業者

〈整備内容〉

自動操縦装置の導入

◇主な経費

補助金 88万円



財源

琴浦町の負担額 88万円

漁業研修事業 402万円

(農林水産課 農林水産振興係)



漁業を始めたい、漁業関係の仕事に就きたいという新規漁業就業希望者に対し、漁業技術や経営方法を習得するための研修費用を助成することで、漁業への就業促進を図ります。

◇主な経費

補助金 402万円

◇研修の種類

養殖漁業の技術習得のための研修

◇対象経費

指導経費、研修手当、研修用具費、通勤手当、定住準備費、赴任旅費



財源

県からの補助金 398万円
琴浦町の負担額 4万円

がんばる養殖支援事業

2,400万円

(農林水産課 農林水産振興係)



生産性増大や経営強化に取り組む意欲的な養殖事業者が作成し、認定された計画(がんばる養殖プラン)を実現するための施設・機械整備、省力化等に対して支援を行います。

〈申請者〉

プランの認定を受けた町内の養殖業者

〈整備内容〉

生産性を向上させる設備等
品質を向上させるための設備等
省力化・効率化のための設備等

◇主な経費

補助金 2,400万円
(補助率 県：1/3 町：1/6)



財源

県からの補助金 1,600万円
ふるさと納税 800万円

船上山発電所

2,668万円

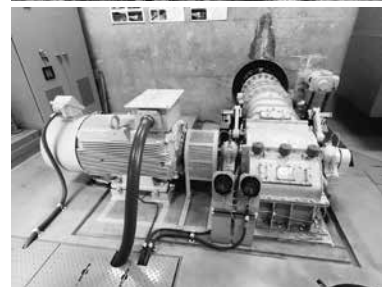
(農林水産課 農村整備係)



ダムの水を丘陵地の畑に送水するためには、ポンプの電気代や施設の維持管理費がかかります。

このため、平成26年12月から国営造成施設の船上山ダムのかんがい用水及び河川放流水を利用して、発電運営を行っております。

発電した電力量は全て売電し、関連する農業用施設の維持管理費にあてることで農村地域における低炭素社会を目指しています。



◇主な経費

維持管理にかかる経費

委託料 545万円

役務費等 161万円

修繕や更新のための積立

積立金 426万円

農業施設の維持管理費

線出金 756万円

公課費（消費税） 180万円

予備費 600万円

財源

売電料金	2,028万円
前年度繰越金	622万円
基金利息	18万円

介護予防教室

1,230万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



「はればれ」「いきがい」

健康で生き生きとした老後を過ごすことを目的とし、知的活動、レクリエーション活動を提供します。週に1回（はればれ）または2週に1回（いきがい）この教室に集まって脳トレや運動を行うことで、健康寿命を延ばすことができます。琴浦町内でこの教室を利用されている方は約120名で、1教室は8～14名です。

この介護予防教室では、定期的に運動の専門職が教室の指導にあたり、楽しいレクリエーションや集団での体操を通して筋力トレーニングやストレッチを実施します。

◇経費

委託料 1,230万円

◇対象者

- ・65歳以上で要介護及び要支援に認定されていない人
- ・家に閉じこもりがちな人
- ・もの忘れが多くなった人
- ・足腰の弱りが気になる人



財 源

介護保険料（1号被保険者）	263万円	県の負担金	141万円
介護保険料（2号被保険者）	308万円	その他収入	92万円
国の負担額	285万円	琴浦町の負担額	141万円

高齢者の総合相談事業

485万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



地域包括支援センターでは、高齢者の自立した生活を応援するためさまざまな相談を受けています。

◇センターの主な業務

- ・高齢者や家族に対する総合的な相談および支援を行います。
- ・医療機関や福祉施設など関係機関と連絡調整をして、相談者に必要な制度の利用やサービスの紹介をします。
- ・民生委員や地域住民と連携し、高齢者の生活状況の把握や見守り支援を行います。
- ・身体の弱い高齢者や要支援認定者の介護予防プランの作成と介護サービス事業者などとの調整をします。
- ・認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族へ早期相談、対応に向けて、もの忘れ相談を開催します。
- ・自立した生活が継続できるよう介護予防を目的とした教室や集いの場への参加を支援します。
- ・支援困難ケースへの対応など介護支援専門員への支援を行います。

◇経費

予防プラン作成委託経費 485万円

◇地域包括支援センター人員体制

センター長1名 保健師1名 主任介護支援専門員1名
 社会福祉士1名 理学療法士1名 介護支援専門員2名 看護師1名



財 源

介護保険料（1号被保険者）	111万円	県の負担額	61万円
介護保険料（2号被保険者）	130万円	琴浦町の負担額	61万円
国の負担額	122万円		

認知症施策

26万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



認知症に対する正しい理解の普及啓発に努め、「共生」と「予防」の取り組みを進めます。認知症の早期発見・早期治療が出来る体制を推進し、認知症になることを遅らせたり、進行を緩やかにする予防行動について啓発していきます。認知症になっても、住み慣れた地域で支援を受けながら、自分らしく暮らせる町を目指します。

◇主な業務

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発
講演会や健康教室等での啓発や、認知症サポーター養成講座の開催を行います。
- 認知症高齢者等SOS見守りネットワーク
認知症による行方不明者を、できるだけ早く安全に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築します。
- 認知症の早期対応
認知症初期集中支援チームを設置し、早期対応に向けた支援を行います。
- もの忘れ相談（年3回）
認知症の早期発見・治療につなげるため、専門医による相談の機会を設け、個別に相談に応じます。

◇経費

認知症サポーター養成講座テキスト等 4万円
 認知症専門医師 報償費 6万円 認知症初期集中支援医師 報償費 2万円
 認知症地域支援推進員研修 4万円 その他事務費 10万円

財 源

介護保険料（1号被保険者）	6万円	県の負担額	5万円
国の負担額	10万円	琴浦町の負担額	5万円

琴浦体操普及啓発事業

2万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



琴浦体操は、誰でも気軽に取り組める体操で、週1回1年間の体操実施で体力年齢を4.8歳向上させることができました。また、身体機能が向上すると認知機能も改善します。

運動機能と認知機能の低下を防ぐことを目的に、この体操を広く地域に普及します。

◇経費

消耗品費 2万円

◇令和7年度普及活動

- 体操リーダーによる指導
 - ・サロン、介護予防サークル、地域体操教室などで実施。

また、町内介護保険事業所や福祉施設での実施。

■町事業

- ・健康教室
- ・介護予防教室



財 源

介護保険料（1号被保険者）	0.4万円
国の負担額	1万円
県の負担額	0.3万円
琴浦町の負担額	0.3万円

介護予防サークル活動支援事業

262万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



日常生活に不安や困難を感じている65歳以上の高齢者と地域住民が共に地域での生きがい活動（サークル）に参加することにより、お互いの介護予防や支え合い活動を推進するとともに、高齢者の閉じこもりの解消と社会参加や仲間づくりを行います。

◇経費

委託料 258万円

通信運搬費 4万円

◇対象者

40歳以上の町民で構成し、かつ、65歳以上5人以上で要介護認定者等1人以上を含み、月4回以上活動するサークル



財 源

介護保険料（1号被保険者）	60万円
介護保険料（2号被保険者）	70万円
国の負担額	66万円
県の負担額	33万円
琴浦町の負担額	33万円

生活支援体制整備事業 555万円

(すこやか健康課
高齢福祉係・地域包括支援センター)



高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、協議体を設置し、多様な主体による取組の調整及び重層的な生活支援等サービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の体制づくりを推進します。

◇経費

委託料 555万円

◇生活支援コーディネーター業務内容

- ・協議体の運営
- ・生活支援・介護予防サービスの把握および創出・推進
- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチング
- ・生活支援サービス・生活支援の担い手となるボランティア等の養成
- ・住民主体の通いの場の活性化に向けた体制整備
- ・関係者間のネットワーク構築
- ・多様な主体の意識向上や交流を目的とした研修会等の開催

財源

介護保険料（1号被保険者）	128万円
国の負担額	213万円
県の負担額	107万円
琴浦町の負担額	107万円

成年後見制度の利用促進 100万円

(すこやか健康課 地域包括支援センター)



制度の普及啓発を行い、高齢者本人やその親族等からの相談や制度利用の支援を行います。また、経済的理由等で成年後見制度を利用できない高齢者を対象に制度利用の費用補助を行います。

◇経費

成年後見人等報酬補助	93万円
町長申立に関する経費	7万円
(申立手数料、登記手数料、診断書料、鑑定費用等)	

財源

介護保険料（1号被保険者）	23万円
国の負担額	39万円
県の負担額	19万円
琴浦町の負担額	19万円

高齢者福祉事業補助金 694万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



●単位高齢者クラブ・高齢者クラブ連合会補助金

高齢者の社会参加促進と健康増進及び地域社会との交流を図ることを支援します。生きがいづくり、健康づくり及び就労機会の支援を行います。

◇経費

補助金 193万円

●シルバー人材センター補助金

高齢者の能力を活かした就業機会の増大を及び生きがいづくりを支援する。

◇経費

補助金 500万円
負担金 1万円

財源

県からの補助金	129万円
ふるさと納税	250万円
琴浦町の負担額	315万円

長寿祝い品 101万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



町内在住の高齢者の長寿をお祝いします。

◇対象者

88歳：昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生
100歳：大正14年3月31日～大正15年3月31日生

◇経費

記念品（88歳160人）	80万円
記念品（100歳20人）	10万円
その他事務費	11万円

財源

ふるさと納税	90万円
琴浦町の負担額	11万円

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

977万円

(すこやか健康課)



健診、医療、介護に関するデータから後期高齢者の健康状態を把握し、疾病予防における保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで高齢者のフレイル予防を図り、高齢者がいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるよう支援します。

◇取り組みの内容

- ①健診、医療、介護に関するデータを活用し、個人、集団ごとの健康リスクを把握します。
- ②フレイルリスクの高い高齢者に対し個別訪問を行い、健康状態の確認、保健指導や支援を行います。(個別的支援)
 - 【新規】 AIと電力データを用いたフレイル検知サービス
75歳以上の介護認定等を受けてない一人暮らしの方を対象に、電気の使用状況をAIが分析し、早い段階でフレイルリスクを検知し、職員が訪問の上、介護予防サービス等の必要な支援につなぎます。
 - 【新規】 オーラルフレイル予防歯科衛生士派遣事業
口腔機能低下リスクのある後期高齢者宅へ歯科衛生士を派遣し、口腔機能低下防止の支援を行います。
- ③サークルなどの通いの場において、フレイル予防や生活習慣病予防に関する啓発や健康相談、フレイルや健康に関するチェックを行い、必要に応じて各種サービスの紹介を行います。(集団支援)

◇経費

職員人件費	714万円
委託料	233万円
報償金等	30万円

財 源

広域連合の受託事業収入	977万円
-------------	-------

介護保険認定事務

385万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



介護保険サービスを利用するための申請・更新等を受け付け、要介護認定、保険証・負担割合証などの交付を行います。

◇令和7年度対象者数(見込み)

被保険者	6,086人(65歳以上高齢者)
要介護認定者	1,078人

◇経費

介護認定審査会 (ふるさと広域連合負担金)	361万円
認定審査会システム保守委託料	24万円

財 源

琴浦町の負担額	385万円
---------	-------

介護保険給付

21億340万円

(すこやか健康課 高齢福祉係)



40歳以上の方が被保険者となって納める保険料と国県町の負担金を財源とし、介護や支援が必要となった時に介護サービスが利用できるよう保険給付を行います。

◇令和7年度一月あたり延べ利用者数(見込)

居宅サービス	1,756人
地域密着型サービス	122人
施設サービス	218人

◇経費

居宅サービス費	9億2,990万円
地域密着型サービス費	3億6,740万円
施設サービス費	7億1,150万円
高額介護サービス費	4,790万円
特定入所者介護費	4,410万円
審査支払手数料	260万円

財 源

介護保険料(1号被保険者)	4億2,802万円
介護保険料(2号被保険者)	5億6,792万円
国の負担額	5億4,382万円
県の負担額	3億72万円
琴浦町の負担額	2億6,292万円

集団検診

1,652万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の早期発見・早期治療のため、各種がん検診と肝炎ウイルス検査、健康診査等が一度に全て受けられるようセットにした集団検診を実施します。

また、就労している方でも受診しやすいよう、休日検診も実施します。

あなたとあなたの大切な家族のために、自覚症状がなくても、1年に1回は必ず各種検診を受けましょう。

※年齢対象者全員へ、受診券などの必要書類を配付します。検診日程等確認のうえ、希望受診日の5日前までにすこやか健康課へ電話予約をお願いします。 ※検診月により予約開始日が異なります。

検診月	予約開始日
7月、8月	6月5日(木)～
9月、10月	8月1日(金)～
11月、12月	10月15日(水)～

◇検診日程

区分	内容	月	検診日	会場
集団 (平日)	①国保特定健診(40～74歳) ②後期高齢者健診(75歳以上) ③基本健診(19～39歳) ④胃がん検診(30歳以上) ⑤大腸がん検診(30歳以上) ⑥子宮がん検診(20歳以上) ⑦乳がん検診(40歳以上) ⑧肺がん・結核検診(40歳以上) ※結核検診(65歳以上) ⑨前立腺がん検診(50歳以上) ⑩肝炎ウイルス検診(40～69歳)	7月	1日(火)、2日(水) 28日(月)午前、29日(火)午前	分庁舎 (赤碕1140-1)
		8月	25日(月)午前	
		9月	16日(火) 17日(水)午前 24日(水)午前	本庁舎 保健センター (徳万591-2)
		10月	23日(木) 24日(金)午前	
		11月	17日(月)	
		12月	9日(火)午前 10日(水)午前 17日(水)午前	
		11月	16日(日)	
集団 (休日)	同上	11月	16日(日)	
がん検診 のみ	肺がん・結核検診、大腸がん検診 乳がん検診、子宮がん検診	8月	25日(月)午後	分庁舎 (赤碕1140-1)
	肺がん・結核検診、大腸がん検診	9月	24日(水)午後	本庁舎 保健センター (徳万591-2)
	子宮がん検診、乳がん検診	12月	9日(火)午後	

◇出張がん検診

ショッピングセンターアプトにて肺がん・結核検診、大腸がん検診を実施します。【日程】10月14日(火)

◇大腸がん検診窓口受付(容器配付)

本庁舎すこやか健康課で、随時受け付けます。

期間：6月2日(月)～12月26日(金) 8時30分～17時15分(土日・祝日は除く)

◇経費

委託料 1,441万円
諸経費 211万円

財源

県からの補助金 49万円
検診自己負担金 10万円
琴浦町の負担額 1,593万円

医療機関検診

2,191万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の早期発見・早期治療のため、医療機関で受けられる各種健診・がん検診を実施します。
あなたとあなたの大切な家族のために、自覚症状がなくても、1年に1回は必ず各種検診を受けましょう。
※年齢対象者全員へ、受診券・検診案内を配付します。ご確認のうえ、早めに受診しましょう。

◇検診実施期間

- ・国保特定健診・後期高齢者健診・各種がん検診
令和7年5月1日(木)～令和8年2月28日(土)

◇医療機関に持参するもの

- ①国保特定健診の受診券(水色)
- ②後期高齢者健診受診券(桃色)
※マイナンバーカード(マイナ保険証)、資格確認証等(①又は②の方)
- ③各種がん検診の受診券(緑色)
- ④自己負担金



琴浦町健康推進キャラクター
「ドクター55 (ゴーゴー)」

◇注意事項

- ①受診する際は、希望の医療機関に事前に電話で予約してください。
- ②希望する健診・がん検診の受診券を医療機関窓口へ提出してください。
- ③検診実施期間を厳守してください。 ※早めに受診するようにしましょう。
※受診券の再発行は「すこやか健康課」へお問合せください。(電話：0858-52-1705)

◇受診できる医療機関

検診区分	委託医療機関
①国保特定健診(40～74歳) ②後期高齢者健診(75歳以上) ③胃がん検診(胃カメラ検査)(40歳以上) ④肺がん・結核検診(40歳以上) ※結核検診(65歳以上) ⑤大腸がん検診(40歳以上) ⑥前立腺がん検診(50歳以上) ⑦乳がん検診(40歳以上) ⑧子宮がん検診(20歳以上)	中部地域内の病院・医院 ※受診券と一緒に配布している検診案内をご確認ください

※乳がん検診及び子宮がん検診につきましては、西部地域内の病院・医院でも受診可能です。
検診実施期間(西部地域の病院・医院のみ)
令和7年7月1日(火)～令和8年1月31日(土)
※受診券と一緒に配布している検診案内をご確認ください。

◇経費

委託料 2,135万円
諸経費 56万円

財源

検診自己負担金 3万円
琴浦町の負担額 2,188万円

健康教室

52万円

(すこやか健康課 健康推進係)



がんや生活習慣病の疾病予防や、フレイル予防をテーマとした教室を開催し、みなさんの健康寿命の延伸を目指します。希望がありましたら、すこやか健康課までご連絡ください。(電話：52-1705)

健康不安の相談もでき、参加者同士の情報交換や交流の場にもなりますので、ぜひご参加ください。

◇部落・一般・高齢者・地区別健康教室

各団体等の要望と参加者の年齢層に応じて、健康教育・健康相談及び運動指導を行います。

◇事業所健康講座

事業所等の依頼により、町内事業所に勤務する方(町外住民を含む)を対象に健康教育を実施します。



◇健康づくり講演会

健康に関する講演会を開催し、地域での健康づくりを目指します。

◇そろいそろい手帳

いつまでも住み慣れたまちで幸せに生活するため、一人一人が大切にしているものやこれから大切にしていこうとするものを共有するためのツールである「琴浦そろいそろい手帳」を広く普及し、健康教室などさまざまな機会を通して町民に配布します。

◇経費

報償費(医師等) 39万円
諸経費 13万円

財 源

県からの補助金	1万円
広域連合の受託事業収入	30万円
琴浦町の負担額	21万円

食育推進事業

83万円

(すこやか健康課 健康推進係)



食や健康に関する知識と食を選択する力を身につけ、よい食習慣を実践できるよう食生活改善推進員と連携し各種食育推進事業を行います。

◇食生活改善推進員による料理教室

部落やサークルなどの集まりを対象に、生活習慣病予防やフレイル予防を目的とした講話と料理講習会を開催します。希望がありましたら、すこやか健康課までご連絡ください。(電話：52-1705)

◇食育啓発

健診会場やイベント会場等で食生活改善のための啓発を行います。

◇食生活改善推進員の養成講座

地域の中で食を通じた健康づくり活動や食育活動を行う食生活改善推進員を新たに養成するための講座を開催します。

◇経費

報償費 13万円
需要費等 44万円
委託料 26万円



財 源

参加費等	3万円
琴浦町の負担額	80万円

健康相談

1万円

(すこやか健康課 健康推進係)



心身の健康不安に対し、保健師・栄養士が個別に相談に応じます。個人に見合った必要な助言を行い、町民の健康に対する不安の軽減や健康管理、健康増進を図ります。健康診断受診後の結果相談も対応しています。

◇健康相談 (電話・面談相談とも随時受付)

心身の健康についての相談を随時受け付けています。相談の内容によって、血圧測定、体重・体脂肪測定、尿検査を行います。ご家族などのご健康についての相談も承ります。

個人情報厳守しますので、安心してご相談ください。

◇経費

消耗品費ほか 1万円

財 源

琴浦町の負担額 1万円

献血推進事業

6万円

(すこやか健康課 健康推進係)



血液製剤の安定した供給を図るため、町内事業所と連携し、献血を実施します。

◇実施日数

年間4日 (16事業所で実施)

◇経費

献血記念品ほか 6万円



財 源

琴浦町の負担額 6万円

こころの健康に関する支援事業

4万円

(すこやか健康課 健康推進係)



先の見えない不安や、生きづらさを感じるなどの様々なこころの悩みを抱えている方に対して悩みを相談できる相談先の提供を行っています。対面や電話で相談しづらい方には、LINEやSNSでも相談できます。

そのほか、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、幅広い相談体制と支援を充実させるため、関係機関の支援団体と協定を結んでいます。

◇相談先

- ・NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク (電話 0120-061-338) 毎日24時間
- ・県立精神保健福祉センター (電話 0857-21-3031) 平日8時30分~17時15分
- ・こころの相談 (倉吉保健所内) (電話 23-3921) 平日8時30分~17時15分
- ・とっとりいのちの電話 (電話 0857-21-4343) 毎日12時~21時

◇経費

消耗品費 4万円

財 源

琴浦町の負担額 4万円



鳥取県「眠れてますか？」
睡眠キャンペーンキャラクター
「スーミン」

大人の予防接種

1,625万円

(すこやか健康課 健康推進係)



病気の発症や重症化、合併症を予防するため、委託医療機関で予防接種を実施します。

◇定期予防接種について

法律に基づいて実施する予防接種で、対象となる方には接種券をお送りします。接種券の有効期間内は、公費による一部助成を受けて予防接種が受けられます。有効期間を過ぎると全額自己負担になりますのでご注意ください。

◇任意予防接種について

予防接種法に位置づけられていない予防接種ですが、病気の重症化や合併症を防ぐため、接種費用の一部を助成します。

	予防接種名	予防する病気	対象年齢等	助成回数	上段：助成額 (下段：自己負担額)
定期 接種	高齢者用肺炎球菌ワクチン接種	肺炎球菌による肺炎	①65歳の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に、自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方 ※過去に、肺炎球菌ワクチン(23価)を接種したことがある方は対象外	生涯1回	4,900円 (3,000円)
	高齢者インフルエンザ予防接種	インフルエンザ	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に、自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方	年1回	1,860円 (2,300円)
	新型コロナウイルス感染症予防接種	新型コロナウイルス感染症	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に、自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方	年1回	国の制度変更あり、調整中
	带状疱疹予防接種	带状疱疹	①65歳の方 ②60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい有する方 ③65歳を超える方は5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳) ※③は5年間の経過措置。令和7年度のみ100歳以上は全員対象。 ※過去に带状疱疹予防接種をしたことがある方は対象外	生涯1回	生ワクチン 4,860円 (4,000円) 組換えワクチン 12,060円 (10,000円) ※1回あたりの額
【注意事項】 生ワクチンまたは組換えワクチン、 <u>どちらか一方のみの接種</u> です。 生ワクチンは1回のみ接種ですが、組換えワクチンは2回接種が必要なため2回分を助成します。					
任意 接種	成人風しん	風しん	①妊娠を希望する女性で風しん抗体価の低い方 ②妊娠を希望する女性(風しん抗体価の低い方)の同居者(風しん抗体価の低い方) ③妊婦の配偶者(内縁を含む) ④妊婦の同居者	生涯1回	接種金額の2/3 (上限8,000円) ※100円未満切捨て

◇経費

定期予防接種	1,602万円
任意予防接種	12万円
その他	11万円

財源

琴浦町の負担額	1,611万円
国からの補助金	5万円
県からの補助金	9万円

中学生におけるピロリ菌検査及び除菌事業 39万円

(すこやか健康課 健康推進係)



有効な薬の量が服用でき、ピロリ菌による胃の炎症が起こる前の中学生を対象にピロリ菌感染の有無を検査し、感染者に対して除菌治療を行う事によって、将来の胃がん発生、家庭内感染の予防を行います。

◇対象者

町内に住所がある中学2年生（希望者）

◇経費

需用費	1万円
役務費	4万円
委託料	34万円

財源

琴浦町の負担額	39万円
---------	------

補聴器購入費助成事業 75万円

(すこやか健康課 健康推進係)



加齢性難聴は、誰にでも起こりうる可能性があり、早期に受診し必要な方が補聴器を使用することで、自分らしく生き生きとした生活をおくるための一助として、補聴器購入費の一部を助成します。

◇対象者 以下の①～③の全てに該当する人

- ①町内に住所がある、40歳以上の人
- ②聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない人
- ③両耳の聴力レベルを平均して40デシベル以上70デシベル未満の人、または医師が補聴器の必要性を認めた人

◇助成額

補聴器本体の購入費用の2分の1（上限3万円）

◇経費

補助金	75万円
-----	------

財源

琴浦町の負担額	75万円
---------	------

健康経営推進事業

45万円

(すこやか健康課 健康推進係)



◇健康経営支援モデル事業補助事業

事業所において従業員の健康づくりに積極的に取り組み、従業員の業務効率を改善することで企業の生産性を高める経営手法「健康経営」を推進し、町内事業所などに取り組んでもらうことにより、若いうちからの健康状態の維持・改善や疾病予防をはかることで、町民の健康寿命延伸を目指します。

また、日本健康会議が認定する健康経営優良法人の認定に向けた支援を行い、町内事業所の企業イメージ・ブランド力の向上を目指します。

・事業の流れ

- ① 事業所の厚生担当者、事業所が加入する医療保険者、町の保健師などで構成するチームを組織します。
- ② チームで事業所における健康に関する課題を見つけ、解決に向けて行うことや取り組みのゴールを決めます。
- ③ 実際に取り組みを実践し、その結果をチームで評価します。

・費用の助成

町では、この取り組みによりかかる費用の全額を助成します。

【区分と助成額】

大規模事業所（主に従業員数301人以上の事業所） 25万円

中小規模事業所（主に従業員300人以下の事業所） 20万円

※対象となる事業所の区分（従業員数）は、業種によって異なります。



◇経費

補助金	45万円
-----	------

財源

県からの補助金	10万円
琴浦町の負担額	35万円

国民健康保険（保険給付費） 13億2,129万円

（すこやか健康課 保険係）



国民健康保険の被保険者が医療を受けたとき、法令に定められた保険給付を行います。

◇令和7年度平均被保険者数（見込）：3,250人

◇経費

療養給付費	11億3,209万円
療養費	560万円
高額療養費	1億7,739万円
出産育児一時金	150万円
葬祭費	60万円
審査支払手数料	380万円
その他の給付	31万円

財源

県の負担額	13億1,879万円
国保税等	150万円
琴浦町の負担額	100万円

国民健康保険（保健事業） 2,072万円

（すこやか健康課 保険係）



被保険者の健康保持と医療費の適正化を目的に、保健事業を行います。

事業名	内容
特定健診 特定保健指導	生活習慣病予防を目的に行います。 ※今年度から41・46・51・56・61・66・71歳になる年度の特定健診自己負担金を無料化。
人間ドック助成	人間ドックの受診費用を、一部助成します。
その他事業 （医療費適正化）	医療費通知やジェネリック医薬品差額通知を送付し、重複多剤服薬者訪問を行います。

◇経費

特定健診等の費用	1,533万円
人間ドックの費用	309万円
その他の事業の費用	230万円

財源

県の負担額	1,052万円
国保税等	1,020万円

国民健康保険（その他経費） 4億9,260万円

（すこやか健康課 保険係）



国民健康保険に係る職員人件費や事務費は一般会計からの繰入（町の税金等）で賄われています。

平成30年度から国民健康保険の運営が市町村単位から県単位となったこととともない、市町村は県が決定した納付金を県へ納付します。この納付金等を財源として県は市町村が医療費（保険給付費）を支払うために必要な金額を交付金として全額市町村に交付します。

◇経費

国民健康保険事業費納付金	4億6,054万円
職員人件費・事務費	2,395万円
その他の経費（還付金等）	311万円
予備費	500万円

財源

国の負担額	1,703万円
県の負担額	6,066万円
国保税等	3億4,303万円
基金の取崩し額	799万円
琴浦町の負担額	6,389万円

後期高齢者医療 6億1,323万円

（すこやか健康課 保険係）



75歳以上の人が入会する後期高齢者医療は県内の市町村で構成する広域連合によって運営されています。

市町村は各種窓口手続きや保険料の徴収、健診事業を行うほか、広域連合の運営（医療費の支払等）のための費用を負担しています。

◇令和7年度平均被保険者数（見込） 3,525人

◇経費

広域連合への負担金・納付金 （医療費の約8%分等）	2億8,947万円
（保険料等）	3億1,595万円
健診等の費用	593万円
事務費等	188万円

※後期高齢者の医療費は広域連合が支払っているため、町の予算には現れません。

財源

後期高齢者医療保険料	2億3,797万円
県の負担額	5,848万円
広域連合の負担額	573万円
琴浦町の負担額	3億1,105万円

特別医療

1億2,646万円

(すこやか健康課 保険係)



障がいのある人や小児等に対して医療費の助成を行います。

県内の医療機関で受給資格証（青色）を提示すると、医療費の支払いが資格や所得等に応じた自己負担額まで（小児対象者は自己負担額が無料）になります。

◇対象者

- 身体障がい者（1・2級）
- 重度知的障がい者（A判定）
- 精神障がい者（1級）
- 小児（18歳の年度末まで）
- ひとり親家庭
- 特定疾病患者

◇経費

特別医療費	1億2,342万円
審査支払手数料等	304万円

財源

県の負担額	5,590万円
諸収入（高額療養費を充当）	1,457万円
町債（借金）	2,000万円
琴浦町の負担額	3,599万円

心身障がい者医療費助成

393万円

(すこやか健康課 保険係)



特別医療の対象とならない程度の障がいのある人に対して、医療費の自己負担額のうち、半額を助成します。

◇対象者

- 身体障がい者（3・4級）
- 重度知的障がい者（B判定）
- 精神障がい者（2級）

※ただし、町民税が非課税の人に限る。

また、高齢受給者（70～74歳）や後期高齢加入者、特別医療費受給資格者は助成の対象外。

◇経費

心身障がい者医療費	388万円
事務費	5万円

財源

琴浦町の負担額	393万円
---------	-------

自立支援医療

2,162万円

(すこやか健康課 保険係)



障がいの軽減・除去や機能回復を目的とした医療費について助成を行います。

◇対象者

- 更生医療：身体障害者手帳をお持ちの人
- 育成医療：障がいのある児童
- 更生医療の例
 - 腎臓機能障がいの人 → 人工透析
 - 心臓機能障がいの人 → ペースメーカー植込み
- 育成医療の例
 - 言語障がいの人 → 口蓋裂等に対する形成術

◇経費

医療給付費	2,150万円
その他経費	12万円

財源

国の負担額	1,075万円
県の負担額	538万円
琴浦町の負担額	549万円

腎臓機能障がい者交通費助成

59万円

(すこやか健康課 保険係)



腎臓に障がいのある人が人工透析を受けるために通院した場合に、自宅からの距離に応じて交通費を助成します。

◇対象者

- 血液透析のため通院している町民税非課税の在宅の人

※ただし、医療機関までの距離が片道2km以上で、医療機関の送迎事業を利用していない人に限る。

◇経費

交通費助成	58万円
郵便代	1万円

財源

琴浦町の負担額	59万円
---------	------

定額減税調整給付金不足額給付事業

9,914万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



昨年、令和6年分推計所得税額を用いて「定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）」を実施しました。令和6年分所得税額が確定したところで、調整給付の給付額に不足が生じた方などに不足分を給付（不足額給付）します。

支給対象者

- ・令和5年中の所得に比べ、令和6年中の所得が減少したことにより、【令和6年分推計所得税額（令和5年所得）】よりも【令和6年分所得税額（令和6年所得）】の方が少なくなった方
- ・子どもの出生等で、扶養親族等が令和6年中に増加した方
- ・当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、不足額給付時に一律対応することとされた方
(以下のいずれも該当する方)
- ・令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税の対象外であること
- ・税制度上、「扶養親族」の対象外であり、扶養親族等として定額減税の対象外であること
- ・低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員に該当しておらず、一体措置のうえで低所得世帯向け給付の対象ではないこと

◇経費

扶助費 9,430万円
事務費（郵便代他） 484万円

財源

国の負担額 9,914万円

子どもの居場所づくり事業 180万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



「子どもの居場所づくり」の取組を行う民間団体等の立ち上げを支援し、地域における子どもの居場所づくりの取組の運営継続・拡充を図ることを目的とします。

◇経費

運営、事業立上経費 180万円



財源

国の負担額 120万円
琴浦町の負担額 60万円

家計改善支援事業 63万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



家計に問題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出し、相談者の家計を管理する力を強め、早期に生活が再生されることを支援します。

◇経費

委託料 63万円



財源

国の負担額 31万円
琴浦町の負担額 32万円

社会福祉協議会への補助金交付 1,253万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



地域福祉の向上を目的に地域福祉推進の中心的担い手である町社会福祉協議会に対し、地域福祉活動の補助金を交付します。

社会福祉協議会への地域福祉事業費

福祉委員活動支援他	875万円 (補助率10/10)
広報活動、福祉機器等貸出	104万円 (補助率1/2)
法人運営、会計	274万円 (補助率1/3)

◇経費

・地域福祉活動への補助金	1,253万円
--------------	---------

財源

ふるさと納税	480万円
琴浦町の負担額	773万円

障がい福祉施策負担金、補助 721万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため各種団体及び事業所へ補助金を交付します。

◇経費

町身体障がい者福祉協会補助金	9万円
町手をつなぐ育成会補助金	9万円
郡身体障がい者福祉協会負担金	6万円
障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金負担金	5万円
障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金	133万円
重度障がい児者支援事業補助金	114万円
強度行動障がい者入居等支援事業補助金	242万円
強度行動障がい者サービス体験利用等促進事業補助金	20万円
要医療障がい児者受入事業所看護師等配置事業給付費	155万円
身体障害者手帳交付対象者外の難聴児への補聴器購入等助成	12万円
医療的ケア児等送迎支援事業	5万円
手話通訳者派遣事業	6万円
障がい者インフルエンザ予防接種給付費	5万円

財源

県の負担額	340万円
琴浦町の負担額	381万円

成年後見関係 189万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



中部圏域1市4町共同委託で成年後見制度に関する利用相談及び相談対象者への情報提供、成年後見手続き支援に関する業務を委託します。また、成年後見人の申立費用及び報酬を助成します。

◇経費

成年後見センター委託事業	153万円
成年後見利用支援事業	29万円
成年後見制度町長申立手数料等	7万円

財源

国の負担額	9万円
県の負担額	7万円
琴浦町の負担額	173万円

障がい者交通費助成・運転免許取得助成 90万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



交通費の負担軽減のため、重度障がいのある人(身体手帳1・2級、精神手帳1級、療育手帳A)を対象にタクシー料金助成券を交付します。また、就労訓練等のために事業所に通所する人に対し、交通費の一部を助成します。

社会参加を目的として、下肢・体幹機能に障がいのある人が自動車改造を行う場合及び障がい者手帳等所持者が運転免許を取得された場合に助成を行います。

◇経費

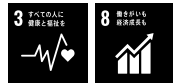
重度障がい者タクシー料金助成	30万円
作業所等通所障がい者交通費助成	50万円
自動車改造助成・運転免許取得助成	10万円

財源

琴浦町の負担額	90万円
---------	------

特別障害者等手当支給 984万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とされる在宅の人に手当を支給します。

◇経費

特別障害者手当	888万円
障害児福祉手当	96万円

財源

国の負担額	738万円
琴浦町の負担額	246万円

委託事業 362万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



中部1市4町が合同で業務を委託し、様々なサービスを行います。

◇経費

事業内容	経費
聴覚障がいのある人への手話通訳者等派遣事業	223万円
聴覚障がい者のコミュニケーションを保障しながら活動の場を提供	13万円
点訳朗読奉仕員の養成研修の実施	7万円
手話奉仕員の養成研修の実施	70万円
失語症者向け意思疎通支援者の派遣等の負担金	9万円
中部圏域あいサポートフェスタ事業	40万円
合計	362万円

財源

国の負担額	100万円
県の負担額	95万円
他市町負担金	21万円
琴浦町の負担額	146万円

自立支援給付

5億4,056万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加の増進のため、障がい福祉サービスの支給及び補装具の給付を行います。

◇経費

- 補装具給付事業（車椅子、歩行器、補聴器等） 119万円
- 自立支援給付事業（主なもの） 5億3,937万円

	サービス	金額
訪問系	居宅介護	666万円
	重度訪問介護	352万円
	同行援護	618万円
日中活動系	療養介護	3,058万円
	生活介護	1億6,703万円
居住系	施設入所支援	6,761万円
	共同生活援助	6,983万円
就労系	就労継続支援A型	3,196万円
	就労継続支援B型	1億3,279万円
	計画相談支援	875万円
	その他	1,446万円
	合計	5億3,937万円

財源（補装具給付）

国の負担額	59万円
県の負担額	30万円
琴浦町の負担額	30万円

財源（自立支援給付）

国の負担額	2億6,968万円
県の負担額	1億3,484万円
琴浦町の負担額	1億3,485万円

障がい児通所給付 2,888万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



児童が心身ともに健やかに育成できるよう、集団生活への適応訓練、理学療法・機能訓練、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

◇経費

サービス	金額
児童発達支援	139万円
医療型児童発達支援	9万円
放課後等デイサービス	2,111万円
保育所等訪問支援	393万円
サービス利用計画	236万円
合計	2,888万円

財源

国の負担額	1,444万円
県の負担額	722万円
琴浦町の負担額	722万円

療養介護医療費事業 873万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいの軽減、除去や機能回復を受ける医療の費用を負担することで対象者の経済的負担を軽減します。

◇経費

サービス	金額
療養介護給付費	873万円
合計	873万円

財源

国の負担額	436万円
県の負担額	218万円
琴浦町の負担額	219万円

地域生活支援給付 1,136万円

(福祉あんしん課 障がい福祉係)



障がいのある人の自立促進・生活改善・社会参加を増進するため、用具（ストマ用装具、痰吸引器等）の給付、日中の活動の場等の居場所の提供、外出の際の移動の支援を行います。

◇経費

日常生活用具の給付	475万円
日中一時支援	522万円
移動支援	139万円

財源

国の負担額	352万円
県の負担額	284万円
琴浦町の負担額	500万円

戦没者追悼式開催等 11万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



先の大戦で亡くなった戦没者を追悼し平和を祈念するため戦没者追悼式を開催します。

7年度は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給事務（申請の受付、対象者への通知）を行います。

◇経費

式典経費	2万円
通信運搬費	3万円
消耗品費	6万円

財源

県の負担額	9万円
琴浦町の負担額	2万円

重層的支援体制整備事業

1,333万円

(福祉あんしん課 生活支援係、障がい福祉係)



地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するために
①相談支援事業②参加支援事業③地域づくり事業を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施します。

◇経費

①相談支援事業

【自立相談支援事業】

生活困窮者とその家族、関係者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い関係機関との連絡調整を行います。相談者の属性や世代に関わらず世帯全体への必要な支援を行います。

事務費等 33万円

【障がい者地域生活支援センター事業委託料】

相談支援業務、研修（啓発研修、スキルアップ研修）の実施を委託します（中部1市4町委託事業）

委託料 247万円

【障がい児相談支援事業委託料】

児童相談支援業務の体制を強化します。（4町委託事業）

委託料 33万円

②地域づくり事業

【生活困窮者等のための地域づくり事業】

地域福祉計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、地域住民等が主体的に生活課題を把握し解決を試みる環境整備を行います。（琴浦町社会福祉協議会に補助）

補助金 600万円

③多機関協働事業等

【多機関協働事業】

複合・複雑化した課題を抱えている方に対し、重層的支援会議を開催し、多機関で協働して支援を行います。また、関係機関（者）によるネットワークを構築し、包括的な支援につなげます。

事務費等 10万円

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

必要な支援の届いてない方へ支援を届け、ひきこもりなど潜在化している相談者を「悩み何でも相談」等で早期発見し、訪問等による関係づくりを行います。

事業費等 41万円

【参加支援事業】

社会との交流の希薄さや孤立などを理由に相談や制度につながりにくい方を対象に就労継続支援B型事業所で本人にあった参加支援を行います。

委託料 369万円



財 源

国の負担額	534万円
県の負担額	105万円
琴浦町の負担額	694万円

民生児童委員活動の機能強化 377万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



民生児童委員の活動環境を整備し、委員活動の円滑化を目的に民生委員活動費の支給、民生児童委員協議会への補助金交付を行います。

◇経費

民生児童委員活動費	282万円
民生児童委員協議会補助金	59万円
民生児童委員推薦会委員報償費	5万円
鳥取県社会福祉協議会負担金	8万円
中部民生児童委員協議会負担金	23万円

財 源

県の負担額	1万円
琴浦町の負担額	376万円

児童扶養手当の支給 8,148万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



ひとり親家庭の生活の安定と自立に寄与することを目的として手当を支給します。

◇対象者

18歳までの児童を養育するひとり親家庭の父または母（離婚、死亡、障がい、生死不明、DV保護など）

◇支給回数

年6回（1・3・5・7・9・11月に2ヵ月分）

◇経費

手当	8,141万円
事務費	7万円



財 源

国の負担額	2,709万円
その他収入	10万円
琴浦町の負担額	5,429万円

ひとり親福祉事業 318万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



母子家庭および父子家庭の自立に向けた生活支援、就労支援、経済的支援を行います。

◇経費

母子生活支援施設及び助産施設措置	142万円
DV被害者等を母子生活支援施設に、経済的理由により入院助産を受けることができない者を助産施設にそれぞれ入所させ、その生活を支援します。	
高等職業訓練促進給付金	168万円
自立支援教育訓練給付金	2万円
ひとり親家庭の父または母が、資格を取得するために養成機関で修業または雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、給付金を支給します。	
養育費にかかる公正証書等作成促進事業助成金	6万円
養育費の取決めの継続的な履行確保を図るため、ひとり親家庭の父または母に対し公正証書作成等にかかる費用を助成します。	

財 源

国の負担額	106万円
県の負担額	35万円
琴浦町の負担額	177万円

生活保護 1億4,499万円

(福祉あんしん課 生活支援係)



生活に困窮するすべての人に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行います。最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、適正な保護実施に必要な体制を整備します。

◇経費

1 生活保護総務費	65万円
嘱託医報酬 診療報酬介護報酬審査支払手数料 医療扶助オンライン資格運用経費 その他	
2 生活扶助費	1億4,434万円
生活保護には8つの扶助があり、世帯の実情に合わせて必要な扶助を行います。	

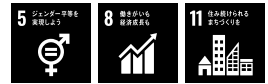
財 源

国の負担額	1億611万円
県の負担額	211万円
琴浦町の負担額	3,657万円
その他収入	20万円

子育て支援サービス

2,182万円

(子育て応援課 こども未来係)



地域における子育ての拠点づくりや保護者のニーズに応えた保育を充実し、子育て中の保護者を支援します。

◇子育て支援センター

子育て中の保護者を応援するための施設として、町内に2箇所の子育て支援センターを開設しています。

子育て支援センターは、未就園のお子さんと保護者が、気軽に安心して利用できる地域の子育て支援の場です。

職員が子育てに関する心配ごとの相談に応じたり、子どもをのびのびと遊ばせながら、子育て中の保護者同士で情報交換ができるなど、いろいろな楽しみ方ができます。

【利用条件】 未就園の子どもとその保護者

【実施場所】 ひまわり (みどり保育園) 月曜日～金曜日 9:30～11:30、13:30～15:15
土曜日 9:30～11:30 (月2回) ※多世代交流施設で実施
アトリエ・ラボ (赤碓こども園) 月曜日～土曜日 9:00～15:00

◇一時保育

保護者の仕事、病気、育児疲れ、急用の際に未就園のお子さんを一時的にお預かりします。

【実施場所】 やばせこども園 (生後6か月～) 月曜日～土曜日 7:15～18:45
みどり保育園 (生後2か月～) 月曜日～土曜日 7:30～18:00

◇休日保育

町内に住所があり、こども園・保育園に在園している1歳6か月以上の児童で、日曜、祝日に仕事等の都合でご家庭での保育が困難な場合に、お子さんをお預かりします。

【実施場所】 しらとりこども園 【実施日時】 日曜日、祝日 7:30～18:30

◇休日保育室開放事業 (ぼかぼかオープンデー)

休日保育室と園庭を月1回程度、一般に開放し、休日の親子の遊び場を提供します。

【実施場所】 しらとりこども園

【実施日時】 毎月第2日曜日 (7、8、10月のみ第1日曜日、1月のみ第3日曜日) 9:30～11:30

◇病児保育

在園中および小学校3年生までの児童で、仕事等の都合で保護者が看護できないお子さんを受け入れます。

【実施場所】 病児保育室「きらきら園」(厚生病院内) 【実施日時】 月曜日～金曜日 8:00～18:00
病児保育室「キッズケア ポノ」(アロハこどもクリニック内)

【実施日時】 月・火・水・金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00

◇病後児保育

在園中および小学校3年生までの児童で、仕事等の都合で保護者が看護できない病後の回復期のお子さんを受け入れます。

【実施場所】 病後児保育施設「すくすく園」(野島病院内) 【実施日時】 月曜日～土曜日 8:00～17:30

◇経費

私立保育園運営費等補助金 1,998万円
休日保育運営費等 144万円
病児・病後児保育委託料 40万円



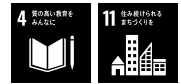
財 源

国からの補助金 736万円
県からの補助金 736万円
利用料等 36万円
琴浦町の負担額 674万円

放課後児童クラブの運営

5,932万円

(子育て応援課 こども未来係)



町内の小学校に通う主に低学年の児童で、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とします。

琴浦町では公立4クラブ、私立1クラブの計5つの放課後児童クラブを開設しています。

令和5年度から、公立4クラブは民間企業に運営を委託し実施しています。

◇定員

浦安放課後児童クラブ (浦安小) …70人

八橋放課後児童クラブ (八橋小) …60人

聖郷放課後児童クラブ (聖郷小) …40人

船上放課後児童クラブ (船上小) …40人

しおかぜクラブ (私立) (赤碓小) …40人



◇開設日時

開設時間 【平日】…下校時 (通常は14時) から18時30分

【土曜日・長期休暇等】…7時30分から18時30分 (公立のみ)

休業日 日曜日・祝日、8月13日から16日 (公立のみ)、

年末年始 (公立…12月29日～1月3日、私立…12月30日～1月3日)、災害等事情のあるとき

◇経費

公立放課後児童クラブ運営費 4,500万円

施設維持管理費等 336万円

除雪業務委託料 (3箇所) 25万円

放課後児童健全育成補助金 1,071万円

財源

国からの補助金	1,817万円
県からの補助金	1,817万円
利用料等	473万円
多世代交流施設利用料	28万円
琴浦町の負担額	1,797万円

乳幼児家庭保育支援給付

750万円

(子育て応援課 こども未来係)



乳幼児を日中家庭で子育てする保護者等に、給付金を支給し、経済的支援と乳幼児との愛着形成を助長し乳幼児の健全な育成を図ることを目的とします。

◇対象者

町内に在住している生後6か月を超え満2歳に満たない乳幼児で、保育が必要な認定を受けていない乳幼児を養育する保護者。

また、保護者が育児休業給付金を受給しておらず、同居家族に町税等の滞納がない保護者。

◇給付金額

1箇月につき乳幼児1人当たり30,000円。

◇経費

給付金 750万円

財源

県からの補助金	165万円
琴浦町の負担額	585万円

こども園・保育園の運営

4億2,345万円

(子育て応援課 こども未来係)



保育が必要な子どもを預かり、心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援します。
また、3歳以上の保育を必要としない子どもで、教育を希望する場合には、教育標準時間でのサービスを提供します。

◇定員

町立園	しらとりこども園…140人	やばせこども園 …120人	こがねこども園…90人
	ことうらこども園… 60人	ふなのえこども園… 90人	
町内私立園	みどり保育園 … 70人	赤碓こども園 …100人	

◇経費

町立こども園管理費	1,547万円
ICTシステム保守・運用業務委託料	487万円
給食調理等業務委託費	3,273万円
芝管理委託料	268万円
こども園等研修費	51万円
私立保育委託費	8,365万円
私立こども園施設型給付費	1億4,230万円

町立こども園運営費

【しらとりこども園】	1,930万円
【やばせこども園】	1,863万円
【こがねこども園】	2,215万円
【ことうらこども園】	979万円
【ふなのえこども園】	1,573万円

私立こども園・保育園補助金

延長保育事業	137万円
乳児保育事業	364万円
障がい児保育事業	236万円
低年齢児受入保育士等特別配置事業	4,144万円
保育体制強化事業	294万円
就学前教育・保育施設整備事業	359万円

◇保育士等人材確保

保育施設就職奨励金	30万円
-----------	------



財 源

国からの補助金	1億3,333万円
県からの補助金	6,830万円
ふるさと納税	1,020万円
利用料等	2,900万円
琴浦町の負担額	1億8,415万円

親子の健康推進と子育て支援（教室・相談）事業

1,775万円

(子育て応援課 こども家庭センター)



妊娠中のお母さんの体調や胎児の成長、就学前の乳幼児の健康状態や発達の確認を行うため、各種健診や費用助成を実施します。また、お子さんのすこやかな成長と保護者のみなさんが楽しんで育児に取り組んでいただくため、各種教室や相談日を設けるなどの子育て支援を行います。

◇母子健康手帳の交付

妊娠届出により、母子健康手帳を交付します。

◇妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に受診券（14回分）を交付します。医療機関で妊娠中に必要な診察・血液検査・血圧測定・検尿などを無料で受けることができます。

◇妊婦・パートナー歯科健診

母子健康手帳交付時に受診票を交付します。歯科医療機関で歯科健診を無料で受けることができます。

◇新生児聴覚検査費の助成

新生児の聴覚異常を早期に発見し、お子さんや保護者の方へ早期に支援を行うため、新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成を行います。

◇産後健康診査

全ての産婦の方に、産後2週目と4週目に行う産後健康診査の受診票を交付し、健診により支援が必要な方を早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

◇医療機関委託乳児健診

1か月児、3～4か月児、9～10か月児を対象に受診票を交付し、医療機関で診察・身体計測などを行います。

◇乳児健診

小児科医師による診察（発達・発育）、保健指導、栄養指導などを行います。また、小さいときから本に親しみ親子の絆を深めていただくため、町図書館から絵本のプレゼントが行われます。

◇1歳6か月児健診、3歳児健診

小児科医師による診察（発達・発育）、歯科健診、保健指導、栄養指導などを行ないます。また、臨床心理士による子育て相談等を実施し、保護者の育児支援を行います。

◇5歳児健診

一次健診では対象者全員にアンケートを実施し、必要な方に二次健診をご案内します。二次健診では、医師による診察（発達面）、臨床心理士による子育て相談、就学に向けての相談、育児相談を行います。

◇離乳食講習会

乳児のいる保護者を対象に、離乳食の基本を学べる講習会を年6回実施します。

◇乳児相談

11か月頃の乳児のいる保護者を対象に、お子さんの成長確認や育児相談を毎月実施します。

◇2歳児子育て相談

2歳児のいる保護者を対象に、イヤイヤ期である2歳児の子育て相談、ブラッシング指導を年5回実施します。

◇歯みがき教室

2歳6か月児のいる保護者を対象に、歯科衛生士による講話や歯垢の染め出し・ブラッシング指導などの教室を年4回実施します。

◇遊びの教室

お子さんの成長に合わせた遊び方や関り方などを保護者の方と一緒に考え、実践できる教室を年11回実施します。

◇食育事業

就学前のお子さんのいる保護者等を対象に朝ごはん摂食率向上等の食育推進を図るための事業を実施します。

◇朝ごはん運動

保育園・こども園の園児を対象に三色のエプロンを使って、『バランスのよい朝ごはん摂取』の啓発を実施します。

◇こどもクッキング

保育園・こども園の5歳児を対象にごはんと味噌汁のクッキングを実施します。「見て、聞いて、嗅いで、さわって、味わって」の五感で感じるクッキングです。

◇不妊治療費の助成

保険適用とならない不妊治療や、保険適用の上限回数を超える治療費について、県の助成に上乗せして助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

【対象者】

- ・ 琴浦町に夫婦の両方、またはどちらかの住所があり、1年以上継続して居住している方
- ・ 鳥取県特定不妊治療費助成金の交付決定を受けている方

区 分		助成金額
保険診療と併用される先進医療		1回につき、上限5万円
自費診療	受精まで行った治療	1回につき、上限10万円
	受精を行っていない治療	1回につき、上限5万円
保険適用の上限を超える治療		上記、自費診療の助成金額に準ずる

◇不育症治療費の助成

不育検査・治療費を一部助成し、治療を受ける夫婦の経済的負担を図ります。

【助成額】

不育症の検査・治療に要した経費（医療保険適応外の金額）の1/2の額。
1年度につき上限10万円

◇経費

各種健診事業	1,543万円
各種相談事業	20万円
歯科保健事業	106万円
不妊治療費の助成等	25万円
不育症治療費の助成	20万円
食育推進事業	22万円
新生児聴覚検査費の助成	20万円
その他	19万円



財 源

国からの補助金	33万円
県からの補助金	29万円
琴浦町の負担額	1,713万円

こどもの予防接種

3,998万円

(子育て応援課 子ども家庭センター)



子どもが病気にかかったり、重症化して合併症や後遺症で苦しむことがないように、委託医療機関で予防接種を実施します。また、予防接種で防ぐことができる病気から子どもたちを救うため、各種予防接種の啓発を行います。

◇定期予防接種について

法律に基づいて実施する予防接種で、決められた期間内は無料で受けられます。琴浦町では、対象年齢または推奨年齢になられたときに、無料で予防接種を受けることができる接種券をお渡しします。なお、決められた期間を過ぎると有料になりますのでご注意ください。

◇任意予防接種について

予防接種法に位置づけられていない予防接種ですが、病気の重症化や合併症を防ぐため、接種費用の一部を助成します。

予防接種名	予防する病気	対象年齢等		助成額
ヒブ (Hib)	細菌性髄膜炎	2か月～5歳未満		無料
小児肺炎球菌	肺炎・細菌性髄膜炎	2か月～5歳未満		
五種混合	百日せき、ジフテリア、破傷風、小児まひ、細菌性髄膜炎	2か月～7歳6か月未満		
四種混合	百日せき、ジフテリア、破傷風、小児まひ	2か月～7歳6か月未満		
BCG	結核	1歳未満		
B型肝炎	B型肝炎	1歳未満		
二種混合	ジフテリア、破傷風	11～13歳未満		
麻しん・風しん	麻しん (はしか) 風しん (三日はしか)	1期	1～2歳未満	
		2期	年長児 (就学前1年)	
水痘	水ぼうそう	1～3歳未満		
日本脳炎	日本脳炎	6か月～7歳6か月未満 9～13歳未満 上記のほか特例により接種が可能な場合があります。		
子宮頸がん (HPV)	子宮頸がん	12歳になる年度～ 16歳になる年度の女子 上記のほか特例により接種が可能な場合があります。		
ロタウイルス	ロタウイルスによる感染性胃腸炎	生後6週～24週 (1価ワクチン/2回接種)		
		生後6週～32週 (5価ワクチン/3回接種)		
任意接種	おたふくかぜ	1歳～就学前 (1回まで)		3,000円 (助成券)
	季節性インフルエンザ	6か月～中学3年 (季節毎2回まで)		1,500円 (助成券)

◇経費

定期予防接種	3,711万円
任意予防接種	217万円
その他	70万円

財源

県からの補助金	108万円
琴浦町の負担額	3,890万円

子育て応援課

妊娠期から出産・子育て期にわたる包括的相談支援事業

1,729万円

(子育て応援課 こども家庭センター)



これまで設置していた「子育て世代包括支援センター」に変わり、「こども家庭センター」を設置し、すべてのこどもや妊産婦、子育て家庭を対象に、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を包括的にを行います。

妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、保健師などが相談を受け、必要に応じて関係機関と連携し、継続した相談支援を行います。

◇相談・訪問事業

妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、一貫して身近で相談に応じ、必要な支援情報の提供や様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。

◇産前・産後支援事業

プレママ・プレパパ交流会を開催し、妊婦やそのパートナーが集まり、情報交換や交流できる場を設け、産前からの育児の仲間づくりをサポートします。

産後は、家事援助等が必要な方へのヘルパー派遣や、育児等の身体的・心理的負担を抱える産婦およびその乳児が医療機関等に泊まったり、助産師が家庭訪問しケアを提供する「産後ケア事業（里帰り先での利用も含む）」等により産後のサポートを行います。



◇各種子育て支援事業

- ・子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業

家事支援が必要な家庭へのヘルパー派遣や、養育支援が必要な家庭への保健師による訪問、保護者の疾病、仕事等の理由により一時的に家庭での養育が困難な家庭の子育て支援として、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、親子入所等事業を行います。

- ・子育て世帯への経済的支援

チャイルドシート等の購入費助成やシートの無料譲渡会、妊婦のための支援給付金の支給を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

- ・ペアレントトレーニング教室

保護者が子どもとの関わり方を学べる子育て練習講座を開催し、保護者の育児負担感の軽減と親子がより良いコミュニケーションが図れるよう支援していきます。

- ・ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人とその援助をしていただける方を結び会員組織です。お子さんのこども園、児童クラブ等への送迎や一時預かりで利用することができます。

【対象児】 生後8週から小学校6年生まで

◇母子健康管理システムの活用

母子健康管理システムを活用し、母子保健事業等における保護者の利便性向上を図ると共に、職員の業務効率化を図り、それにより得られた時間を個別支援業務に充てることで、相談業務や保護者支援の充実につなげます。

◇経費

相談・訪問事業	14万円
産前・産後支援事業	133万円
子育て支援事業	1,104万円
母子健康管理システム委託料等	478万円

財 源

国からの補助金	1,355万円
県からの補助金	177万円
利用料等	7万円
琴浦町の負担額	190万円

防災安全等道路改良事業

3億4,766万円

(建設住宅課 地域整備室)



通学路合同点検や地元要望により危険度のある通学路を整備し、歩行者の安全を確保します。
 定期点検により早期措置段階と診断された橋梁等インフラ施設の計画的な修繕に取り組みます。
 今年度は、八橋小学校の通学路で、緊急避難路にもなっているJRを跨ぐゴリン橋を架替える工事が完成を迎え、開通を予定しています。

◆町道駅前八幡線
 (改良工事実施)

歩道のバリアフリー化、カラー舗装工
 事を実施



◆町道道立石街路1号線
 (改良工事実施)

補強土壁による法面対策工事を実施



◆ゴリン橋

(架替工事JR委託)
 老朽化した橋梁の架替工事を実施



◇経費

測量設計等業務委託	5,752万円
道路改良等工事	2億8,427万円
その他	587万円

財源

国からの交付金	1億9,756万円
町債(借金)	1億3,740万円
琴浦町の負担額	1,270万円

防災減災浸水被害防止対策事業

9,000万円

(建設住宅課 地域整備室)



豪雨等により被害のあった地区について、今後の浸水被害防止対策のため、測量設計業務、工事を行います。
 今年度は、公文地区、三保・鋤地区の2つの地区で過年度に実施した詳細設計成果を基に対策工事を実施します。公文地区については、集落内へ大量の雨水が流入するのを防止するため、上流部で既設水路を分水する新たな排水路を新設します。また、三保・鋤地区においては、既設水路の改修と樋門の改修、新設により既設水路の能力が最大限発揮できるよう対策を講じます。

◆三保、鋤地区の水路の水があふれる
 様子(対策工事実施前)



◆公文地区に押し寄せる豪雨時の濁流
 の様子(対策工事実施前)



◇経費

浸水対策工事	9,000万円
--------	---------

財源

町債(借金)	9,000万円
--------	---------

道路維持管理事業

7,365万円

(建設住宅課 地域整備室)



町道において、一般の交通に支障を及ぼさないよう、道路や道路施設、道路付属物（舗装、区画線、道路側溝、防護柵、道路照明灯など）について修繕を行うなど適切に維持管理し、道路機能を良好に保ちます。

◆町道平和開拓幹線
崩落した路肩の修繕工事を実施



◆町道槻下法万線
区画線（中央線等）設置工事を実施



◆町道荒神道1号線
道路法面の崩壊対策工事を実施



◇経費

維持修繕工事	4,740万円
道路施設等修繕	800万円
道路付属物点検等委託料	718万円
自治会等への原材料支給、補助金等	370万円
その他（街路灯電気代等）	737万円

— 財 源 —

県からの支出金	60万円
町債（借金）	4,600万円
町道等占用料	530万円
屋外広告物許可手数料	20万円
琴浦町の負担額	2,155万円

除雪対策事業

3,675万円

(建設住宅課 地域整備室)



町内の主要な道路について除雪を行い、積雪時における交通を確保します。

持続可能な除雪体制確保のため、除雪機械の運転手となる担い手を育成するための費用の一部について補助金を交付します。



委託業者による除雪作業の様子

◇経費

除雪業務委託料	946万円
除雪作業車借上料	1,680万円
融雪装置制御盤修繕工事	210万円
除雪機械運転手育成支援補助金	56万円
除雪車維持経費	783万円

— 財 源 —

県からの支出金	128万円
町債（借金）	200万円
琴浦町の負担額	3,347万円

河川維持管理事業

240万円

(建設住宅課 地域整備室)



水害を未然に防ぐため、河川、水路の改修、維持管理を行います。

今年度は、上光好地区の崩壊した暗渠水路（石積）の改修工事と、立石地区普通河川の河床掘削工事を行います。



上光好地区暗渠水路の閉塞状況

◇経費

水路改修工事	130万円
河床掘削工事	40万円
河川維持修繕	70万円

— 財 源 —

町債（借金）	170万円
琴浦町の負担額	70万円

立地適正化計画策定事業 650万円

(建設住宅課 住宅係)



少子高齢化の進展や将来的な人口減少、道路や公共施設の老朽化等への対応、災害に強い安心・安全なまちづくりの推進など、琴浦町の課題に対応することを目的に「立地適正化計画」を策定します。

住居を誘導するエリアや都市機能増進施設の立地を誘導するエリア、及びそれらの方針等を定めます。

2ヵ年での計画策定を予定しており、1年目となる令和7年度では、

- ①琴浦町の人口、交通体系、土地利用などの基礎情報の現状分析・課題整理
- ②立地の適正化に関する基本的な方針の検討
- ③庁内関係課や都市計画審議会の開催を計画しています。

◇経費

計画策定業務委託料 650万円

財源

国からの交付金	550万円
琴浦町の負担額	100万円

木造住宅耐震診断事業 129万円

(建設住宅課 住宅係)



琴浦町にある建築年が古い木造住宅の耐震診断を無料で実施します。また、住宅の耐震化促進のため、古い建物が多い集落を対象に、建築士が戸別訪問を行い、耐震化の必要性、耐震化の流れ、改修のための補助制度について説明を行います。

《補助となる住宅等の要件》

- ・木造の一戸建ての住宅または併用住宅（店舗等の部分が延べ床面積の2分の1未満であるもの）
- ・平成12年5月31日以前に建築された住宅であること
- ・延べ床面積が220平方メートル未満で、階数が2以下
- ・木造在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法で建築されたもの
- ・現に居住の用に供しているもの

◇経費

耐震診断委託料	120万円
建築士戸別訪問委託料	9万円

財源

国からの交付金	45万円
県からの支出金	42万円
琴浦町の負担額	42万円

震災に強いまちづくり促進事業 337万円

(建設住宅課 住宅係)



地震による住宅等の倒壊の被害から生命・財産を守るためには耐震化を進めることが重要です。町では、以下の要件を満たす住宅に対し、耐震改修・改修設計等の費用の一部を助成するよう、補助金を交付しています。

《補助となる住宅等の要件》

- ・平成12年5月31日以前に建築された住宅であること
- ・耐震診断（一般診断法等）の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ・耐震改修にあっては、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたもの

◇経費

耐震設計補助金	32万円
耐震改修補助金	280万円
ブロック塀撤去、改修補助金	25万円

財源

国からの交付金	153万円
県からの支出金	92万円
琴浦町の負担額	92万円

空き家対策事業 1,167万円

(建設住宅課 住宅係)



令和4年度に実施した空家等実態調査の結果を基に、空家の所有者又は相続人、管理人に対して空家の適正管理の啓発を行うとともに、地域の生活環境を保全するため、空家の除却を補助金で支援します。

《空家除却費用補助》

- 危険空家の除却
除却費の4/5（上限120万円）を補助します。
- 危険になる前の空家の除却
除却費の4/5（上限15万円）を補助します。
※築30年以上で、1年以上空家

◇経費

空家等対策審議会委員報酬	14万円
所有者不存在物件緊急修繕料	80万円
空家等除却費用補助金	1,050万円
その他	23万円

財源

国からの支出金	525万円
県からの支出金	263万円
琴浦町の負担額	379万円

町営住宅、コーポラスことうら管理

5,336万円

(建設住宅課 住宅係)



住宅に困っている比較的収入の少ない世帯等に対し、生活基盤の安定のため、安価な家賃で住宅を貸与しています。住宅を適切かつ長期的に維持管理していくため、町営住宅とコーポラスことうらを適切に修繕・管理します。今年度は、建築基準法で定められた共同住宅の3年に1度の外壁等の定期点検を行います。また、漏水によるとうはくハイツの改修工事、槻下団地の給湯器更新工事を行うための設計業務等を行います。



改修工事の設計を行う町営住宅とうはくハイツ



槻下団地の更新設計を行う給湯器

◇経費

点検委託料	684万円
設計委託料	611万円
工事請負費	96万円
修繕料	2,260万円
光熱水費	155万円
火災保険料	177万円
駐車場借上	108万円
コーポラス基金積立金	748万円
その他	497万円

財源

国からの交付金	305万円
県からの支出金	75万円
家賃収入	4,585万円
その他	3万円
琴浦町の負担額	368万円

分庁の総合窓口業務

1,672万円

(上下水道課 分庁総合窓口係)



住民サービスを円滑に行うために分庁舎の出納業務や税務・戸籍・保険・福祉などの総合窓口サービスを行います。

また、赤碓地域コミュニティセンターの管理運営を行います。

◇経費

施設の修繕、維持管理費等 1,672万円



財源

赤碓地域コミュニティセンター使用料他	60万円
琴浦町の負担額	1,612万円

赤碓地域コミュニティセンター(分庁舎)改修事業 1,119万円

(上下水道課 分庁総合窓口係)



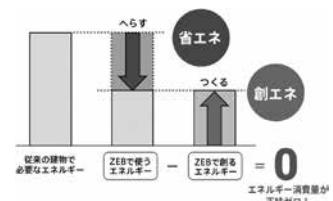
赤碓地域コミュニティセンター(分庁舎)大規模改修及び省エネルギーの取り組みとして、庁舎ZEB化の調査を行います。

※ZEBとは？

省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをすることでエネルギー消費量をゼロにすることを旨とした建物

◇経費

ZEB化改修可能性調査委託料 1,119万円



財源

ふるさと納税	1,100万円
琴浦町の負担額	19万円

下水道施設の維持管理・更新事業

5億5,511万円

(上下水道課 下水道係)



家庭・事業所等からの汚水処理を行うため、2ヶ所の浄化センター、9ヶ所の終末処理場や管路施設等の維持管理、老朽化した施設の更新等を行います。

また、公共下水道に農業集落排水を統合するための事業を計画しています。

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」



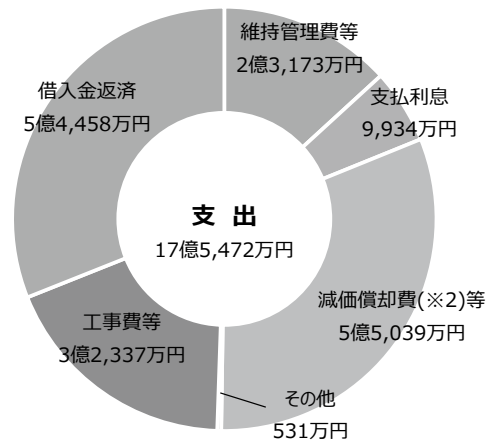
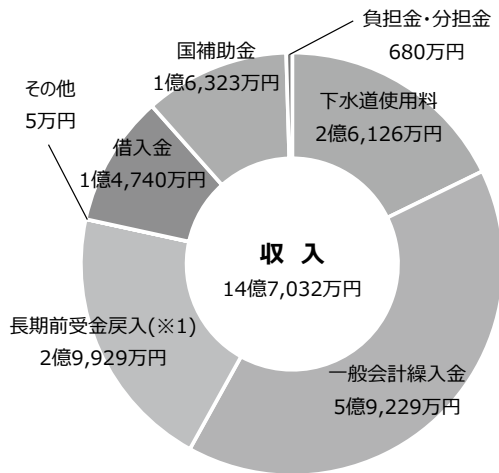
◇経費

- ・施設の維持管理費 1億3,568万円
- ・人件費他各種経費 9,606万円
- ・農業集落排水統合（伊勢崎、倉坂） 3,000万円
- ・赤碓浄化センター電気設備他更新工事 2億1,300万円
- ・その他工事請負費等 8,037万円

財源

- 下水道使用料 1億8,206万円
- 農業集落排水使用料 4,968万円
- 受益者負担金等 680万円
- 国からの交付金 1億6,323万円
- 琴浦町の負担額 1億5,334万円
- （うち企業債（借金） 1億4,740万円）

収入と支出の内訳



※収支の不足額は、減価償却費など実際にはお金の支出がない費用の計上によって生じた資金と、前年度末までに生じた利益で補填します。

「長期前受金戻入(※1)」とは、管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、その資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても、後年度に繰り延べて収益化するものです。

ただし、あくまでも帳簿上の処理であるため、実際の現金収入はありません。

「減価償却費(※2)」とは、管路や設備等の資産の取得に要した経費を、資産価値の減少に応じて、その耐用年数(使用期間)全体に割り振り、その目減り分を経費として計上するものです。

ただし、あくまでも帳簿上の処理であるため、実際の現金支出はありません。

▼琴浦町でも下水道事業の認知拡大のために、『ポケモンマンホール(通称ポケふた)』を町内に設置しています。(設置場所：鳥取県琴浦町別所270-4)



©Pokémon. ©Nintendo/Creatures Inc./GAME FREAK inc.

ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは任天堂・クリーチャーズ・ゲームフリークの登録商標です。

東伯浄化センター(達東)



赤碓浄化センター(笹津)



水道施設の維持管理・更新事業

8億4,892万円

(上下水道課 上水道係)



町民のみなさんに安心・安全な水を安定的に供給するため、水質検査や水道施設の維持管理・更新を行います。

◇水道施設の整備

- ・老朽化した水道管の布設替及び新設工事を行います。
(予定地域：法万、光好、杉地、杉下、駅前、山田、野田、三本杉)
- ・布設替工事後の舗装復旧を行います。(予定地域：上野、杉地)
- ・竹内配水池の建設工事を行います。(令和6年度～令和7年度)
- ・水源地、配水池等の状態を監視する装置の更新、新設を行います。(新設：旧簡易水道地区)

水道マスコットキャラクター
「Dr.すいどー」



◇水道ビジョン、水道料金の検討

- ・編入に伴う水道施設の更新計画の見直しや、今後の水道事業を安定して経営するための料金について検討します。

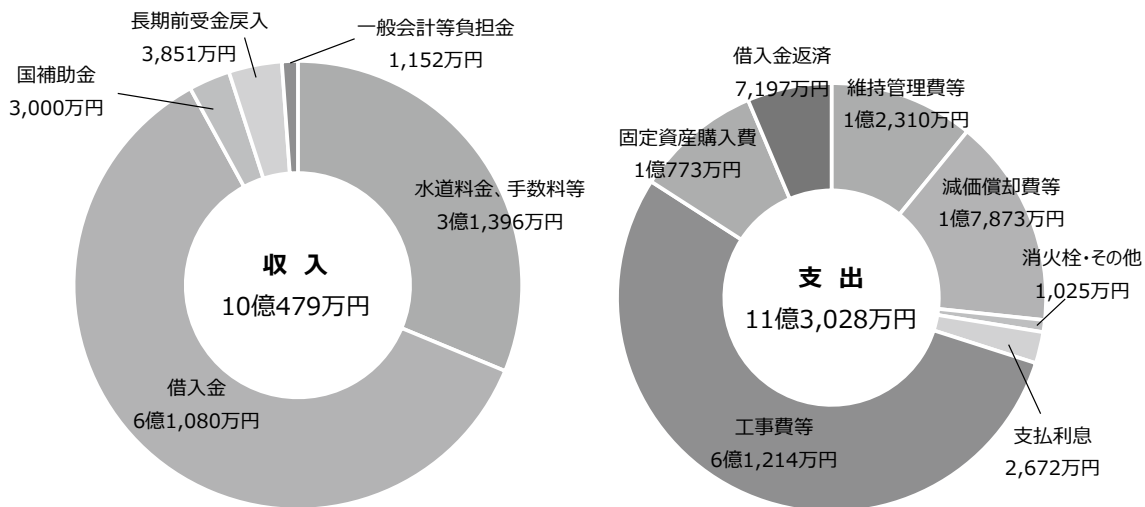
◇経費

・水質検査	1,106万円
・水道施設の維持管理費	5,420万円
・人件費他各種経費	5,784万円
・消火栓の新設・修繕	595万円
・水道施設の設計・工事費など	6億1,214万円
・機械・装置等の購入費	1億773万円

財源

水道料金・手数料収入など	1億1,803万円
国からの補助金	3,000万円
琴浦町（一般会計等）の負担額	1,152万円
水道事業会計の負担額	6億8,937万円
（うち企業債（借金）	6億1,080万円）

収入と支出の内訳



※収支の不足額は、減価償却費など実際にはお金の支出がない費用の計上によって生じた資金と、前年度末までに生じた利益で補填します。

水道安定供給事業

360万円

(上下水道課 上水道係)



町内にある用水組合（飲料水供給施設1地域）が保有する水道施設について、修繕が必要になった場合に補助金を交付します。

また、水道事業会計の運営に必要な人件費の一部を、水道事業会計へ繰り出します。

◇経費

補助金	50万円
水道事業会計への繰出金	310万円

財源

琴浦町の負担額	360万円
---------	-------

合併処理浄化槽事業

257万円

(上下水道課 分庁総合窓口係)



公共用水域の水質改善のため、琴浦町では下水道、農業集落排水、浄化槽の整備に取り組んでいます。

下水道、農業集落排水の整備区域外に居住されている方が合併処理浄化槽を整備する場合に補助金を交付します。

◇経費

浄化槽設置補助金など 257万円

◇補助金額 (上限額)

5人槽 (1基当り)	68万460円
7人槽 (1基当り)	83万160円
8人槽以上 (1基当り)	116万760円
宅内配管工事	30万円
単独浄化槽撤去費	12万円

浄化槽が十分に効果を発揮するためには、法定検査、保守点検、清掃が必要です。浄化槽の使用に当たっては、適正な管理をお願いします。

財 源

国からの補助金	60万円
県からの補助金	83万円
琴浦町の負担額	114万円

農地流動化推進事業

300万円

(農業委員会事務局)



町内の農地を流動化させることで、農地の利用集積、遊休農地の発生防止を推進し、持続可能な地域農業の確立をめざします。

この事業では、町内の認定農業者が5年以上の農地の賃借契約を行ったとき、以下の金額を助成します。

◇助成金の単価

農地中間管理事業による新規借り入れ	
5年以上一律	8,000円/10a
契約更新	
5年以上一律	2,000円/10a
※事業実施期間：令和9年度まで	

◇経費

農地流動化推進事業交付金 300万円

財 源

琴浦町の負担額 300万円

農業委員会活動事業

1,584万円

(農業委員会事務局)



農業委員会は、農業委員13人と農地利用最適化推進委員12人で組織された農業者の公的代表機関です。

農地の権利移動についての許認可や農地転用の業務、遊休農地や耕作放棄地の発生防止と活用促進、農地の賃借などの利用調整の業務を行います。

◇経費

委員報酬	1,432万円
旅費	63万円
負担金	31万円
その他経費	58万円

財 源

県からの交付額 (事務交付金)	535万円
琴浦町の負担額	1,049万円

教育相談・支援体制の充実 7,623万円

(教育総務課 指導係)



児童生徒が抱える問題が多様化する中、一人ひとりに対してきめ細やかな対応を行い、学びを継続させるための相談体制や学習支援体制を整えます。

また、小学校入学前から継続して切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

◇小中学校への主な人員配置 7,627万円

教育相談員
 スクール・ソーシャル・ワーカー
 学習支援員
 日本語学習支援員
 特別支援教育コーディネーター
 図書館司書
 医療的ケアを行う看護師

財源

国・県からの補助金	815万円
琴浦町の負担額	6,808万円

就学援助制度 2,086万円

(教育総務課 総務係)



経済的な理由により就学が困難と認められる小中学生の保護者に対して学用品費や給食費などの支援を行います。

◇経費

就学援助費 2,086万円

◇対象となる方

つぎの項目をはじめとする一定の要件に当てはまる方

- ・生活保護を受けている
- ・児童扶養手当を受けている
- ・税金や年金などの減免を受けている 等

◇援助の内容

- ・学用品・通学用品費
- ・学校給食費
- ・修学旅行費、校外活動費 等

財源

町債（借金）	1,770万円
琴浦町の負担額	316万円

特別支援教育就学奨励制度 430万円

(教育総務課 総務係)



特別な教育的支援が必要な小中学生の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、学用品や給食費などの一部を支援します。

◇経費

特別支援教育就学奨励費

- ・小学校 229万円
- ・中学校 201万円

◇援助内容

- ・学用品・通学用品費
- ・新入学児童生徒学用品費
- ・校外活動費
- ・修学旅行費
- ・学校給食費 等

財源

国からの補助金	215万円
琴浦町の負担額	215万円

フリースクール利用料助成 144万円

(教育総務課 総務係)



鳥取県が認めるフリースクールに通学する児童生徒の保護者に対し、その利用料や通学費などの一部を助成します。

◇経費

補助金 144万円

◇支援内容

授業料月額3万円を上限に補助
 公共交通機関を利用した通学費を補助

財源

県からの補助金	47万円
ふるさと納税	80万円
琴浦町の負担額	17万円

14 教育総務課

高校生通学費助成

472万円

(教育総務課 総務係)



高校生を抱える世帯の経済的負担の軽減を図ることで、町内の子どもたちが通学費を気にすることなく進路を選択できるよう支援します。

◇経費

補助金 472万円

◇援助内容

月額7千円を超える通学定期代（JR、路線バス）を助成します。

町営バスを通学に利用する高校生には、通学定期代の8割を助成します。

財 源

県からの補助金	235万円
ふるさと納税	200万円
琴浦町の負担額	37万円

町内通学支援

1,295万円

(教育総務課 総務係)



町内の小学校への通学に係るスクールバスを運行します。

町営バスを通学に利用する中学生に全額助成を行います。

また、公共交通機関がない地域に居住する児童生徒の通学支援を行います。

◇経費

中学校バス通学補助金	175万円
大成地区通学援助費	14万円
小学校スクールバス運行	1,106万円

◇支援内容

中学生 全額助成（町営バス通学定期券）
小学生 スクールバスの利用料無料

財 源

琴浦町の負担額	1,295万円
---------	---------

琴浦Myスター☆事業の推進

251万円

(教育総務課 指導係)



学校、保護者、地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒になって子どもたちの成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めていきます。

また、ふるさと教育を通して、それぞれの学習活動や取組を関連させ、積み重ねていくことで、地域への愛着や誇り、豊かな人間性や社会性を育み、地域の一員としての自覚を培います。

①出会う	体験活動や交流を通して地域にふれ、愛着を持つ。	③考える	地域について学んだことを握り下げ、自分ごととして考える。
②気付く	地域を知り、良さを知ることで、地域の一員としての自覚を持つ。	④行動する	地域をよくするために自分ができることを考え実践する。

令和7年度の主な取組 ～地域の協力を得ながら、各校独自のふるさと学習をすすめます～

八橋小	浦安小	聖郷小	赤碕小
<ul style="list-style-type: none"> ○あごカツカレーバーガー作り体験 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○梨栽培体験 	<ul style="list-style-type: none"> ○町の文化に触れ、学ぶ体験（絵画、書道、華道、合唱、演奏、写真等） ○蓬東おどり体験、陶芸体験 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○梨栽培体験 	<ul style="list-style-type: none"> ○開かれた学校づくり（聖郷カフェ） ○志授業（志を立て、郷土へ貢献する心を育てる） ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○梨栽培体験 	<ul style="list-style-type: none"> ○海を元気にしよう～岩田弘さんと力を合わせて～ ○誰もが住みよい町にするために～百寿苑さんに学ぶ～ ○「鳥の劇場」による演技指導 ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○梨栽培体験
船上小	東伯中	赤碕中	
<ul style="list-style-type: none"> ○新聞アプリを活用したNIE教育 ○ジョイント栽培農園見学 ○梨栽培体験 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域PR動画作成（鳥取県「ふるさとキャリア教育CMコンテスト」に参加） ○地域伝統芸能体験 ○CHA CHA CHAプログラム ○ゲストティーチャーによるふるさと教育 ○わくわく東伯 	<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥の劇場」による校内文化祭における人権劇の演技指導 ○「鳥の劇場」によるコミュニケーション能力を高めるワークショップ ○わくわく赤碕 	

◇経費

学校運営協議会報酬	56万円
地域コーディネーター謝礼	47万円
ゲストティーチャー謝礼	42万円
その他保険料、使用料、借上料等	106万円

財 源

ふるさと納税	90万円
県からの補助金	51万円
琴浦町の負担額	110万円

少人数学級の実現

1,200万円

(教育総務課 指導係)



国が示す学級編成標準を上回る下記の配置基準により、少人数の学級編成を行います。

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させ、学校生活や人間関係の円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図ります。

◇経費

負担金 200万円×6クラス 1,200万円

◇配置基準

		少人数学級	国基準
小学校	1年	30人	35人
	2年	30人	35人
	3年	30人	35人
	4年	30人	35人
	5年	30人	35人
	6年	30人	35人
中学校	1年	33人	40人
	2年	35人	40人
	3年	35人	40人

財源

町債(借金) 1,000万円
琴浦町の負担額 200万円

英語教育の充実

1,610万円

(教育総務課 指導係)



国際社会で通用する人材の育成に向け、児童生徒の国際意識や英語力の向上に取り組みます。

児童生徒が、外国語指導助手を通じて外国の言葉や文化に触れる機会を増やし、興味や関心を高めます。

◇経費

小学校ALT派遣委託料 568万円
中学校ALT報酬等 823万円
自治体国際化協会負担金他 219万円

◇支援内容

語学指導外国青年(ALT)を配置
小学校1人、中学校2人

財源

町債(借金) 560万円
琴浦町の負担額 1,050万円

ICT活用教育の推進

9,631万円

(教育総務課 総務係)



ICT環境の充実を図るとともに、教職員を対象とした研修会を実施するなど、指導力の向上に努めます。

また、ICT支援員を配置し、支援体制充実を図ります。

令和7年度は、第2期GIGAスクール構想として、児童生徒1人1台のタブレット端末を整備します。あわせて、必要なソフトウェアの導入やWifi環境の整備を行います。

◇経費

ICT支援員配置 650万円
タブレット端末購入 8,025万円
学習支援ソフト使用料等 280万円
Wifi環境整備(リース) 456万円
モバイルルーター貸与 99万円
校内インターネット利用料 55万円
その他経費 66万円

財源

県からの補助金 4,951万円
ふるさと納税 3,000万円
琴浦町の負担額 1,680万円

中学校部活動支援

643万円

(教育総務課 指導係)



中学校部活動の指導について、外部の指導者を活用することで教員の負担軽減と部活動の質の向上を目指します。

また、大会等への引率も可能となる部活動指導員の配置を増やし地域連携と教員の負担軽減を進めます。

◇経費

部活動支援員報酬等 511万円
外部指導者報奨金 30万円
旅費、保険料 2万円
大会派遣費補助金 100万円

財源

国、県からの補助金 194万円
ふるさと納税 90万円
琴浦町の負担額 359万円

中学生相互交流事業（台湾）244万円

（教育総務課 総務係）



令和6年8月に東伯中学校と赤碕中学校は、台中市立日南国民中学と友好交流校協定を結びました。4泊5日のホームステイを含む相互交流を通して、異文化理解とグローバルな人材の育成を目指します。



◇経費

旅行手配業務委託料	214万円
通訳・コーディネート謝礼	22万円
事務費等	8万円

財源

ふるさと納税	230万円
琴浦町の負担額	14万円

小中学校の維持管理 1億5,627万円

（教育総務課 総務係）



小学校5校、中学校2校の安心安全な施設管理に努め、児童生徒が集中して学習できる環境を整備します。

また、学校における児童生徒の健康の保持・増進を図り、安心して学校生活を過ごすことができるよう健康管理を行います。

◇経費

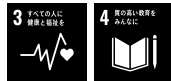
事務補助職員報酬等	2,039万円
工事・修繕・保守点検等	6,998万円
保険医、健診費用等	542万円
各小学校維持管理費	3,793万円
各中学校維持管理費	2,255万円

財源

ふるさと納税	490万円
町債（借金）	4,200万円
保護者負担金（スポーツ保険）	55万円
体育館使用料	50万円
琴浦町の負担額	1億832万円

小中学校の教育活動支援 2,751万円

（教育総務課 総務係）



児童生徒の体験活動や学習活動などに必要な経費を負担することで、充実した学びを支援します。また、各学校での研修を行い、教師の指導力向上を目指します。

令和7年度は、中学校教科書改訂に伴い、教師用指導書、デジタル教科書を導入します。

◇経費

中学校教師用指導書購入	616万円
大会、校外学習等バス借上料	328万円
各小学校研修費・消耗品等	635万円
小学校教材備品購入費	107万円
小学校図書購入費	173万円
各中学校研修費・消耗品等	484万円
中学校教材備品購入費	158万円
中学校図書購入費	148万円
その他費用	102万円

財源

ふるさと納税	810万円
琴浦町の負担額	1,941万円

学校給食 1億8,425万円

（学校給食センター）



物価高騰が続く中であって、バランスのとれた栄養豊かな給食を提供するため、保護者負担額を据置きとし差額分を助成します。

また、ふるさと教育の一環として、琴浦町の特産品をふんだんに使った「琴浦Myスター☆給食」の提供や調理体験会を夏休みに実施します。

◇R7給食費改定（円/食）※保護者負担額は据置

	R7	R6	保護者負担額	町補助額
小	352	324	285	67
中	398	368	326	72

◇経費

給食用物資購入費	9,506万円
調理・配送委託料	6,217万円
琴浦Myスター☆給食等	101万円
センター維持管理費	2,601万円

財源

保護者等の負担金（給食費）	7,956万円
国からの補助金	417万円
ふるさと納税	1,000万円
琴浦町の負担額	8,760万円

生涯学習センター管理

3,943万円

(社会教育課 生涯学習センター管理室)



子どもから高齢者まで全ての町民の学びと交流の拠点となるように、生涯学習センターを適正管理し、多目的ホールなど施設の複合的学習機能を広く地域に提供し、町民の生涯学習活動を支援します。

老朽化した設備の改修を行い、利用者の皆様に快適な空間として利用いただけるよう施設環境整備に努めます。

◇施設概要

階数	施設名称
2階	図書館本館
3階	シアタールーム、茶室、和室、調理実習室、会議室
4階	多目的ホール、研修室、創作室
5階	琴浦町民俗資料館

◇経費

清掃費、警備費、設備点検料	1,494万円
消耗品・燃料費・光熱水費・修繕料	2,043万円
下水道使用・印刷機等借上料	123万円
工事請負費	200万円
備品購入費	83万円
※上記のほか	
令和6年度より繰越額（工事費等）	8,085万円

◇今年度の主な取組

来館者の安全を守るため、地下駐車場消火設備の改修及び高圧電気設備の改修を行います。（※いずれも令和6年度繰越事業となります）



— 財 源 —

使用料	170万円
琴浦町の負担額	3,773万円

職場環境改善事業

170万円

(社会教育課 生涯学習センター管理室)

来館者の接遇改善、プライバシー確保のため、職場環境の改善を行います。必要なスペースを確保するため、執務室を同フロアの別室へ分散させます。

◇実施方針

- ・来館者の接遇改善のため、カウンターと相談スペースを設ける。
- ・カウンター設置後も十分なスペースを確保するため、一部職員は現執務室から同じ階の別室に移動する。

◇経費

工事請負費（移転先の照明改修費）	91万円
備品購入費	60万円
委託費	19万円

— 財 源 —

琴浦町の負担額	170万円
---------	-------

談話コーナー整備事業

229万円

(社会教育課 生涯学習センター管理室)

生涯学習センター2階の談話コーナーを子育て世代も利用できるように整備し、雨天の遊び場を確保するとともに、子育て世代と多世代の交流の場とし、地域の活性化を図ります。

◇整備方針

- ・図書館本館前という限られたスペースを考慮し、未就学児が遊べる場所として整備する。
- ・子育て世代とその他世代の交流の場となるように、仕切り等は設けず、開かれた場として整備する。

◇経費

手数料（既存備品の移動等）	17万円
備品購入費	212万円

◇改修イメージ



— 財 源 —

ふるさと納税	210万円
琴浦町の負担額	19万円

子ども会・青少年健全育成活動支援 10万円

(社会教育課 生涯学習係)



◇自主的な子ども会活動の推進

研修会を開催し、子ども会のリーダーとなる人材を育成します。

◇青少年健全育成協議会の活動支援

青少年を取り巻く現状や課題を把握し、地域・学校・家庭が連携して青少年を健全に育むための活動を支援します。



レクリエーション指導

◇経費

講師謝金 (子ども会リーダー研修会)	3万円
研修会・ジュニアリーダー活動消耗品	2万円
青少年健全育成協議会補助金	5万円

財源

県子ども会連合会からの助成金	1万円
琴浦町の負担額	9万円

ことうら子どもパーク 56万円

(社会教育課 生涯学習係)



ものづくり体験を通して、子どもたちの創造力や自ら学ぼうとする力を育みます。

公民館と連携した事業も展開します。

年間15教室を開催予定です。



お弁当づくり



ポンポンマスコットづくり

◇経費

委託料 (子どもパーク運営委託)	56万円
------------------	------

財源

県からの補助金	37万円
琴浦町の負担額	19万円

琴浦こども塾 41万円

(社会教育課 生涯学習係)



町内の小学4年生～中学1年生を対象に、毎月第1・3土曜日の午前中に琴浦こども塾を開催します。

論語などを通して、先人の生き方や教えに学びながら、礼儀作法や体験活動により、ふるさとを知り、ふるさとを大切に思う心を育みます。

◇主な活動

- ・ 論語などを通して先人の生き方や教えに学ぶ
- ・ 琴浦で活躍している人に学ぶ
- ・ 茶道などから礼儀作法を学ぶ



百人一首

◇経費

委託料 (こども塾運営委託)	41万円
----------------	------

財源

県からの補助金	27万円
琴浦町の負担額	14万円

生涯学習の推進 10万円

(社会教育課 生涯学習係)



町の生涯学習の拠点である生涯学習センター等において、生涯にわたりライフステージに応じた社会教育を推進するため、子どもから高齢者までを対象とした教養講座を開催し、町民へ生涯学習活動の機会を提供します。



高齢者対象の「寿大学」



まなびタウン教養講座

◇経費

講師謝金	10万円
------	------

財源

琴浦町の負担額	10万円
---------	------

放課後子ども教室

53万円

(社会教育課 生涯学習係)



小学生を対象に、放課後等に地域住民の見守りのもと、子どもが安心して活動できる場所を提供します。赤碕地区公民館・成美地区公民館で、それぞれ学習や遊びなどを通して地域住民との交流を図ります。

〔成美〕みちくさクラブ 毎週水曜日放課後

〔赤碕〕水曜よりみちクラブ 第1・3・5水曜日放課後



みちくさクラブ (成美)



水曜よりみちクラブ (赤碕)

◇経費

講師謝金 47万円
消耗品費 6万円

財源

県からの補助金 34万円
琴浦町の負担額 19万円

公民館管理

2,040万円

(社会教育課 生涯学習係)



地区公民館を町民が安心・安全に利用できるよう、また地域活動の拠点となるよう必要な修繕等を行い、適正に管理します。

◇八橋地区公民館修繕

八橋地区公民館の階段に手摺りを設置します。また、調理室のガス給湯器の修繕を行います。

◇地区公民館の施設改修に向けた検討

老朽化や修繕箇所が多い施設について、地区住民と一緒にあり方や使い方等について検討する場を設けます。

◇経費

公民館管理費 2,040万円

※上記のほか

◇旧以西小学校改修工事

1億146万円

旧以西小学校1階部分について、公民館機能と地域振興活動の拠点となる施設へ改修する。(※令和6年度繰越事業)

財源

使用料 502万円
琴浦町の負担額 1,538万円

公民館活動

295万円

(社会教育課 生涯学習係)



町内9地区の地区公民館では、自治会や地域の団体等と連携した学習の提供、また地域に根ざした事業の展開を通じて、地域住民自らが実生活に即した文化的教養を高め、その学びを実生活に活かします。

また、コロナ禍により疎遠となった地域内の交流、つながりを深めます。



共助交通の開始 (上郷地区公民館)



卓球大会で交流を深める (赤碕地区公民館)

◇地区公民館のあり方

地区公民館が地域の困り事や課題、地域の活性化について話し合える『地域の拠点』となるよう、地域づくり活動の基盤をつくります。また、古布庄・安田・以西地区について、住民が主体となって地域活動を行う住民組織の取り組みを公民館も一体となって推進・支援します。

◇経費

公民館事業運営のための経費 295万円

財源

県からの補助金 18万円
琴浦町の負担額 277万円

斎尾廃寺跡保存活用事業

347万円

(社会教育課 学芸文化係)



斎尾廃寺跡は、白鳳期（7世紀後半）に創建された古代寺院跡です。山陰地方では唯一の法隆寺式の伽藍配置を採用します。塔や金堂の基壇跡や礎石などが現存し、古代の地方寺院の様相をうかがい知ることができる重要な史跡です。この主要伽藍の範囲は昭和27年に国の特別史跡に指定されていましたが、近年の発掘調査で主要伽藍周辺にも斎尾廃寺に関連する多くの遺構が確認されました。遺構のなかには斎尾廃寺を区画する溝もみつきり、本来の斎尾廃寺の範囲も推定できるようになりました。

この本来の斎尾廃寺の範囲も、斎尾廃寺跡の実態解明には欠かせない重要な遺跡です。町では斎尾廃寺跡を地域の宝として守り続けるため、史跡への追加指定や公有地化事業に取り組んでいます。併せて今後の史跡整備に向け、発掘調査や出土遺物の調査も進め、斎尾廃寺跡を核とした教育、観光、まちづくり、ひとつづくりなど、地域の魅力発信や活性化に繋げる文化財の活用を目指していきます。

◇令和7年度の取り組み

- ・史跡現況の確認と今後の史跡整備に向けた情報収集のため、発掘調査を継続して行います。
- ・斎尾廃寺跡で採集され、未調査で保管されている出土遺物の整理作業を行います。
- ・町外の博物館等が所蔵している斎尾廃寺跡出土遺物の調査を行います。
- ・史跡指定地の公有地化に取り組めます。



斎尾廃寺跡

◇経費

発掘調査費	203万円
出土遺物整理費	17万円
県外所蔵遺物調査費	67万円
史跡指定地購入費	60万円

財源

国からの補助金	150万円
県からの補助金	51万円
琴浦町の負担額	146万円

河本家住宅公開活用支援

50万円

(社会教育課 学芸文化係)



「河本家住宅」は琴浦町で唯一の重要文化財建造物です。平成30年度から令和3年度まで経年劣化により損傷した主屋、離れ、米蔵、土蔵、新蔵、大工小屋、門及び納屋、塀などの大規模修理事業を実施しました。また、河本家住宅では地域の方を中心に「河本家保存会」が組織され、積極的な公開活用を行っており、大工小屋を講座室に、納屋を保存会事務所として活用するための整備事業もあわせて実施しました。

町では保存会活動が幅広く、継続的になり、地域の文化財活用がより盛んになるよう支援をします。

【河本家住宅】

河本家住宅は、棟札により貞亨5（1688）年に建築されたことがわかる主屋をはじめ、江戸中期から明治までの建物により構成されます。主屋は江戸中期の山陰地方における農家の住宅形式をよく伝える大型民家で、建築年代が明らかかな民家では山陰地方最古です（平成22年12月24日重要文化財指定）。



◇令和7年度支援事業

- ・河本家保存会による公開や活用事業の支援を行います。

◇経費

補助金	50万円
-----	------

財源

琴浦町の負担額	50万円
---------	------

文化芸術振興事業

258万円

(社会教育課 学芸文化係)



文化芸術の振興を図り、幅広い世代の人々が芸術に触れ、つながり、生き生きと、地域での生活を楽しむ環境づくりを推進します。

◇舞台芸術にかかる文化芸術振興事業

下記取組によるコンサートやワークショップを通して、舞台芸術にかかる観覧、体験の機会を提供します。

- ・県内出身の芸術家を学校や公民館等に派遣します。
- ・県内出身の音楽家を招致したコンサートを開催します。
- ・補助金（アートスタート活動支援事業補助金、文化芸術振興補助金、琴浦町青少年少女合唱団活動支援補助金）による活動支援

◇公益財団法人鳥取県文化振興財団との連携による文化芸術振興

公益財団法人鳥取県文化振興財団と連携し、質の高い舞台芸術を鑑賞する機会をつくり、町の文化芸術の振興を図るほか、町内文化芸術活動者と県内アーティストとの交流や子どもたちが音楽に触れるきっかけづくりに取組みます。

◇作品展示にかかる文化芸術振興事業

文化祭では、町内で文化・芸術活動をする個人やサークルの作品展示や参加型の文化体験教室などを行います。

町民の方に鑑賞していただくとともに、文化活動者同士または見学者と文化活動者との交流の場を提供します。

◇経費

芸術家派遣、コンサート出演料等	47万円
各種補助金	73万円
文化祭用展示パネル設置・撤去委託料等	138万円

財源

県からの補助金	20万円
ふるさと納税	30万円
琴浦町の負担額	208万円



図書館活動

1,833万円

(社会教育課 図書館)



琴浦町図書館（本館・分館）では図書資料の充実を図り、本に親しむ機会を提供するとともに、町民の憩いの場づくりや生涯学習の場を提供します。また、レファレンス（調べ物のお手伝い）やビジネス支援などを行うことで、町民のくらしと仕事の支援に努めます。

そのほか、読書週間や季節にあわせたイベント、音楽会、図書の展示などを実施して、人と本をつなげるきっかけづくりを行っていきます。

●開館時間

	琴浦町図書館 本館	赤碓分館
火曜日～木曜日・土曜日	9:30～18:00	9:30～18:00
金曜日	9:30～19:30	9:30～18:00
日曜日、祝日（月曜日除く）	9:30～17:00	9:30～17:00

●閉館日

毎週月曜日、第4水曜日（資料整理日）、年末年始、特別整理期間

◇経費

図書購入費	540万円
図書館システム、ICタグシステム保守委託料	408万円
図書館システム端末機借上料（学校図書館込み）	608万円
各種イベント	2万円
消耗品、その他維持管理経費	245万円
木のおもちゃレンタル事業	30万円



季節に合わせた特集

財源

琴浦町の負担額	1,833万円
---------	---------

子どもの読書活動推進事業 45万円

(社会教育課 図書館)



読書は、子どもたちが学びを深め、想像力や表現力を養うために欠かすことのできないものです。

琴浦町では「第3次琴浦町子ども読書活動推進計画」をもとに、子どもが「本と出会い、読書を楽しむ」きっかけをつくるとともに、自ら進んで読書活動を行うことができる環境の整備に努めます。

◇実施内容

- ・子ども向けイベント
- ・おはなし会（定期、出前、来館）
- ・こども園、小学校等への団体貸出
- ・ブックスタート
- ・子ども向け新聞の設置
- ・読み聞かせボランティア交流会



読みメンおはなし会

◇経費

子ども向けイベント実施費用	3万円
ブックスタート	36万円
子ども向け新聞購入費	6万円

財源

琴浦町の負担額 45万円

図書館利用に障がいのある方へのサービス事業 4万円

(社会教育課 図書館)



図書館利用にさまざまな障がいのある方が、利用しやすい形式や方法で資料にアクセスできるよう取り組みます。

◇利用対象者

- ・視覚障がい者
- ・視覚による表現の認識に障がいのある方
- ・寝たきりやまひなどにより資料を持ったりページをめくったりできない方
- ・活字が読みづらくなった方
- ・来館が困難な方等、図書館の利用に障がいのある方

◇実施内容

- ・はとふるコーナーの充実
- ・関係機関、関係者へのPRと連携
- ・録音図書、再生機器の貸出
- ・まちなか図書館

◇経費

サピエ図書館利用手数料	4万円
-------------	-----

財源

琴浦町の負担額 4万円

スポーツ少年団活動支援 110万円

(社会教育課 社会体育係)



全15団（団員約330人）で活動し、スポーツを通して青少年の体力づくりと健全育成を図ります。

指導体制の支援として、指導者資格登録制度の費用を助成します。

◇主な活動

- 結団式、親子講演会、指導者研修会
- 各団の事業（練習・大会・奉仕活動など）

◇経費

補助金	107万円
その他事務費	3万円

財源

琴浦町の負担額 110万円

スポーツ協会活動支援 250万円

(社会教育課 社会体育係)



スポーツ協会事業に対して事業運営費や活動費を補助し、町民がスポーツに親しみ、健康づくりができる場を提供します。

全国大会などで優秀な成績を収めた方を表彰して功績を讃え、今後の活力につなげます。

◇スポーツ協会の主な活動

- 各種スポーツ大会開催 18大会
- 各種スポーツ教室開催 8教室
- スポーツ協会表彰式開催
- 審判講習会・各種研修会参加

◇経費

補助金	250万円
-----	-------

財源

琴浦町の負担額 250万円

郡・県・全国・世界大会参加推進 65万円

(社会教育課 社会体育係)



各種大会等へ参加する選手・団体に対し、経費の一部を助成し、技力の向上及び健康づくりに努めます。

◇郡民スポーツ・レクリエーション祭

日程 6月1日～7月21日

◇県民スポーツ・レクリエーション祭

夏季 8月

秋季 10月

冬季 2月

◇経費

報償金 (世界大会等国際大会)	10万円
負担金 (郡体育協会)	55万円

財 源

琴浦町の負担額	65万円
---------	------

体育施設管理 3,691万円

(社会教育課 社会体育係)



適正な施設管理を行い、利用者に安全に利用していただけるよう環境整備に努めます。

- ・東伯総合公園
(野球場、サッカー場、テニスコート、多目的広場)
- ・赤碕総合運動公園
(野球場、テニスコート、多目的広場)
- ・平岩記念会館
- ・農業者トレーニングセンター
- ・安田体育館・運動場
- ・以西体育館・運動場
- ・古布庄体育館
- ・小学校5校、中学校2校 体育館 (夜間利用)
- ・聖郷運動広場
- ・古布庄運動広場
- ・船上山運動広場
- ・東伯町民武道館
- ・赤碕町民武道館

◇経費

各施設の管理費	3,691万円
---------	---------

財 源

使用料・手数料等	262万円
琴浦町の負担額	3,429万円

トレーニングルーム運営 666万円

(社会教育課 社会体育係)



東伯総合公園を運動支援中核拠点とし、コンディショニングコーディネーター及び町民トレーナー等を配置し、トレーニングルームの指導や体幹トレーニング教室を開催することで運動習慣の定着につなげ、健康な身体づくりを図ります。

◇令和7年度トレーニングルーム活動

コンディショニングコーディネーターによる体幹教室 (昼・夜)、ストレッチ教室 (昼・夜)

町民トレーナーによるやさしいトレーニング教室
フィットネストレーナーによるトレーニング指導

◇経費

報償費等 (コーディネーター・町民トレーナー等)	602万円
委託料 (機器保守点検)	49万円
その他事務費等	15万円

財 源

町債 (借金)	450万円
使用料	84万円
琴浦町の負担額	132万円

東伯総合公園サッカー場改修 3億5,781万円

(社会教育課 社会体育係)



東伯総合公園サッカー場を天然芝から人工芝へ改修することにより、町民の年間を通じたスポーツ・レクリエーション活動の場を確保します。

◇経費

工事請負費	3億5,781万円
うち サッカー場改修工事	3億5,696万円
芝剥ぎ取り工事	85万円



財 源

町債 (借金)	2億6,480万円
助成金 (スポーツ振興センター)	4,800万円
助成金 (日本サッカー協会)	4,500万円
琴浦町の負担額	1万円

ことうら人権まなびの集い (法務省委託事業) 26万円

(人権・同和教育課)



人権について、町民一人ひとりの正しい理解と認識を深め、あらゆる差別のないまちづくりを推進するため、さまざまな人権問題から毎年テーマを設定し開催します。

令和7年度は、「子どもの人権」について一緒に考えます。

【実践発表】 (実施予定)

【啓発活動】 人権啓発パネル展示、人権標語展示等

【講演会】 「子どもの人権」について

◇経費

講師謝金 21万円
事例発表等謝礼 1万円
その他 4万円



◇開催

と き 令和7年11月23日 (日)
と ころ まなびタウンとうはく 4階 多目的ホール
内 容 講演会 (予定)

財 源

県からの委託費 21万円
琴浦町の負担額 5万円

人権まなびの講座 (文化センター事業) 45万円

(人権・同和教育課)



東伯・赤碓文化センターで、あらゆる人権問題をテーマにした講演会等を開催し広く学びの機会を提供します。

◇令和7年度開催予定の講座

《とうはく人権まなびの講座》

- ・「消費者トラブル (高齢者) について」 5/17 (土) 10:00から
- ・「ジェンダー・バイアスについて」 6/21 (土) 13:30から
- ・「外国人 (難民) 問題について」 7/12 (土) 10:00、13:30
- ・「里親制度について」 9/6 (土) 13:30から
- ・「はだしのゲン」 9歳の少年が見た戦争と原爆の真実 (仮) 10/26 (日) 13:30から

《あかさき人権まなびの講座》

- ・「多様性をあたりまえに」 6/12 (木) 19:00から
- ・「まなび直そう部落の歴史」 7/24 (木) 19:00から
- ・「命と幸せのありがたさを伝えたい」 8/28 (木) 19:00から
- ・「色使いの配慮から誰もが暮らしやすい社会へ」 9/25 (木) 19:00から
- ・「私たちの尊厳とインターネット上の差別事象」 10/18 (土) 13:30から

◇経費

講師謝金 45万円

財 源

県からの補助金 33万円
琴浦町の負担額 12万円

人権・同和教育部落懇談会 35万円

(人権・同和教育課)



町民一人ひとりが人権を正しく理解し、あらゆる差別の解消と人権尊重のまちづくりを推進し、地域における人権意識の高揚を図り、人権の視点で地域づくりを進めていくために、人権・同和教育部落懇談会を開催します。

令和7年度は、自分にとって「当たり前」の考えや言動が、時に相手を傷つけたり、差別につながることを知り、お互いを認め合う人間関係や地域づくりについて、各部落単位で話し合います。

◇テーマ 「バイアス (先入観・偏見) について考える」

◇開催時期 10月～2月 (予定)

◇経費

・職員派遣時間外 32万円
・推進員派遣報償費 3万円



財 源

琴浦町の負担額 35万円

人権・同和教育推進協議会人権啓発事業 45万円

(人権・同和教育課)



あらゆる人権問題・課題の正しい理解と認識を広げ、町民及び関係者一人ひとりの参加により、人権が尊重され誰もが安全に安心して暮らせる住みよい琴浦町の実現を図ります。

県内外から有識者を招聘し、町民及び関係者を対象とした人権研修を行います。

◇「アイヌの人々の人権」 (実施時期: 6月)

◇「部落問題」 (実施時期: 未定)

◇町内事業所研修会 (実施時期: 未定)

・町内事業所を対象に人権研修を行います。

財 源

琴浦町の負担額 45万円

部落自治振興事業一覧

	ページ
総務課	
1. 部落自治振興交付金	90
2. コミュニティ助成事業補助金	91
3. 小型除雪機購入補助金	92
4. 自治会集会施設整備費補助金	92
5. 自治会集会施設LED化事業補助金	92
6. 自主防災組織防災資機材整備事業補助金	93
7. わが町支え愛マップ推進事業補助金	94
8. 個別避難計画作成事業交付金	95
町民生活課	
9. 資源ごみ回収小屋等設置事業補助金	95
10. 資源ごみ回収報奨金	95
11. 飼い主のいない猫対策補助金	96
12. 海岸漂着物処理業務委託事業	96
農林水産課	
13. 竹粉碎機無料レンタル制度	97
建設住宅課	
14. 土木施設愛護ボランティア制度	98
15. 街路灯新設事業補助金	98
16. 町道支障木伐採支援事業補助金	99
17. 原材料等支給制度	99

1. 部落自治振興交付金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-1700

2. 目的

部落の自治振興と広報配布などの町の事務に対する協力費用として、部落自治振興交付金を交付します。

3. 内容、要件等

○ 交付の対象とならない部落は次のとおりです。

- (1) 大区（ただし、除雪活動を大区で実施した場合の追加交付金については除く）、連合自治会に該当する団体
- (2) 特別養護老人ホーム等の施設内の部落



○ 交付金は、次の経費に充ててください。

- (1) 部落の運営に関すること。
- (2) 広報等配布物の配布、回覧、掲示物の掲示等に関すること。
- (3) 各種調査の実施、地域住民の町に対する要望等の連絡調整に関すること。
- (4) 人材等の推薦、催事や説明会等の連絡調整に関すること。
- (5) 地域の環境衛生に関すること。
- (6) 良好な地域社会の維持及び形成に資する事業に関すること。

○ 交付金の額は、下表の基準により自治活動振興分と行政事務委嘱分とで、それぞれ算出した額を合計して交付します。

区分	均等割額	世帯割額	備考
自治活動振興分	25,000円	700円	当年度4月1日時点住民基本台帳世帯数
行政事務委嘱分	22,000円	700円	当年度4月1日時点広報等配布世帯数

○ 次の基準を満たす部落は、上記の額に追加して交付を行います。

交付基準	追加交付金額
前年度に認可地縁団体を設立	10,000円
前年度に部落が合併した場合	50,000円
当年度に敬老事業を実施した場合	部落内の当年度4月1日時点の75歳以上の方、1人あたり1,000円
自主防災組織を結成しておりかつ当年度に防災訓練、研修会等を実施した場合（設備点検のみの場合は除く）	当年度の4月1日時点の世帯数が 50世帯以上の部落 20,000円 50世帯未満の部落 10,000円
当年度に除雪活動を実施した場合 対象経費	実施額の2/3、上限75,000円 ①除雪用機械及び除雪用車輛の使用に関する経費 ②業者に除雪作業を依頼した場合の委託費 ③機械、車輛を操作した場合の謝礼、報酬

交付基準	追加交付金額
<p>当年度に認可地縁団体が公民館の土地又は建物の名義を認可地縁団体にした場合</p> <p style="text-align: center;">対象経費</p>	<p>実施額の10/10、上限300,000円</p> <p>①登録免許税 ②司法書士、土地家屋調査士に登記手続きを依頼した際に発生した費用</p>

2. コミュニティ助成事業補助金

1. 担当、問合せ先

- (1) 一般コミュニティ助成事業……………総務課 行政総務室 【電話】 52-1700
- (2) コミュニティセンター助成事業……総務課 行政総務室 【電話】 52-1700
- (3) 地域防災組織育成助成事業……………総務課 防災危機管理室 【電話】 52-1700

2. 目的

自治会・自主防災組織へコミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

3. 内容、要件等

事業区分	助成内容及び事業例	助成額
(1) 一般コミュニティ助成事業	<p>・コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備</p> <p>例：祭り用備品（太鼓、御輿、山車、法被、提灯等）、公民館備品（調理用機器、冷暖房器具、机、イス、テレビ等）、イベント用テント、除雪機、草刈機、遊具、広場の整備、基礎工事を伴わない東屋等。 ただし、駐車場、トイレ、電球のみの整備等は対象外。</p>	100万円以上 250万円以内
(2) コミュニティセンター助成事業	<p>・認可地縁団体が行う部落公民館の建設又は大規模修繕</p> <p>例：建築主体工事、電気・機械設備工事、建物登記費用、設計監理料。ただし、土地取得費、造成費、既存施設の解体費は対象外。</p>	総事業費の 5分の3以内 (上限1,500万円)
(3) 地域防災組織育成助成事業	<p>・自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備</p> <p>例：無線機、ヘルメット、ヘッドライト、投光器、発電機、メガホン等防災資材の購入、基礎工事を伴わない簡易倉庫・収納庫</p>	30万円以上 200万円以内

- 過去10年以内に「(3) 地域防災組織育成助成事業」を除く同種事業について補助を受けている団体は、対象となりません。
- 補助金の額は、10万円単位となっており、10万円未満は切り捨てとします。
- 国の助成制度等を受ける場合は、対象となりません。
- 事業は必ずしも採択されるものではなく、一般財団法人自治総合センターが事業効果や必要性等を考慮し、最終的な助成決定を行いますので、予めご了承下さい。



3. 小型除雪機購入補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-1700

2. 目的

冬期に住民の往来を確保するため、地域住民が自発的に行う町道等の除雪に使用する小型除雪機械の購入を支援します。

3. 内容、要件等

区分	品目	補助率	補助限度額
小型除雪機 購入補助金	小型除雪機の購入、農業用トラクターへの除雪用パーツの購入及び装着費（1自治会 1台/年度） ※農業用トラクターへの除雪用パーツ バケット、スノーブロウ等	3/4	100万円

※ただし、対象は、認可地縁団体である自治会に限ります。

4. 自治会集会施設整備費補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-1700

2. 目的

公民館など集会施設（コミュニティ施設）の新築、改築、増築工事費用について、金融機関から借入れされた場合、経費の一部を補助金として交付して、負担軽減を図ります。

3. 内容、要件等

- 補助金の交付対象となる事業は、以下に該当し、町長が認めるものとなります。ただし、土地の取得費は除きます。
 - (1) 集会施設の新築、改築、改修
 - (2) 集会施設の増築
 - (3) 集会施設の購入
- 補助金の額は、上記の事業を実施するため、自治会が金融機関から借り入れた額の5%になります。

5. 自治会集会施設LED化事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 行政総務室 【電話】 52-1700

2. 目的

白熱電球や蛍光灯からLED照明に移行していないコミュニティ施設に対し、白熱電球及び蛍光灯からLED照明へ移行する際にかかる工事費・備品購入費を一部支援することで、コミュニティ施設のLED化の促進を図ります。

3. 内容、要件等

- 補助金の交付対象となる事業は、以下に該当し、町長が認めるものとなります。ただし、撤去工事費・廃棄処理工事費は除きます。
 - (1) 自治会が維持・管理を行っている集会施設の照明備品購入費
 - (2) 照明設備の設置・交換にかかわる工事費

交付金額 1自治会あたり上限10万円（補助率1/2）

※申請の際には役場総務課までご連絡ください。

6. 自主防災組織防災資機材整備事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 防災危機管理室 【電話】52-1700

2. 目的

自主防災組織等に対し、防災資機材の整備及び消防用可搬ポンプ修繕等に要する経費に対し補助金を交付することにより、地域の防災力を強化し、災害による被害の防止又は軽減を図ります。

3. 内容、要件等

1 自主防災組織防災資機材整備事業

自主防災組織が次表の品目購入に要する経費を交付対象とします。

区分	品目	補助率	補助限度額
消 火 用	消防用ホース、消火器その他消火用具及び付属品	1/2	50,000円
安全装備用	ヘルメット、防火衣その他安全装備用具		
救出救助用	ジャッキ、担架その他救出救助用具		
情報伝達用	メガホン、トランシーバーその他情報伝達用具		
活 動 用	腕章、活動服その他活動用具		

注) 自主防災組織防災資機材整備事業は、令和5年度から毎年度活用が可能です。

2 消防ポンプ修繕事業

自主防災組織や自治会が所有する消防用ポンプの修繕等に要する経費を補助対象とします。

区 分	補助率	補助限度額
消防用可搬ポンプの修繕、メンテナンス、部品交換等に要する経費	自主防災組織 2/3	自主防災組織 80,000円
	自主防災組織以外の団体 1/2	自主防災組織以外の団体 60,000円

7. わが町支え愛マップ推進事業補助金

1. 担当、問合せ先

総務課 防災危機管理室 【電話】 52-1700

琴浦町社会福祉協議会 【電話】 52-3600

2. 目的

支え愛マップづくりをとおり、災害時の避難において支援を必要とする者に対する支援体制の仕組みづくりなどの取り組みを支援することにより、地域での支え愛活動の充実を図ります。

※ 支え愛マップとは

災害時の避難支援や、その対応を円滑に進めるための平常時の見守りなどを目的として、独居や高齢者世帯などの支援を必要とする者、その支援者の情報、避難所等を盛り込んだ地図です。

3. 内容、要件等

1 わが町支え愛活動支援事業

(1) 事業内容

- ・支え愛マップの作成（必須）
- ・支援を必要とする者の特性に応じた避難訓練の実施
- ・支援を必要とする者への平常時における見守り体制の構築
- ・避難支援に係る研修会・講習会の実施

(2) 対象経費

事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 補助限度額

5万円

2 わが町支え愛活動ステップアップ事業

(1) 事業内容

- ・支え愛マップづくりから明らかになった災害時の避難支援に係る課題について、解決に向けた取り組みを企画していくため、住民が主体となって開催する会議の設置及び運営（必須）
- ・災害時の避難支援に係る課題解決に向けた取り組み

(2) 対象経費

事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費

(3) 補助限度額

10万円

8. 個別避難計画作成事業交付金

1. 担当、問合せ先

総務課 防災危機管理室 【電話】52-1700

2. 目的

避難行動において支援を必要とする方（避難行動要支援者）ごとに、避難場所や避難方法、避難支援者などを定めた個別避難計画作成することで、避難支援の仕組みづくりやその対応を円滑に進めるための体制整備を図るとともに、地域での支え愛活動の充実を図ります。

3. 内容、要件等

(1) 事業内容

地域、関係機関、町との話し合いにより、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を町と一緒に作成します。

(2) 交付金額

ア 1地区あたり5,000円 + イ 1計画あたり2,000円×計画作成数

※ アは1自治会につき1回限り、イは新規作成の計画のみが対象

9. 資源ごみ回収小屋等設置事業補助金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】52-1703

2. 目的

琴浦町内の各自治会に対して、資源ごみ等の分別回収推進のため、資源ごみの回収小屋等を設置、改修する際に予算の範囲内で補助金の交付を行います。

3. 内容、要件等

- 町内自治会の資源ごみ等の回収用の小屋や付属設備等（以下「回収小屋等」）の新設、又は設置されている回収小屋等の改修事業を対象とします。購入費用、建設費用のほか、自前で修理した時の材料費も対象とします。ただし、回収小屋等の設置に係る土地の購入、賃借料等は対象外です。
- 町内に事業所（本店、支店、営業所等）を有する業者（法人及び個人事業主）から購入したり、工事を依頼したりすることが要件です。
- 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1（1,000円未満切り捨て）とし、10万円を限度とします。

10. 資源ごみ回収報奨金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】52-1703

2. 目的

資源ごみの回収量を増やし、循環型社会形成を推進することを目的とします。

3. 内容、要件等

- 自治会や子ども会などで回収した再生資源ごみに対し、資源ごみ回収報奨金として紙、金属 1 kgあたり 5円、ビン 1本あたり 5円をお支払いします。
- 資源ごみ報奨金を申請するには、事前に町へ団体登録の申請をしていただく必要があります（初回のみ）。

11. 飼い主のいない猫対策補助金

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】 52-1703



2. 目的

飼い主のいない猫（以下「野良猫」という。）に不妊・去勢のための手術を受けさせる取組を支援し、野良猫の繁殖を抑え、生活環境の保全と動物愛護意識の高揚を図ります。

3. 内容、要件等

- 町内の野良猫に対し、県内で開業する動物病院で、不妊又は去勢のための手術を受けさせる町内在住者又は自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
- 補助金の額は、野良猫 1頭につき上限10,000円です。
- 個人申請 1名につき10頭まで・自治会申請 1自治会につき15頭まで。
- 手術を受けさせた場合は、手術を受けた証拠として猫の耳先のV字カットも受けさせてください。

4. 申請の流れ

- ① 野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を受けさせます。
 - ※ 周辺住民への聞きとり等も行い、確実に飼い主がいないことを確認してください。
 - ※ 耳先のV字カットも忘れずに行ってください。
- ② 補助金を申請します。
- ③ 町が申請書の審査を行い、問題なければ交付決定書と請求書を送付しますので、後日請求書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

12. 海岸漂着物処理業務委託事業

1. 担当、問合せ先

町民生活課 ゼロカーボン推進室 【電話】 52-1703

2. 目的

海岸漂着物の撤去、海岸美化の取組を支援し、沿岸環境・景観の保全などを図ります。



3. 内容、要件等

- 年数回の海岸清掃を実施していただける町内の自治会やボランティア団体と委託契約を締結し、実施距離・回収量・回数に応じ、予算の範囲内で委託料をお支払いします。

13. 竹粉碎機無料レンタル制度

1. 担当、問合せ先

農林水産課 農林水産振興係

【電話】 55-7802

2. 内容等

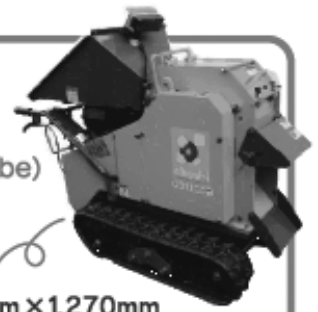
北栄町と共同利用する竹粉碎機を自治会に無償で貸し出します。

貸し出しは無料ですが、機械の運搬、燃料費、傷害保険等の費用は使用者負担です。

機械について



◀ 機械の動作の様子
(北栄町公式 YouTube)



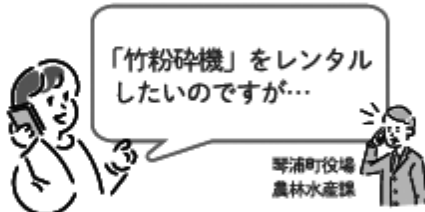
竹粉碎機：GS122GB
最大処理径：12.5cm
機械サイズ：1,620mm×730mm×1,270mm
重 量：345kg (軽トラックに積載可能)

3. 申請の流れ

申請方法

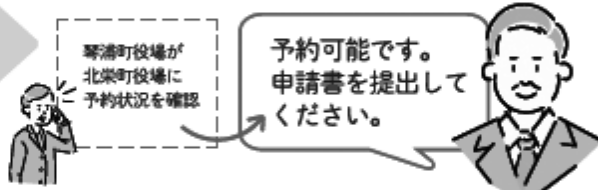
仮予約

①電話で仮予約



②予約状況の確認

予約状況を確認の上、折り返しお電話します。



本申請

③申請書提出

申請書（様式第1号）を記入し、琴浦町役場に提出してください。

申請者：琴浦町内の自治会



④許可書発行

「許可書」と「報告書」を同封して送付します。

※「報告書」は返却時に北栄町役場へ提出してください。

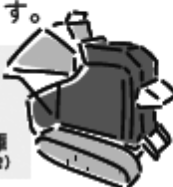


レンタル

⑤北栄町役場で貸出

北栄町役場にて貸し出します。

貸出期間：最大7日間
貸出使用料：無償
貸出・返却場所：北栄町役場車庫 (大衆庁舎)



⑥北栄町役場へ返却

使用した「竹粉碎機」を北栄町役場に返却してください。返却の際に、「報告書」も一緒に提出してください。

わからないことがあればお気軽にお尋ねください！



14. 土木施設愛護ボランティア制度

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

土木施設の愛護団体に対し支援を行うことにより、持続的な土木施設の愛護活動を促進し、施設の維持保全を図ります。

3. 内容、要件等

- 町が管理する道路・公園・河川（以下「土木施設」といいます。）において、地域の皆様が自主的に土木施設愛護ボランティア団体（以下「愛護団体」といいます。）を結成し、清掃・除草・植栽管理などの愛護活動を実施される場合に、交付金を交付し支援する制度です。
- 制度の対象となる愛護団体の活動内容は次のとおりです。
 - （1）町道およびその道路側溝の清掃、除草等。ただし、集落内のものは除く。
 - （2）町が管理する公園、その他施設の整地、清掃、除草等。
 - （3）その他土木施設愛護の思想普及のために必要な活動。
- 交付金の額は以下のとおりです。
 - （1）150円/人・時間
 - （2）草刈機を使用の場合は150円/台・時間
 - （3）1団体あたり5万円を交付の上限とします。



15. 街路灯新設事業補助金

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

自治会が街路灯を新設する場合に補助金を交付し、地域の交通安全と防犯対策の推進を図ります。

3. 内容、要件等

- 集落内の町道等に、自治会で街路灯を新設する場合に補助を行います。ただし、灯具の修繕や移設については対象外です。また、自治公民館等、自治会が管理する施設のための外灯も対象外です。
- 交付額は1基あたり設置事業費（消費税込み）の1/3の額とします。ただし、補助金の1基あたりの上限は1万円です。

設置後の維持管理（電気代除く）は申請者負担とします。

16. 町道支障木伐採支援事業補助金

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

山林等から町道にせり出し、通行に支障となる樹木〔支障木〕を伐採することで、強風や積雪による倒木を未然に防ぎ、安全な道路環境の保全を図ります。

3. 内容、要件等

- 山林等から町道にせり出す支障木を、自治会及び個人が業者委託により伐採する場合に補助金を交付します。
※農地からせり出すサング樹等の枝打ちも申請の対象にできます。
- 部落有地の支障木を伐採する場合や、複数の土地所有者の土地を合わせ、一体的に大規模な区間の支障木を伐採する等の場合、自治会で申請していただくことも可能です。
※土地所有者への伐採の了解は、自治会で取っていただきますようお願いいたします。
- 補助の対象となる費用
 - ・業者に伐採や枝打ちを依頼した場合の委託料
※チェーンソー等で自力で伐採された場合は、燃料費等を原材料等支給制度で助成できます。
- 補助金の額は以下のとおりです。
 - ・自治会：補助率 2/3 補助金の上限20万円
 - ・個人：補助率 1/2 補助金の上限 5万円
- 町職員との事前の現地立会が必須です。

17. 原材料等支給制度

1. 担当、問合せ先

建設住宅課 地域整備室 【電話】55-7804

2. 目的

里道や生活排水路（赤線・青線）の維持管理について、その原材料等を支給することで持続的な維持管理を支援し、住環境の整備を推進します。

3. 内容、要件等

- 町道、認定外道路及び生活排水施設等を自治会等の労務負担により施行する場合、工事に使用する原材料・機械借上料を助成します。
- 原材料等の支給限度額は以下のとおりです。
 - ・原材料：1箇所あたり年間20万円
 - ・機械借上料：1箇所あたり年間10万円

部落自治振興事業一覧

○ 主な支給原材料や支給率は、下表のとおりです。

1 支給対象施設	2 支給原材料等	3 支給率
<ul style="list-style-type: none"> ・町道 ・認定外道路 ・生活排水路 ・町道側溝 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生コンクリート、アスファルト (2) 砕石（運搬を含む。） (3) 水路用二次製品 (4) 水路用二次製品布設に伴う付属品 （ヒューム管・柵・蓋などの二次製品） (5) 除草剤 (6) 作業に必要な機械の借上料 (7) その他町長が必要と認めるもの 	支給原材料費等の 10/10
<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の作業に係る労務費は、支給の対象に含みません。 ・業者へ委託を行うオペレーターなどの特殊な作業員賃金については、借上料に含めることができます。 ・業者へ委託を行う際の、諸経費及び関係者で対応できる内容の作業に必要な人件費は含みません。 		

資料編

ページ

Q 1	2025年度（令和7年度）の町の予算はどうなっていますか？	102
Q 2	2025年度（令和7年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？	102
Q 3	町の収入の34.8%を占める「地方交付税」とは何ですか？	104
Q 4	町の借金はどれくらいありますか？	104
Q 5	町の財産（資産）はどれくらいありますか？	105
Q 6	町の貯金（基金）と借金（町債）の推移はどうなっていますか？	106
Q 7	町民一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べるとどうですか？	106
Q 8	町の財政は健全ですか？	107
Q 9	町の人口はこれからどうなりますか？	108
Q 10	今後の財政収支の見込みはどうなりますか？	109

Q1 2025年度（令和7年度）の町の予算はどうなっていますか？

■全会計予算額 204億8,091万円

〔前年度に比べて9億7,078万円（5.0%）の増額〕

町の予算には、「一般会計」、「特別会計」、「公営企業会計」があります。サービスや事業の内容に応じて、収入と支出を区分して管理しています。

- 一般会計とは…
町民のための教育や福祉、道路などの基本的な住民サービスを行う会計です。
- 特別会計とは…
特定の収入で特定のサービスや事業を行うための会計で、一般会計とは、別に収入と支出を管理しています。
- 公営企業会計とは…
公営企業法に基づく事業について、民間企業と同様の会計で住民サービスを行う会計です。

会計名	令和7年度予算額	前年度との比較増減	増減率
一般会計	131億6,400万円	+6億3,800万円	+5.1%
特別会計			
介護保険	22億5,281万円	+4,678万円	+2.1%
国民健康保険	18億3,461万円	△1億6,083万円	△8.1%
後期高齢者医療	3億1,783万円	+24万円	+0.1%
船上山発電所管理	2,668万円	+9万円	+0.3%
簡易水道事業	0万円	△2,709万円	△100%
公営企業会計			
水道事業	11億3,027万円	+4億7,914万円	+73.6%
下水道事業	17億5,471万円	△554万円	△0.3%

- 簡易水道事業特別会計は、令和6年度新たに設けた会計ですが、令和7年度から町水道に編入し、施設の維持管理を行っていくことから、水道事業に統合し、廃止しました。
 - 公営企業会計については、収益的支出と資本的支出の総額を予算額としています。
- ※1万円未満で四捨五入による端数処理をしている関係で、増減率が一致しないものがあります。

Q2 2025年度（令和7年度）の一般会計の予算はどうなっていますか？

一般会計予算 131億6,400万円〔前年度に比べて6億3,800万円（5.1%）の増額〕

一般会計の歳出（支出）

民生費が最も多く、総務費、公債費（借金の返済）、教育費と続きます。

民生費…障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護などの事業に要する費用です。国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険の会計への支出も含まれます。

総務費…人事、企画、財政、財産管理、戸籍、選挙、統計、交通安全、定額減税調整給付金などの事業に要する費用です。

公債費…昨年度までに借入を行った借金の返済に要する費用です。

教育費…学校教育、生涯学習、図書館運営、文化財保護、スポーツ振興などの事業に要する費用です。

農林水産業費…農業・林業・水産業の振興に要する費用です。

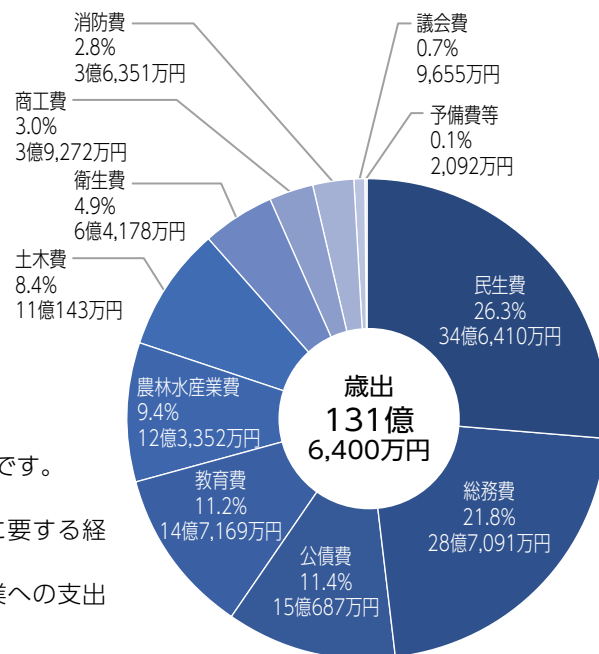
土木費…道路、河川、住宅、公園などの整備や管理に要する経費です。下水道事業への支出も含まれます。

衛生費…母子保健、健康づくり、ごみ処理、水道事業への支出などに要する費用です。

商工費…商工業振興、観光振興などに要する費用です。

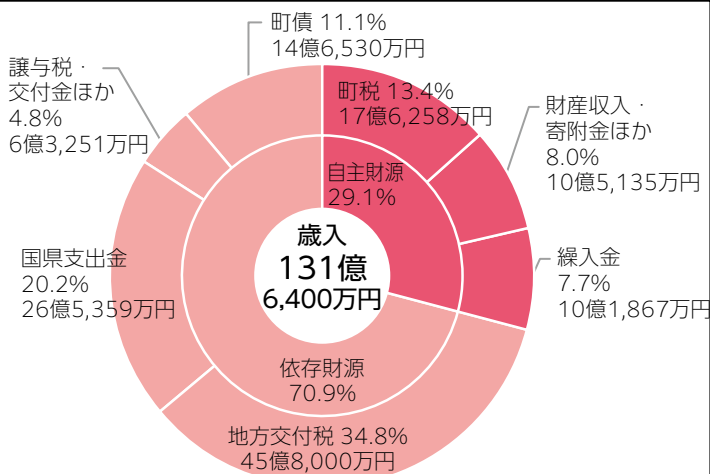
消防費…広域で運営する消防署や町の防災に要する費用です。

議会費…議会の運営に要する費用です。



一般会計の歳入（収入）

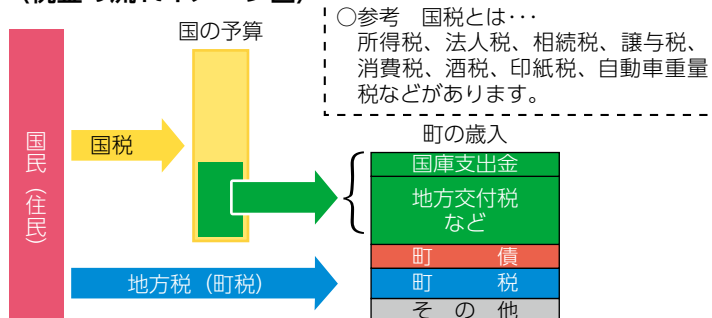
収入のうち、町税は、全体の13.4%を占めますが、住民サービスを行うためには、収入が不足します。国は、国民がどこに住んでいても一定のサービスが受けられるよう、その財源が不足する自治体に地方交付税を交付しています。琴浦町では、34.8%を占める重要な収入となっています。



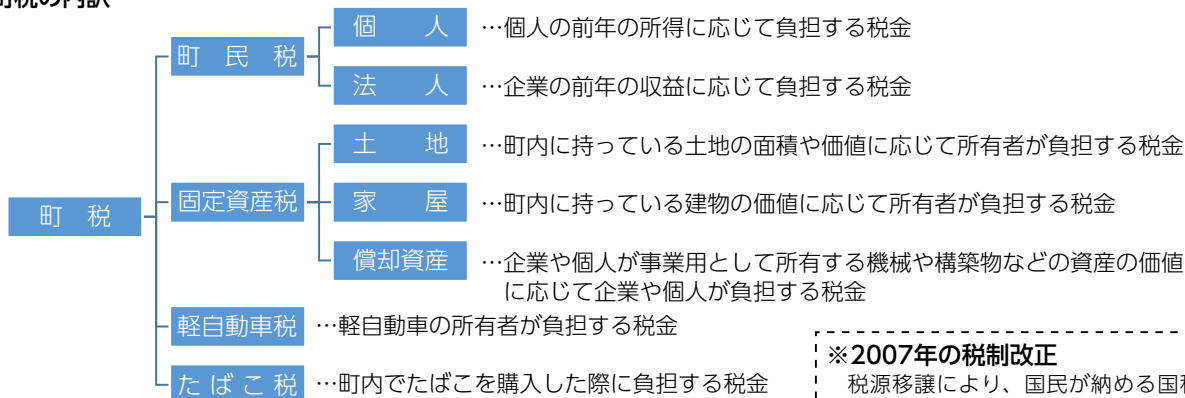
○税金の流れ

国民は、住んでいる町に直接支払う税金（町税）のほか、国に対しても所得税や消費税などの税金（国税）を負担しています。国税は、年金や医療など国民の社会保障などの費用に使用されるほか、自治体（町）に対して、住民サービスなどを行うための費用を補助金（支出金）や地方交付税などとして町に交付します。

〈税金の流れイメージ図〉



○町税の内訳



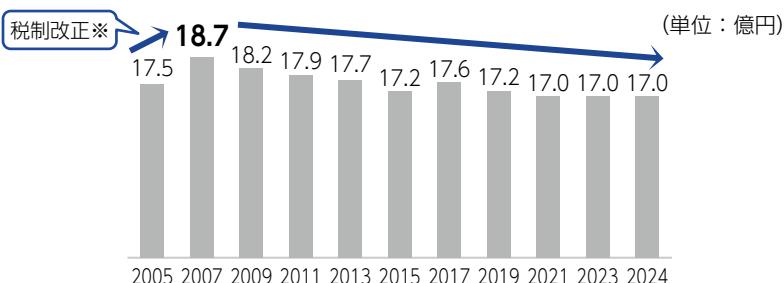
※2007年の税制改正

税源移譲により、国民が納める国税を減らし、地方税（町税・県税）を増やすことで、国から地方へ税源が移る。

○町税の推移

町税は減少傾向です

・働き世代人口の減少（納税者の減）・地価の下落（固定資産税の減）



Q. 町の収入は減っていただけですか？

人口減少に伴い、町税は減少傾向にありますが、2008年以降「ふるさと納税」という制度ができました。これにより、町外にお住まいの方でも、生まれた故郷や応援したい町に納税（寄附）することができるようになりました。琴浦町でも制度を活用して、収入の確保に取組んでいます。（2024年度のふるさと納税による寄附額は、約2.5億円でした。）

町はなぜ借金をするの？

建物を建てたり、道路を作るときには国の補助金などを活用しますが、補助は半分程度なので、残りは町が負担しなくてはなりません。

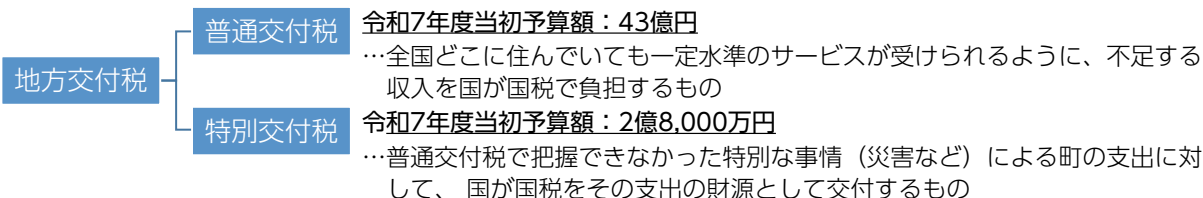
その年の税金を建設費に使ってしまうと、ほかの住民サービスのためのお金が足りなくなるため、借金をしてその建設費の支払いに使います。

建物や道路は、建設後、数十年先の住民も利用することから、建設する年の住民だけでなく、将来の住民に借金の返済という形で負担していただくことで、世代間の負担の公平性を保つ意味でも必要なくみです。

借金（町債）の目的によっては、毎年度、その返済費用の一部を国が地方交付税により負担するものもあります。

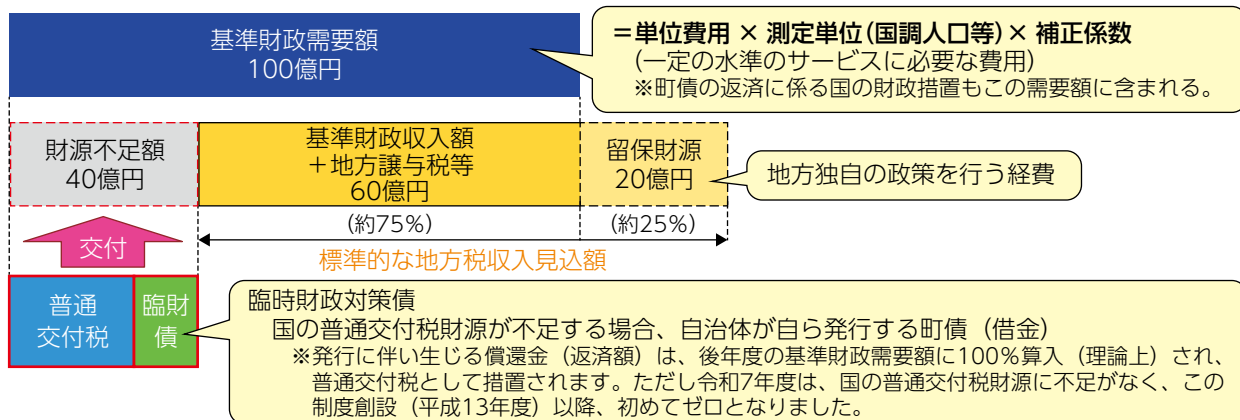
Q3 町の収入の34.8%を占める「地方交付税」とは何ですか？

- 地方交付税は、2025年度（令和7年度）の歳入として45億8,000万円を見込み、町の歳入の34.8%を占める重要なものとなっています。
- 地方交付税は、全国どこに住んでいても一定水準のサービスが受けられるように、国税として国が代わって徴収し、人口など一定の合理的な基準により、国が「地方交付税」として再配分するものです。

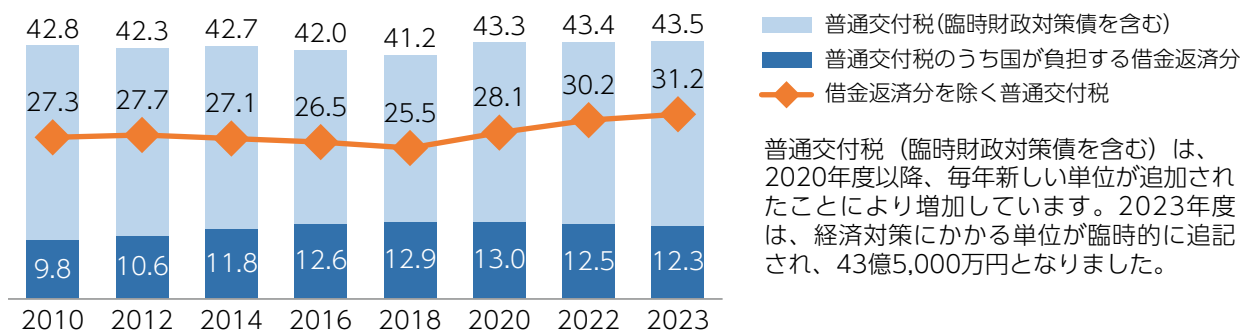


※地方交付税は、国税の所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額が財源となっています。

●普通交付税の配分方法（イメージ図） ※一定水準のサービスに100億円必要な町の例



●普通交付税（臨時財政対策債を含む）の推移 (単位：億円)

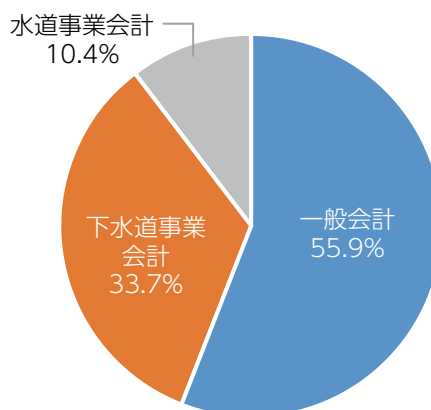


Q4 町の借金はどれくらいありますか？

2025年度末（令和7年度末）の借金（町債）残高は、全会計で197億4,361万円となる見込です。

町民1人あたりにすると、126万円/人になる見込みです。

会計	借金残高
一般会計	110億4,160万円
下水道事業会計	66億5,402万円
水道事業会計	20億4,799万円
合計	197億4,361万円

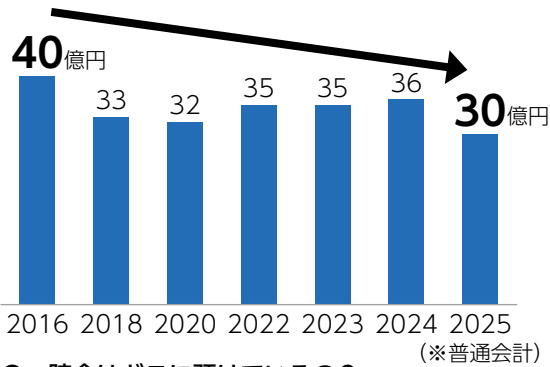


Q6 町の貯金（基金）と借金（町債）の推移はどうなっていますか？

- 近年の大規模な災害の復旧や物価高騰対策に積極的に取組んだことにより、貯金は減少しています。
- 今後は、老朽化した公共施設の更新などにより新たな借金（町債）が増加していく見込みです。

貯金残高の推移

貯金残高は、減少しています。

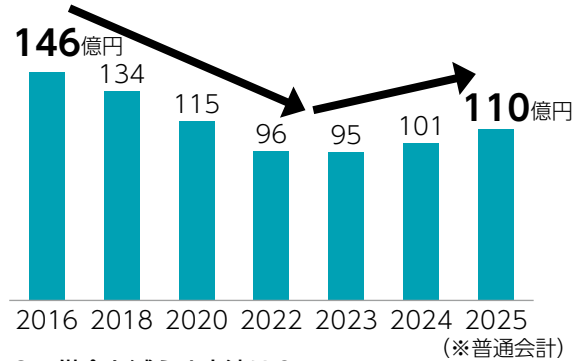


Q. 貯金はどこに預けているの？

貯金の多くは、必要ときに使えるように主に銀行に預けています。そのほか、貯金の一部を安全な国債（国の借金）などの形で保管することで銀行に預けるよりも利息を多く受け取る取組みも行っていきます。

借金残高の推移

借金残高は近年減少してきましたが、今後は増加傾向です。

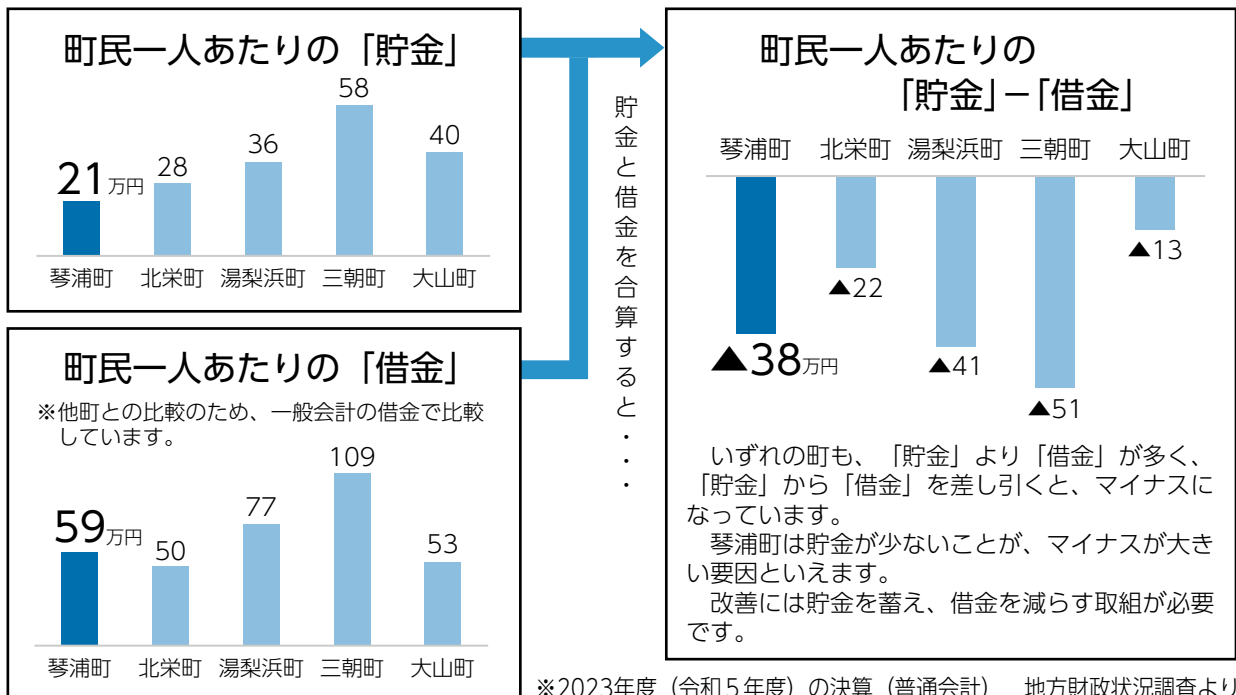


Q. 借金を減らす方法は？

近年は、新たなお金の借入れをこれまでの借金の返済額未満とすることで、借金残高を減らしてきました。また、返済期限を早めて、借金を返済する取組みも行ってきました。

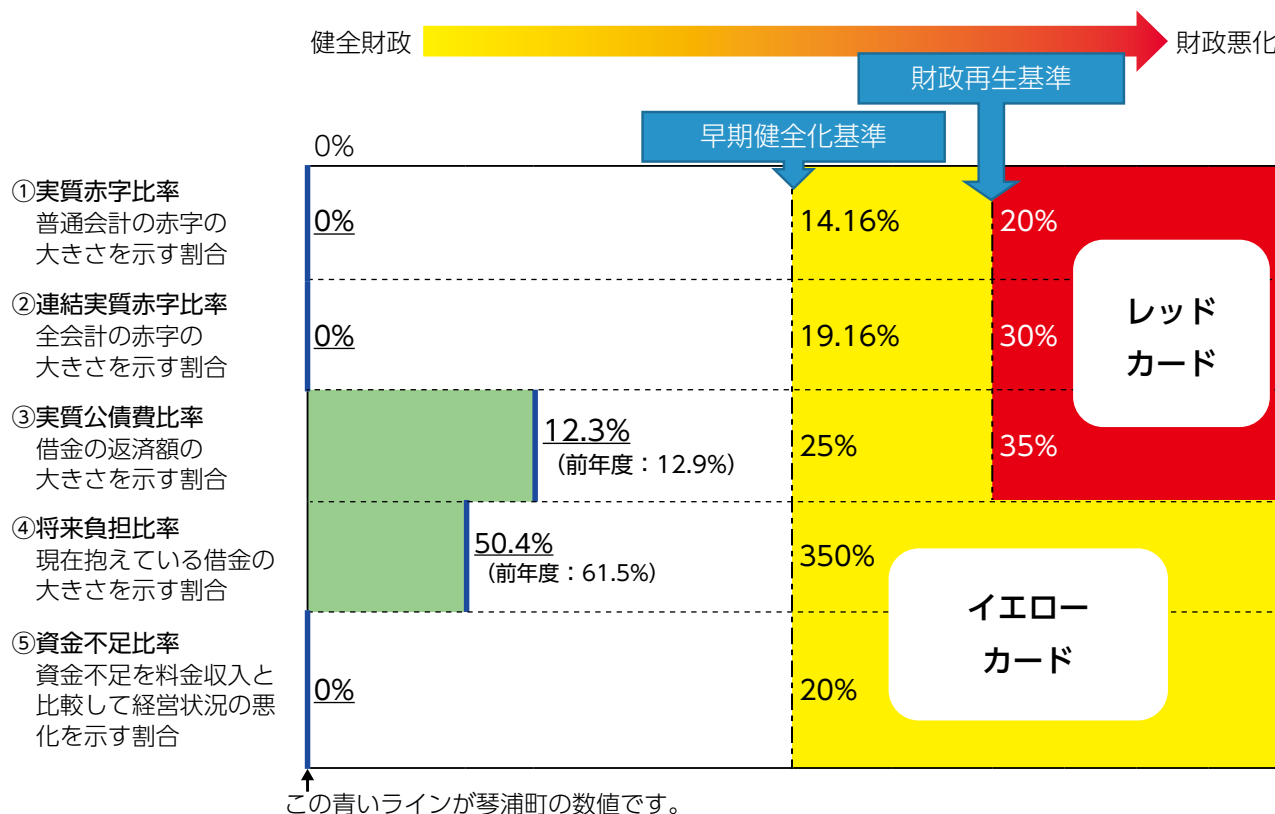
Q7 町民一人あたりの「貯金」と「借金」をほかの町と比べるとどうですか？

- 近隣の町村の1人当たりの「貯金」と「借金」を比較すると
 - ・「貯金」は、他の町に比べて少ない状況です。
 - ・「借金」は、北栄町と大山町より高い残高です。
- 今後は、貯金をためつつ、借金を前倒して返済し、将来の世代の負担を軽減する取組が必要です。



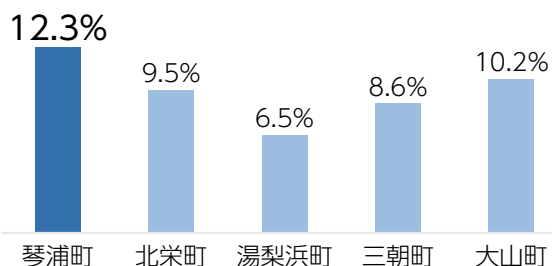
Q8 町の財政は健全ですか？

自治体の財政破綻を未然に防ぐために、国では、平成19年に地方公共団体財政健全化法を定めました。この法律では、自治体の財政の状況が健全かどうかを判断するために、全国で統一した5つの指標が決められています。この財政指標では、「早期健全化基準（イエローカード）」と「財政再生基準（レッドカード）」が定められています。令和5年度決算について琴浦町はすべての指標で、「早期健全化基準」を下回り、財政状況は健全な状態にあります。



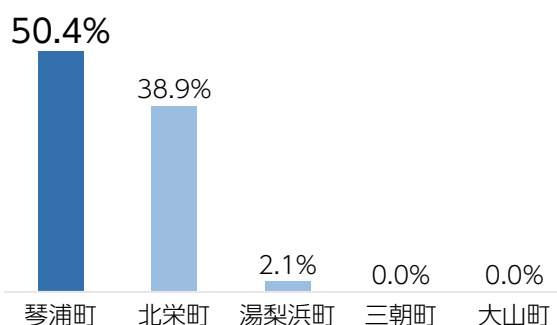
○近隣の町との比較

実質公債費比率



実質公債費比率は、他町よりも高いことから、毎年の借金返済額が町の収入に対して高いことが分かります。実質公債費比率が低いほど、収入に対する借金返済額が小さくなるため、きめ細かなサービスの展開が可能となります。

将来負担比率



将来負担比率は、他町よりも高いことから、将来、負担しなくてはいけない借金などが多いことが分かります。将来負担比率が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性の度合いが高いといえます。

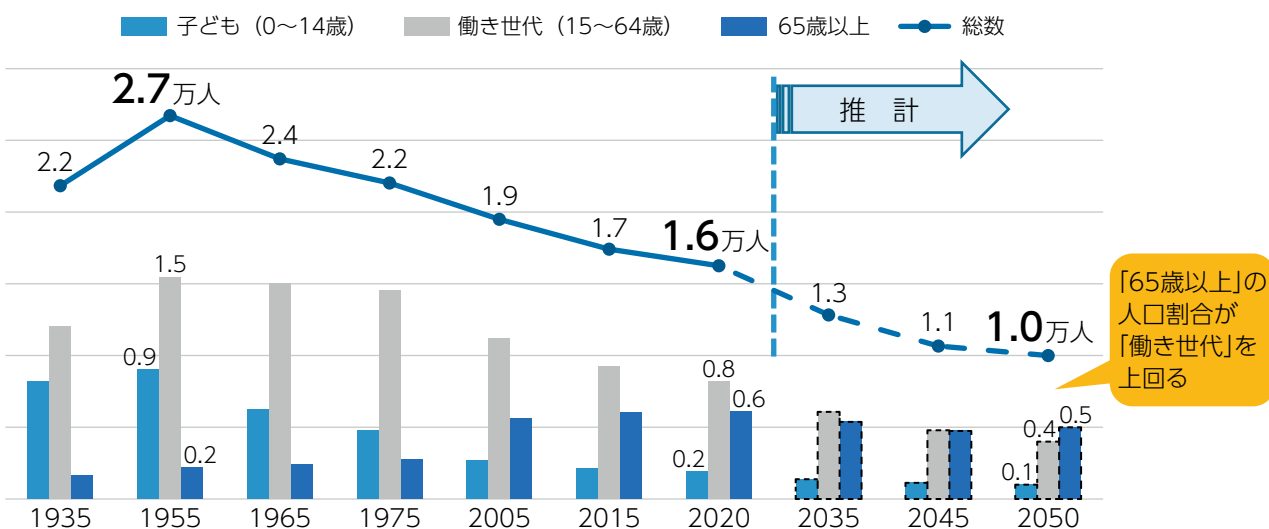
この2つの指標は、新しい借金をできるだけしないで、借りている借金を繰上げて返済するとともに、収入を確保し貯金することで、改善されます。また、返済するときに国が返済額の一部を負担してくれる有利な借金を活用するなど、貯金と返済のバランスを取りながら、必要な事業をしっかりと行う必要があります。

Q9 町の人口はこれからどうなりますか？

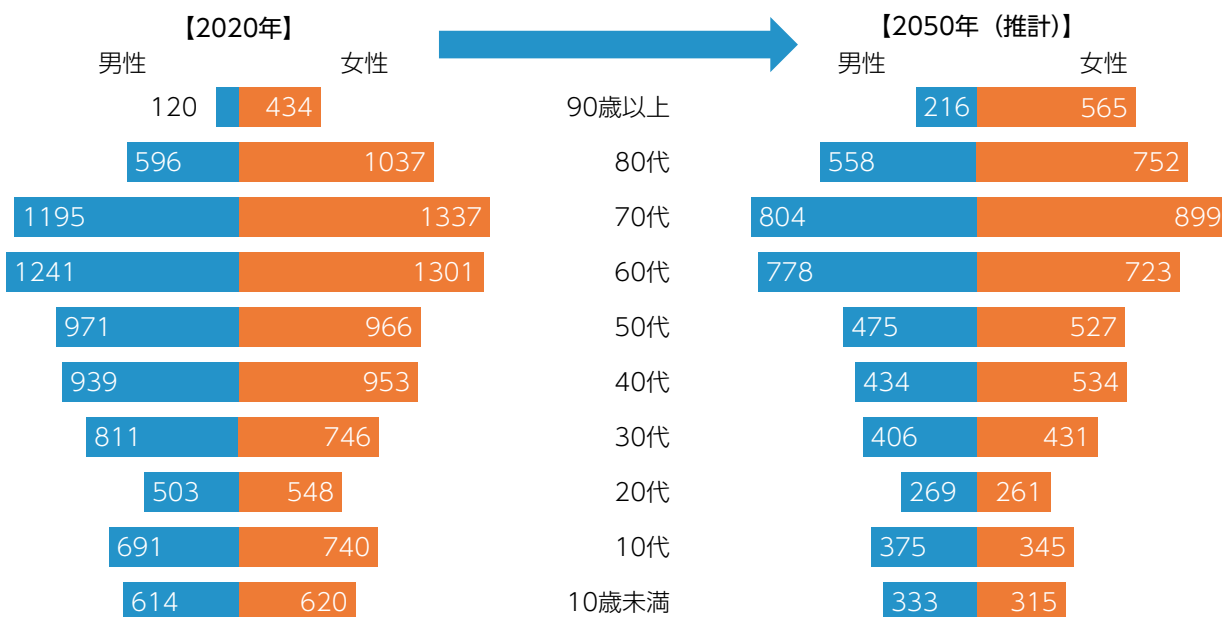
- 人口の「総数」は減少してきており、今後も減少する見込みです。
- 特に「子ども」、「働き世代」の人口は減少し、今後も減少する見込みです。
- 2045年には「働き世代」と「65歳以上」の人口はほぼ同数になります（高齢者割合が増えます）。

人口が減少し、高齢化が進むと…

- 民間企業・病院・介護施設・役場などの働き手が不足し、地域のリーダー、担い手も不足します。
- 人口、働き世代の人口に比例して、住民サービスを行うために必要な税金・地方交付税が減少します。
- 65歳以上の人口の割合の増加に伴い、歳出全体に占める医療・介護などの割合は増えます。



琴浦町人口ピラミッド



人口ピラミッドからも高齢化が進み若年層（グラフの下側）の人口が少なくなることが分かります。

※全国の自治体の人口推計を行う国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用しています。

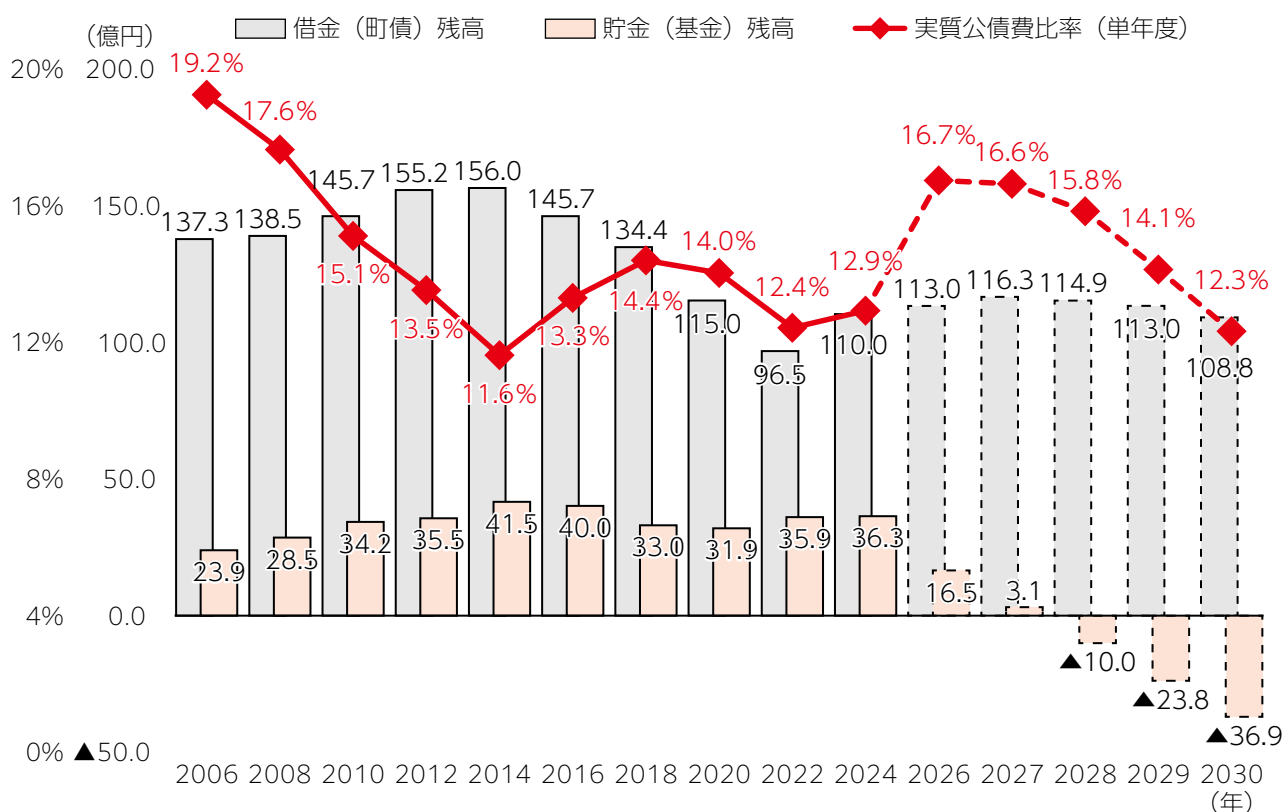
Q10 今後の財政収支の見込みはどうなりますか？

2025年度（令和7年度）の当初予算及び今後見込まれる事業などのほか、後年度の収入と支出の見込により試算した結果、借金、貯金、実質公債費比率（単年度）は、下記のグラフのとおりとなりました。

〔試算のポイント〕

- 収入として、町税については、賃金の上昇等により1人あたりの個人町民税の増加が見込まれますが、生産年齢人口の減少や地価の下落による減少の影響を受けるため据置きを見込んでいます。
- 支出として、教育や産業、公共事業（道路等）などは、これまでと同じ事業費を見込むほか、物品の購入など消費的な支出、福祉及び職員人件費は2%程度の増加を見込んでいます。
- 老朽化した公共施設（東伯総合公園、地区公民館など）の更新や、必要な取組を行うために新たな借金（町債）の発行を見込んでいます。

貯金（基金）残高は減少傾向にあります。いつ起きるか分からない災害に備えて貯金（基金）を積み立てることが必要です。より一層の収入の確保と各種事業の効果検証による事業の見直しや事業の効率化を図ります。



○借金残高（町債残高）

新たな借金（町債）発行を元金の返済額未満としてきたことに加え、2018年度から2023年度の間8.1億円を繰り上げて返済したことから、借金残高（町債残高）は減少してきました。2024年度以降、老朽化した公共施設の更新のため、新たな借金（町債）の発行が、各年度の元金の返済額を上回るため、借金（町債）は増加する見込みです。

○貯金残高（基金残高）

支出に対して同じ年の収入が不足することにより、貯金（基金）が減少します。2026年度以降も2025年度当初予算と同様の収入・支出による予算編成を続ければ、2028年度には貯金（基金）が底つき、以降の予算を編成することが難しくなります。

今後は、これまで以上に「アレもコレも」から、「アレかコレか」という「選択と集中」を行い、さらに成果や効果を高める取り組みを進める必要があります。

○実質公債費比率 ※詳しくは107ページをご覧ください

健全化判断比率のうち最も留意すべき指標である実質公債費比率（単年度）は、2026年度に16.7%となりピークを迎える見込みです。今後の借金（町債）の発行にあっては、引き続き、後年度の返済が実質公債費比率に及ぼす影響を考慮した借り入れを行うことが重要です。

※実質公債費比率（3カ年平均）が18.0%を超えると、借金（町債）を発行する際に県の許可が必要となります。

役場への問合せ先一覧表

○令和7年度 役場の組織名称の変更

新しい名称	内容
税務課 評価・地籍調査係	固定資産税の評価漏れに対する新しい取り組みを推進するため、「税務課 評価係」と「税務課 地籍調査係」を統合し、「税務課 評価・地籍調査係」に名称変更しました。
子育て応援課 こども家庭センター すくすく	児童福祉法の改正により、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされました。妊産婦や乳幼児に対する相談支援機能（母子保健）と、こどもや子育て家庭に対する相談支援機能（児童福祉機能）を一体的に連携して相談支援を行うため、「子育て応援課 子育て世代包括支援センター」を、「子育て応援課 こども家庭センターすくすく」に名称変更しました。

役場の組織

本庁舎 代表（電話：52-2111 FAX：49-0000）

	課名	電話	FAX	係	業務
1階	総務課	52-1700	49-0000	行政総務室 財務監理室 施設管理室 DX推進室 防災危機管理室	職員人事・給与・福利厚生、例規、文書管理、選挙、財政、財産区、自治会、地縁団体、入札、DX推進、公共施設総合管理、危機管理、消防・防災、交通安全
	町民生活課	52-1704 52-1703	49-0000	総合窓口係 ゼロカーボン推進室	戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード交付・更新、年金、ゼロカーボン推進、環境対策、斎場管理
	企画政策課	52-1708	49-0000	SDGs推進室 移住定住推進室	総合計画、過疎計画、地方創生、地域交通、人口減対策、まちづくり、広報・公聴、CATV、男女共同参画、国際交流、移住定住、SDGs推進
	税務課	52-1702 52-1712 52-1701	49-0000	課税係 徴収係 評価・地籍調査係	固定資産税、町県民税、軽自動車税、固定資産評価、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、地籍調査、住宅新築資金等債務整理
	福祉あんしん課	52-1706 52-1715	52-1524	障がい福祉係 生活支援係	生活保護、母子自立支援、民生児童委員、障がい者相談支援、児童扶養手当
	すこやか健康課	52-1705 52-1707 52-1525 52-1716	52-1524	健康推進係 保険係 地域包括支援センター 高齢福祉係	健康推進、保健指導、各種検診、予防接種（成人）、国民健康保険、後期高齢者医療保険、特別医療、介護予防支援、高齢者福祉、介護保険
	出納室	52-1711	49-0000	出納係	現金出納、物品出納
2階	議会事務局 監査委員事務局	52-1710	52-1718	庶務・議事係 監査係	議事、議会庶務 監査
保健センター	子育て応援課	52-1709 27-1333	49-0000	こども未来係 こども家庭センターすくすく	母子保健、こども園・保育園、児童福祉、放課後児童クラブ、児童手当、児童虐待・DV防止、予防接種（子ども）、ファミリーサポートセンター
厚生棟	商工観光課	52-1713	52-1714	商工担当 観光担当	商工業振興、企業誘致、観光振興、道の駅、雇用対策、統計

役場の組織

分庁舎 代表（電話：55-0111 FAX：55-7558）

	課名	電話	FAX	係	業務
1階	図書館赤碕分館	55-7547	55-7534		図書等資料の貸出、閲覧
	建設住宅課	55-7804 55-7805	55-7558	地域整備室 住宅係	土木一般、道路・河川の整備・維持管理、都市計画、公営住宅、空き家対策
	上下水道課	55-0111 55-7806 55-7807	55-7558	分庁総合窓口係 上水道係 下水道係	上下水道管理、総合窓口業務、分庁舎管理
2階	農林水産課	55-7802 55-7803	55-7558	農林水産振興係 農村整備係	農業・林業・水産業・畜産業の振興、担い手育成、土地改良
	農業委員会事務局	55-7809	55-7558	農政係 農地係	農地の売買・貸借・転用、農家台帳、農業者年金

生涯学習センター 代表（電話：52-1111 FAX：52-1122）

	課名	電話	FAX	係	業務
2階	図書館	52-1115	52-1155		図書等資料の貸出、閲覧
3階	教育総務課	52-1160	52-1122	総務係 指導係	教育行政企画、教育委員会、就学援助、学校施設、教科指導
	社会教育課	52-1161	52-1122	生涯学習センター管理室 生涯学習係 学芸文化係	生涯学習、公民館、社会教育施設、青少年健全育成、文化財、芸術文化
		52-2047	52-2037	社会体育係	スポーツ振興、社会体育施設
	人権・同和教育課	52-1162	52-1122	人権教育推進係	人権教育・啓発、人権相談、人権対策、文化センター管理

その他の施設

施設名	電話	FAX	施設名	電話	FAX
琴浦学校給食センター	52-2729	53-1712	一向平管理棟	57-2100	—
八橋地区公民館	52-2564	52-2564	琴浦斎場	58-2566	58-2566
浦安地区公民館	52-2796	52-2796	東伯総合公園	52-2047	52-2037
下郷地区公民館	53-1886	53-1886	赤碕総合運動公園	55-7570	55-7570
上郷地区公民館	52-3066	52-3066	八橋小学校	52-2950	53-2657
古布庄地区公民館	57-2004	57-2004	浦安小学校	52-2404	53-2261
赤碕地区公民館	55-2149	55-2149	聖郷小学校	52-3016	49-5020
成美地区公民館	55-2316	55-2316	赤碕小学校	55-0506	55-0508
安田地区公民館	55-1848	55-1848	船上小学校	55-0601	55-0799
以西地区公民館	55-7550	55-7550	東伯中学校	52-2326	52-2999
やばせこども園	53-0909	53-0909	赤碕中学校	55-0002	55-2202
しらとりこども園	52-6066	52-6066	東伯文化センター	52-2773	52-2773
こがねこども園	52-3715	52-3715	赤碕文化センター	55-0741	55-0741
ことうらこども園	55-0710	55-0710			
ふなのえこども園	55-1972	55-1972			



惑星コトウラ



発行 鳥取県琴浦町

住所 689 - 2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

TEL 0858 - 52 - 2111

FAX 0858 - 49 - 0000

ホームページ <https://www.town.kotoura.tottori.jp>

編集 琴浦町総務課 財務監理室

